【改訂版】

三原市
地域福祉計画

平成26（2014）年度～令和5（2023）年度

改定　令和元（2019）年6月
追記　令和３(2021)年３月

広 島 県 三 原 市

地域福祉計画追記の背景

三原市地域福祉計画は，地域に根ざし，お互いを思いやり，助け合い，地域に暮らす誰もがその人らしく，自立した生活を送るための地域共生の仕組みづくりをめざすものです。

平成２６年度から令和５年度を計画期間とする三原市地域福祉計画は，令和元年６月に中間見直しをしました。

この度，認知症，知的障害，精神障害等により判断能力が充分でない人の権利を擁護するために，地域連携ネットワークの構築に取り組み，成年後見制度の利用を促進するための，「成年後見制度利用促進基本計画」の内容と，罪を犯した人を円滑に社会復帰につなげ，市民が安心して暮らせる環境づくりのため再犯の防止等に関する施策を計画的に推進するための，「再犯防止推進計画」の内容を追記しました。

令和３年３月

目次

第１章　地域福祉計画の改訂内容 **1**

　１　計画改訂における背景と目的 1

　２　計画改訂の概要 2

第２章　地域福祉計画の概要 **4**

　１　地域福祉とは 4

　２　地域福祉計画とは 5

　３　地域福祉計画の法的根拠・制度の動向 6

　４　地域福祉計画の期間 10

　５　地域福祉計画の位置づけ・他計画との関係 10

　６　三原市地域福祉計画策定経緯 12

　７　三原市における地域福祉推進の圏域について 13

　８　計画の策定手法 14

第３章　三原市の地域福祉の現状と課題 **16**

　１　三原市の現状 16

　（１）人口の推移 16

　（２）高齢者の状況 17

　（３）第1号被保険者　要介護（要支援）認定率の推移 18

　（４）子ども・子育て世帯の状況 19

　（５）子どもの生活実態調査結果 20

　（６）障害者手帳所持者数 21

　（７）高齢者相談センターにおける相談件数 22

　（８）障害に関する相談件数 23

　（９）生活保護の状況 24

　(10) 生活困窮者自立支援事業の実施状況 24

　(11) 子育て世代包括支援センター（すくすく）の利用件数 25

　２　地域別の現状 26

　（１）地域別の人口構造 26

　（２）地域別の人口推計 28

　３　三原市における主な地域福祉活動 29

　４　平成30年７月豪雨災害前の住民アンケート調査の結果 32

　（１）地域福祉の進捗 32

　（２）高齢者の生きがいづくりと社会参加 35

　（３）日常生活での助け合い，支え合いについて 36

　（４）災害時における支援について 41

5　平成30年７月豪雨災害後の住民アンケート調査の結果 43
Ａ　町内会等住民自治組織調査結果 43
Ｂ　民生委員児童委員調査結果 45
6　平成30年７月豪雨災害前後の住民アンケート調査比較 47
Ａ　町内会等住民自治組織調査結果 47
Ｂ　民生委員・児童委員調査結果 52
7　関係団体等へのヒアリングによる意見 57
8　ライフステージ別及び支援が必要な人の課題 60
（１）乳幼児期（０～５歳），学齢期（６～15歳） 60
（２）青年期(16～29歳) 60
（３）壮年期(30～44歳)，中年期(45～64歳) 60
（４）前期高齢者(65～74歳)，後期高齢者(75歳以上) 61
（５）障害のある人・要介護者 61
（６）社会的少数者・社会的弱者（外国人，生活困窮者，子どもの貧困世帯，ひとり親家庭，引きこもりなど） 61
（７）災害時における要配慮者 62
9　見えてきた課題と取り組むべき方向性 63
基本目標１：地域のつながりを育む人づくり 63
基本目標２：助け合い・支え合いの地域づくり 63
基本目標３：安心して暮らせる環境づくり 63
第４章　計画の基本理念と将来像 64
1　基本理念 64
2　基本目標 65
基本目標１　地域のつながりを育む人づくり 65
基本目標２　助け合い・支え合いの地域づくり 65
基本目標３　安心して暮らせる環境づくり 65
3　計画の体系図 67
第５章　行動計画 68
1　基本目標 69
基本目標１　地域のつながりを育む人づくり 69
基本目標２　助け合い・支え合いの地域づくり 73
基本目標３　安心して暮らせる環境づくり 79
2　ライフステージ別及び支援の必要な人への取組 86
（１）乳幼児期（０～５歳） 86
（２）学齢期（６～15歳） 86
（３）青年期（16～29歳） 86
（４）壮年期（30～44歳） 86

（５）中年期（45～64歳） 87
（６）前期高齢期（65歳～74歳）・後期高齢者（75歳以上） 87
（７）障害のある人・要介護者 87
（８）社会的少数者・社会的弱者 87
３　生活困窮者自立支援の取組 88
4　成年後見制度利用促進の取組 90
5　再犯防止への取組 92
第６章　重点プロジェクト 96
重点プロジェクト　１　地域のリーダー養成とネットワーク体制の整備 96
重点プロジェクト　２　避難行動要支援者避難支援の取組強化 97
重点プロジェクト　３　権利擁護の強化推進 98
重点プロジェクト　４　総合的・包括的な相談支援体制の構築（追加） 99
第７章　協働・連携による推進体制 100
１　関係機関等の協働による計画推進 100
２　計画の周知 102
第８章　地域での実践編 103
１　地域での課題把握や生活支援 103
２　地域での活動の提案 105
第９章　計画の評価と見直しのしくみ 109
資料編 110
◆　三原市総合保健福祉計画推進等委員会設置要綱 110
◆　三原市総合保健福祉推進等委員会（地域福祉計画策定部会） 112
◆　改訂版策定の経過 114
◆　追記策定の経過 115

第１章　地域福祉計画の改訂内容

１　計画改訂における背景と目的

私たちの地域社会を取り巻く環境は，少子高齢化が進行する中で，独居高齢者，高齢者のみの世帯，生活困窮者，ひとり親世帯及び子どもの貧困などの増加とともに，人々のライフスタイルの多様化や地域における住民のつながりの希薄化が進むことにより，社会から孤立する人が生じやすい環境となり，大きな転換期を迎えています。

こうした中，私たちの身近な生活圏域において，個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため，制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」，「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

国においては，「地域共生社会」を実現するため，平成 29（2017）年２月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程)」に基づき，社会福祉法の一部を改正する法律が，平成 30（2018）年４月１日から施行されることになりました。

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて，市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされるとともに，地域福祉計画は，高齢者，障害のある人，児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

また，近年，自然災害が猛威を振るっており，平成 30（2018）年７月豪雨により本市も甚大な被害を受けました。平成 25（2013）年に災害対策基本法が一部改正され，避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられるなど，災害時の地域の取組みが重視されていますが，いつ，何が起こるか予測が不能なため，地域における人と人のつながりづくりや安心，安全な地域に向けた体制づくりを日ごろから行うことが一層重要となります。

このような社会情勢や地域課題を踏まえ，現計画との整合を図りつつ，人口等の推移やアンケート調査を基に，地域で支え合う取組みを進めるため，現計画の改訂を行います。

２　計画改訂の概要

三原市地域福祉計画では，基本理念「交流で育む，支え合い，安心して暮らせるまち　みはら」を掲げ，３つの基本目標「地域のつながりを育む人づくり」，「助け合い・支え合いの地域づくり」，「安心して暮らせる環境づくり」を定め，様々な行動計画とともに，３つの基本目標を越えて一体的に推進していくべき３つの重点プロジェクトを設定しています。

国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた方向性は，三原市地域福祉計画の基本理念や基本目標として既に盛り込んでいるところですが，社会福祉法の一部を改正する法律の内容を踏まえ，「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉を推進するため，各保健福祉分野計画の上位計画として位置づけ，包括的な支援体制づくりのための見直しを行います。

（１）地域福祉計画を保健福祉の各分野における上位計画としての位置づけ

平成 29（2017）年２月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程)」に基づき，社会福祉法の一部を改正する法律が平成 30（2018）年４月１日から施行され，地域福祉計画が，高齢者，障害のある人，児童等の保健福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

関連頁	内　　　　　　容
10 頁	５　地域福祉計画の位置づけ・他計画との関係
11 頁	三原市地域福祉計画の位置づけ

（２）平成 30 年７月豪雨災害にかかる調査結果の反映

平成 30（2018）年７月豪雨災害前後の市民の意識変容と地域の活動状況を把握するため，住民自治組織等へアンケート等を行い，その結果を反映しました。

日頃からの見守り活動等を通じた地域住民相互による支え合いや助け合いの体制づくりの重要性について再認識しました。

関連頁	内　　　　　　容
43～59 頁	５　平成30年７月豪雨災害後の住民アンケート調査の結果 ６　平成30年7月豪雨災害前後の住民アンケート調査比較 ７　関係団体等へのヒアリングによる意見
84，85 頁	基本目標３ 安心して暮らせる環境づくり (3)福祉のまちづくりの推進
91 頁	重点プロジェクト２　避難行動要支援者避難支援の取組強化

（３）重点プロジェクトを１項目追加

地域共生社会の実現を目指すため，「我が事・丸ごと」の体制整備を進める必要があることから重点プロジェクトとして「総合的・包括的な相談支援体制の構築」を追加しました。

関連頁	内　　　　　　容
67 頁	３ 計画の体系図
79，80 頁	基本目標 3 安心して暮らせる環境づくり (1)情報提供・相談体制の充実
93 頁	重点プロジェクト４　総合的・包括的な相談支援体制の構築

（４）生活困窮者自立支援の取組みの追加

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成 26 年 3 月 27 日社援発 0327 第 13 号）により，本計画に「生活困窮者自立支援方策」を盛り込みました。

関連頁	内　　　　　　容
10 頁	(6)生活困窮者自立支援制度等について
79～83 頁	基本目標3 安心して暮らせる環境づくり (1)情報提供・相談体制の充実，(2)権利擁護の推進
86，87 頁	ライフステージ別及び支援の必要な人への取組み
88，89 頁	３ 生活困窮者自立支援の取組み
92 頁	重点プロジェクト３　権利擁護の推進

第２章　地域福祉計画の概要

１　地域福祉とは

地域福祉とは，すべての人が人間としての尊厳を持ち，家庭や地域社会の中で，その人らしく安心して生活が送れるよう，行政，地域住民及び各種団体等が協力し合い，共に生き支え合う地域社会を形成するための取組みや仕組みづくりです。

本市の地域福祉をより充実させていくためには，行政や社会福祉協議会をはじめ，すべての住民，各種団体がそれぞれの役割を分担し，適切に協働することが必要です。そのため，住民，地域団体，社会福祉協議会及び行政等の協働を推進し，地域の課題を認識するとともに，共有しながら改善に向けた取組みを行います。

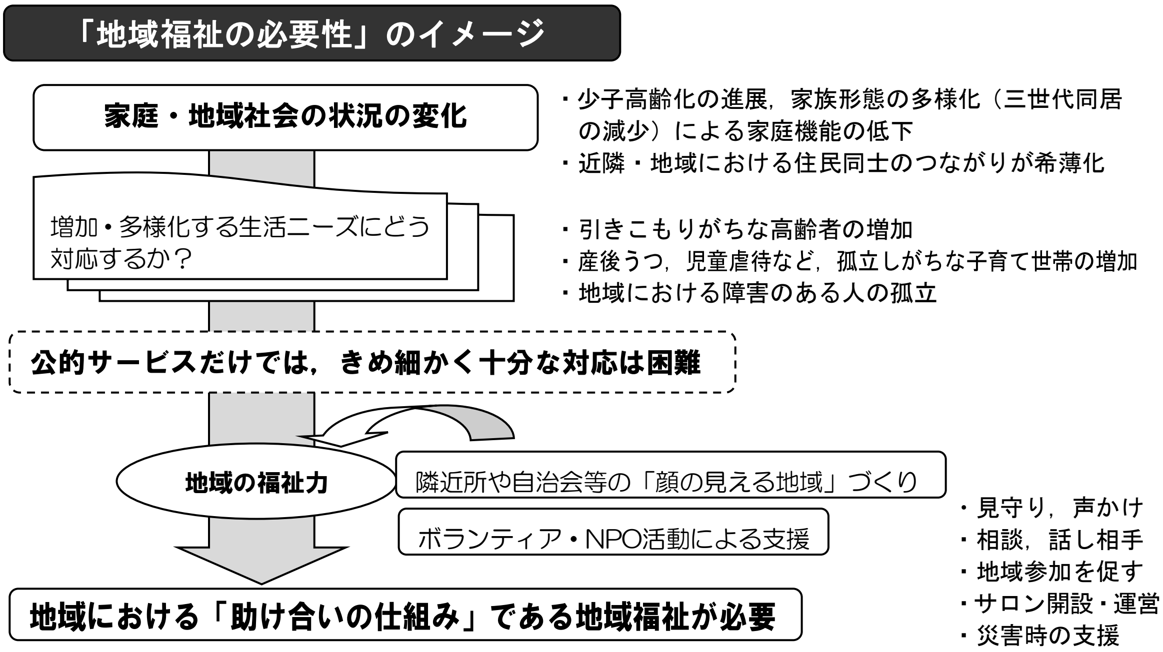

2　地域福祉計画とは

地域福祉計画は，地域に根ざし，お互いを思いやり，助け合い，地域に暮らす誰もがその人らしく自立した生活を送るための仕組みづくりを行う計画です。

住民，関係団体及び行政などが，それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり，「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた，地域ぐるみの福祉を推進するためには，年齢や障害の有無にかかわりなく，地域に暮らす全ての住民が地域において互いに助け合っていくことが必要となります。

■「自助」「互助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係

【福祉の４つの助け】
●自助：個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
●互助：隣近所，ボランティア活動など，制度化されていない地域の人的資源等による取組み
●共助：介護保険をはじめとする社会保険制度の活用を含めた制度的取組みや地域住民等の組織化による取組み
●公助：自助・互助・共助では対応出来ない取組み（例：生活困窮等の問題に対し最終的に必要な生活保障を行う社会保障制度）

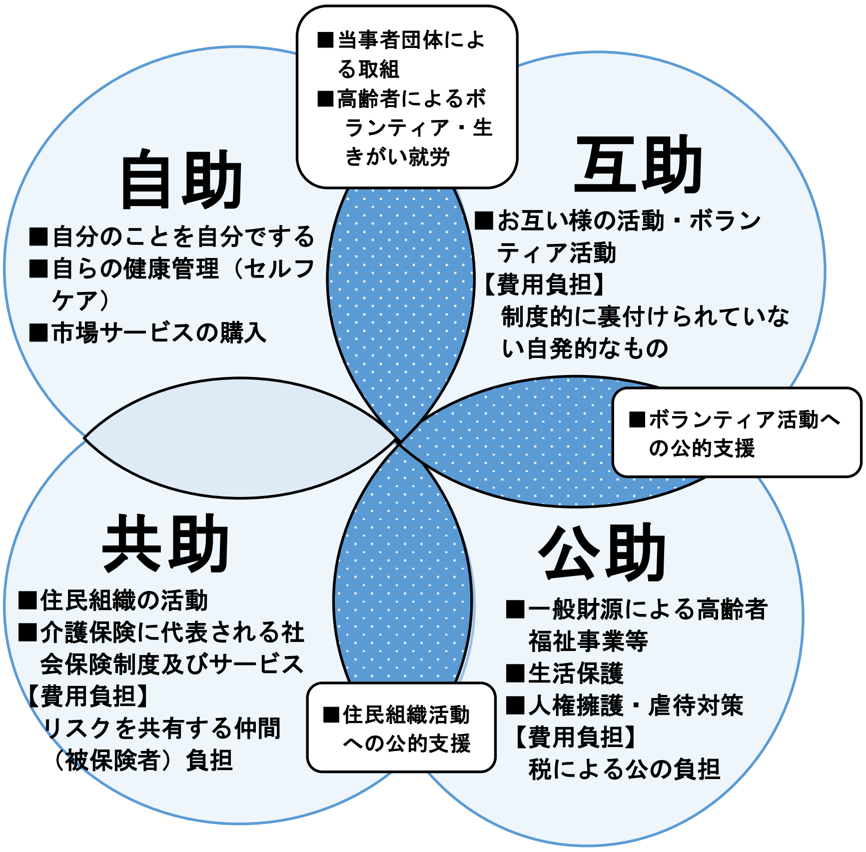

3　地域福祉計画の法的根拠・制度の動向

（1）法的な位置づけ

地域福祉計画は，社会福祉法第４条の考え方に基づき，第107条に規定される「市町村地域福祉計画」です。また，本計画の推進を通じて，第106条の３に規定する「包括的な支援体制の整備」に努めることとなります。

（2）社会福祉法改正に伴う地域福祉計画に係る法律的根拠

（参考）社会福祉法より（平成30年４月１日施行）

（地域福祉の推進）

第4条　地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

2　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の３　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（３）社会福祉法改正により記載することが示された新たな市町村計画の記載事項

国から新しく記載すべき事項として，次の２項目が示されました。

① 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項（第 107 条第１項関係）

N0	内　　　　　容
1	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした，福祉以外の様々な分野（まちおこし，商工，農林水産，土木，防犯・防災，社会教育，環境，交通，都市計画等）との連携
2	高齢，障害，子ども・子育てなどの各福祉分野のうち，特に重点的に取り組む分野に関する事項
3	制度の狭間の問題への対応の在り方
4	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
5	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
6	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
7	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
8	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
9	市民後見人等の育成や活動支援，判断能力に不安がある者への金銭管理，身元保証人等，地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
10	高齢者，障害者，児童に対する虐待への統一的な対応や，家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
11	保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
12	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
13	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と，各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
14	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組みの推進
15	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
16	全庁的な体制整備

② 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第 106 条の３第１項）

１　「住民に身近な圏域」において，地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項

２　「住民に身近な圏域」において，地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項

３　他機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

（４）「地域共生社会」の実現に向けて

平成 28（2016）年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では，子ども・高齢者・障害のある人など全ての人々が地域，暮らし，生きがいを共に創り，高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され，厚生労働省は，平成 29（2017）年２月に「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」が示され，「公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換」，「(※１)『我が事』・(※２)『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換」という方向性が示され，2020 年代初頭の全面展開に向けて，「地域課題の解決力の強化」，「地域を基盤とする包括的支援の強化」，「地域丸ごとのつながりの強化」，「専門人材の機能強化・最大活用」の４つを骨格とする改革を実行することとしています。

○「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて，「丸ごと」つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会

○ 改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
○人口減少に対応する，分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み，暮らしに安心感と生きがいを生み出す
○地域の資源を活かし，暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

○ 改革の骨格

地域課題の解決力の強化

・住民相互の支え合い機能を強化し，公的支援と協働して，地域課題の解決を試みる体制を整備
・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく，生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
・共生型サービスの創設
・市町村の地域保健の推進機能の強化，保健福祉横断的な包括支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

・多様な担い手の育成・参画，民間資金活用の推進，多様な就労・社会参加の場の整備
・社会保障の枠を超え，地域資源（耕作放棄地，環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す，先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用

・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

出典：厚生労働省資料（「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）をもとに作成）

（※１）『我が事』:「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として捉え，主体的に取り組もうとすること。

（※２）『丸ごと』: 高齢者のみならず，障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう，地域住民による支え合いと公的支援が連動し，地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し，切れ目のない支援を実現しようとすること。

（５）地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に，重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう，住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。平成 27（2015）年４月の介護保険法の改正においては，単身世帯等が増加し，軽度の生活支援を必要とする高齢者が増える中，多様な主体が提供するさまざまな生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりが必要であることが示されました。

また，平成 29（2017）年５月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法などの一部を改正する法律」により，介護保険法が改正され，「地域包括ケアシステムの深化・推進」として子ども，高齢者，障害のある人などすべての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進することとしています。

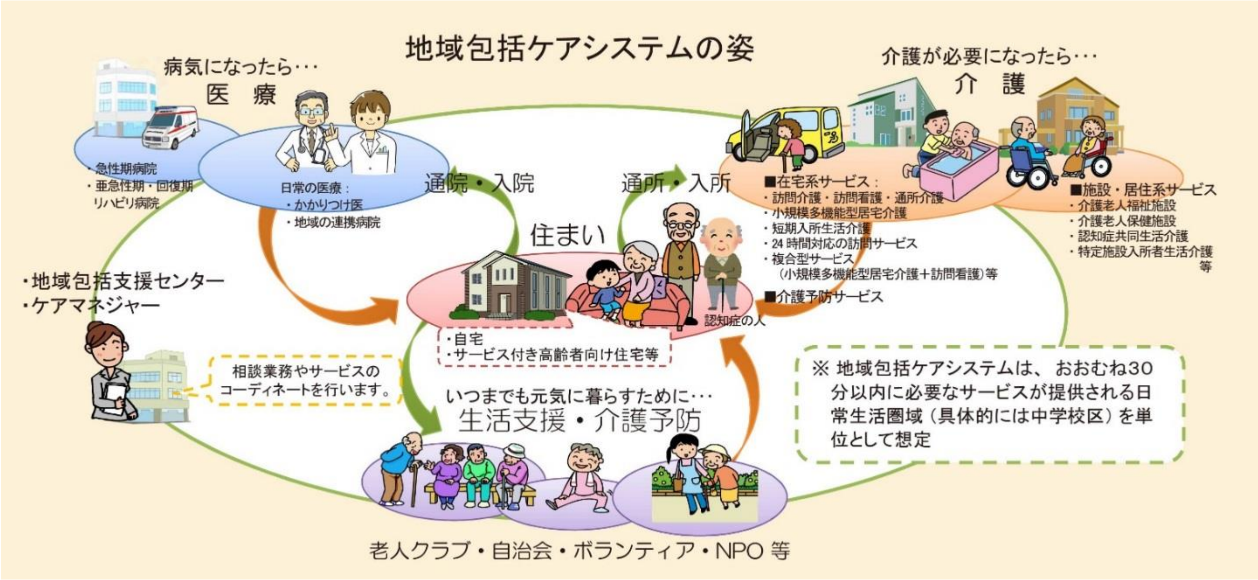

出典：厚生労働省資料

（６）生活困窮者自立支援制度等について

近年，社会経済環境の変化に伴い，生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており，国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。また，子どもの貧困についても次第に顕在化しています。

こうした状況に対応するため，平成 27（2015）年４月から生活困窮者自立支援法の施行や平成 26（2014）年１月から子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され，生活保護に至っていない生活困窮者の自立促進や貧困の連鎖防止に向けた取組みが示されました。

経済的課題だけでなく，状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと，さらに，見守りのための地域ネットワークの構築，社会資源の開発などを通じて，住民が相互に支え合う地域づくりをめざすことが示されました。

４　地域福祉計画の期間

平成26（2014）年度を初年度とし，令和5（2023）年度を最終年度とする10年間を計画期間としており，社会情勢の変化などに対し柔軟に対応するため，平成31（2019）年度に中間の見直しを行いました。また，今後の国の動向から必要に応じて計画の見直しを行います。

５　地域福祉計画の位置づけ・他計画との関係

社会福祉法の一部を改正する法律が，平成30（2018）年４月１日から施行され地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため，本計画は，「三原市長期総合計画」を上位計画とし,「三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」,「三原市障害者プラン」,「健康・食育みはらプラン（健康みはら21計画，食育推進計画，自殺対策計画）」,「みはら子育て応援プラン（三原市子ども・子育て支援事業計画）」などの保健福祉分野の個別計画との整合・連携を図りつつ，それらの共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけます。

また，三原市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を推進・補完する総合的な計画の意味を併せ持っています。

※全国の地域福祉計画策定状況

平成30（2018）年４月で全国市区町村の75.6％，市区部では90.9％が地域福祉計画を策定しており，計画のあるまちでは地域活動の推進につながっていることから，年々策定割合が増えています。

■三原市地域福祉計画の位置づけ

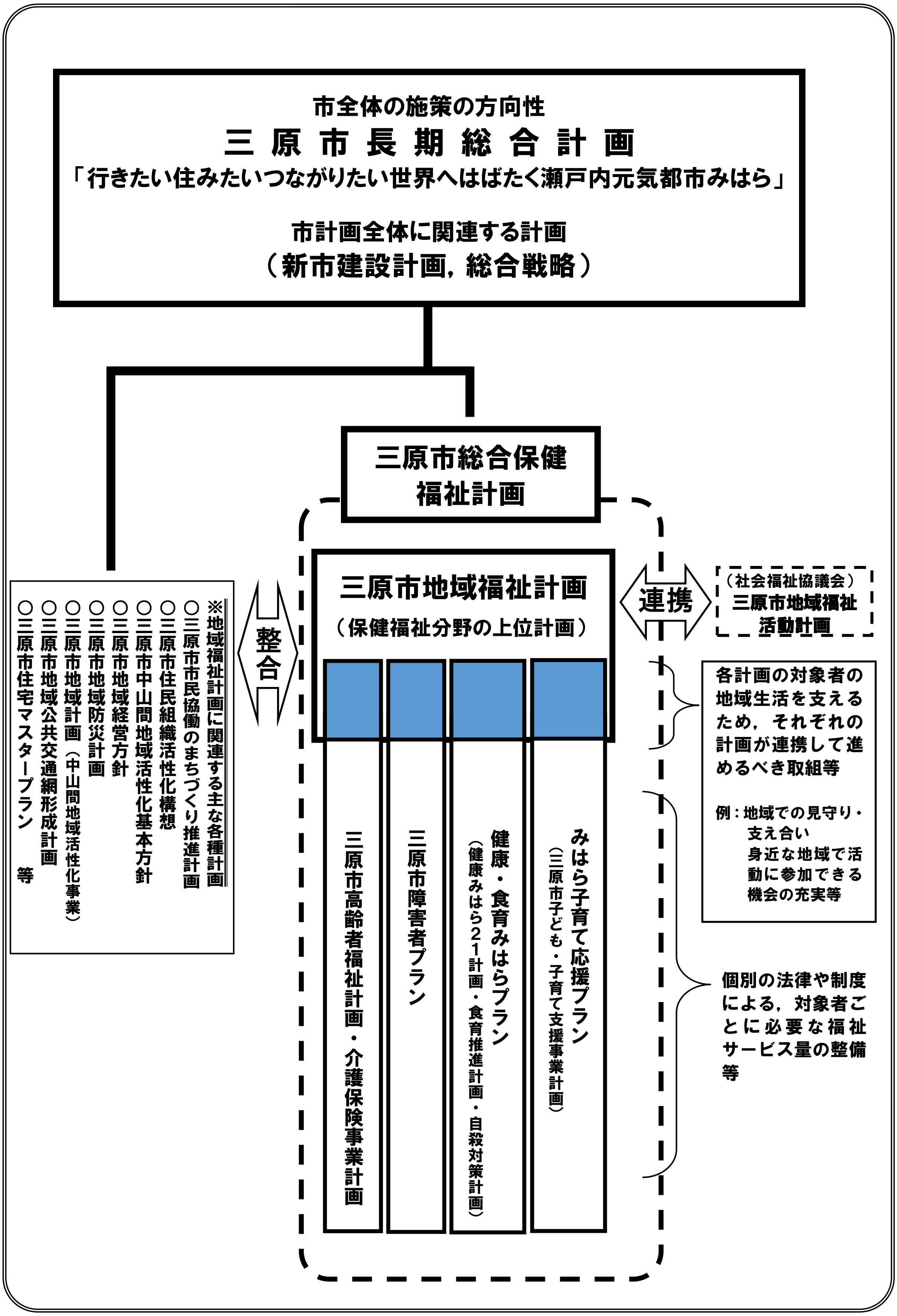

６　三原市地域福祉計画策定経緯

三原市では平成18（2006）年３月に，地域における生活課題に対応するために地域福祉計画を策定しました。また，平成21（2009）年度を開始年度として見直しを行いました。また，平成26年（2014）年３月に計画の全部を見直し，新たに「地域福祉計画」を策定しました。

平成20（2008）年２月には，「三原市市民協働のまちづくり指針～海・山・空　夢ひらく　市民協働のまちづくり～」を策定し，この指針に基づき，平成21（2009）年３月に「三原市市民協働のまちづくり推進計画」を策定し，市民協働のまちづくりにつながる環境整備や仕組みづくりを推進してきました。平成24（2012）年３月に，同計画の一部を改訂しました。

また，これまでの計画を継承・改善し，市民協働の取組みをさらに推し進めることを目的とし，平成28（2016）年３月に全てを見直し，新たに「第２期三原市市民協働のまちづくり推進計画」を策定しました。

平成20（2008）年10月には，「三原市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し，災害時要援護者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし，地域の安心・安全体制を強化することを目的に，災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備が進められています。

また，国は平成25（2013）年６月に災害対策基本法を改正し，同年８月には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。

本市では，法改正を受けた取組みとして，従来の災害時要援護者対策の見直しを行い，避難行動要支援者対策を「三原市地域防災計画」に位置付け，「三原市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しました。

7　三原市における地域福祉推進の圏域について

地域を考えるとき，隣近所や町内会（自治会），小学校区，中学校区，旧市町区域，市全体などさまざまな区分があります。地域福祉活動では，地域の広さや大きさ，その機能を重層的に捉え，それぞれの範囲での役割が積み重なることで，一つの大きな福祉のまちづくりにつながると考えます。

行政が主体となる施策においては，市全体や行政区，旧市町単位などでの取組みが主となっています。しかし，地域福祉では地域住民（住民自治組織），地区社会福祉協議会，民間非営利活動団体等が活動の主体となります。町内会や小学校区などの身近な地域（小地域）における取組みが重要となってきます。

これらの地域の階層・区分について，実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが，本市においてはおおむね次の図のように整理することができます。

■地域福祉の区分の考え方

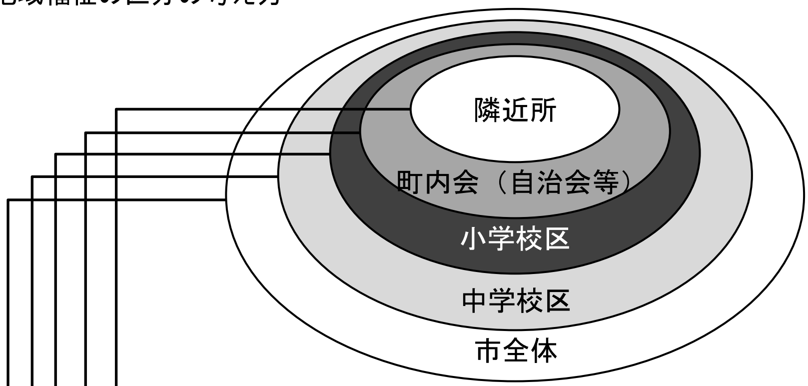

地域の区分	役割・機能
隣近所	普段の見守り，声かけ，外出の付き添い，子守り，話し相手，相談相手　など
町内会（自治会等）	地域の見守り，健康づくり，自主防災活動，避難行動要支援者避難支援の取組み，地域住民の生活課題の把握　など（サロンなどの地域活動の基本）
小学校区（連合町内会・自治振興会・自治区）	登下校時の見守り，各種行事による交流・社会参加活動　など（地区社会福祉協議会や相談支援などの地域福祉推進の基本）
中学校区	コミュニティ同士の連携体制の充実，関係団体との連絡調整，地域包括支援センターによる高齢者の総合相談・支援　など
市全域	相談体制の充実，情報提供体制，人材育成，サービス調整，ユニバーサルデザイン※1・バリアフリー※2　など

※1　ユニバーサルデザイン：年齢や性別，身体的能力，国籍や文化など人々のさまざまな特性や違いを超えて，すべての人が利用しやすい，すべての人に配慮したまちづくりやものづくり，仕組みづくりを行うという考え方。

※2　バリアフリー：障害のある人や高齢者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。福祉のまちづくりの分野では，公共の建築物や道路，個人の住宅などにおいて，障害のある人や高齢者などの利用にも配慮した設計のことをいう。

8　計画の策定手法

本計画の改訂にあたり，三原市総合保健福祉計画推進等委員会及び同委員会に地域福祉計画策定部会を設置し検討しました。

また，計画改訂の基礎資料とするため，住民や関係機関などを対象に次のとおりアンケート調査等を実施しました。

（1）アンケート調査の実施

住民や関係団体，住民自治組織における地域とのつながり，地域活動，地域の協力体制等の現状について実態を把握するため，アンケート調査を実施しました。

また，平成30（2018）年７月豪雨災害を受け，災害後の意識の変容と活動状況を確認するために，追加アンケートも実施しました。

≪平成30（2018）年7月豪雨災害前≫

調査対象者	三原市内の町内会等 住民自治組織の役員	三原市民生委員 ・児童委員	ボランティア等
調査期間	平成30(2018)年3月8日～4月20日		
調査方法	個別配布・郵送回収		
調査対象者数(配布数)	513	353	
		251	102
回収数(通)	355	291	
		233	58
回収率(%)	69.2%	82.4%	
		92.8%	56.9%

≪平成30（2018）年7月豪雨災害後≫

調査対象者	三原市内の町内会等 住民自治組織の役員	三原市民生委員・児童委員
調査期間	平成30(2018)年11月1日～11月30日	
調査方法	個別配布・郵送での回収	地区定例会での配布・一括回収
調査対象者数(配布数)	513	251
回収数(通)	309	240
回収率(%)	60.2%	95.6%

≪三原市内の町内会等住民自治組織の役員に対する平成30（2018）年7月豪雨災害前後の地域別アンケート調査回収率≫

		三原地域	本郷地域	久井地域	大和地域	地域不詳	計
配布数（通）		205	109	137	62		513
災害前	回収数(通)	160	84	66	43	2	355
	回収率(%)	78.0	77.1	48.2	69.4	—	69.2
災害後	回収数(通)	141	64	65	37	2	309
	回収率(%)	68.8	58.7	47.4	59.7	—	60.2

（２）関係団体ヒアリング調査

地域ケア会議，地域福祉ネットワーク会議（協議体：生活支援体制整備事業），三原市地域包括支援センター運営協議会等の会議の意見を集約するとともに，居宅介護支援事業所，自主防災組織，避難支援等関係者などの関係機関，関係団体へアンケート調査やヒアリングを実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

期間：平成31（2019）年４月18日～令和元（2019)年５月17日

市ホームページを活用したパブリックコメントを行い，市民に広く周知するとともに，市民の意見を求めました。

第３章　三原市の地域福祉の現状と課題

１　三原市の現状

（１）人口の推移

本市の人口の推移と推計を見ると，65歳未満は今後減少を続けていくのに対し，65歳以上の割合は，今後も増加，高止まりで推移するものと見込まれます。

図表　人口の推移

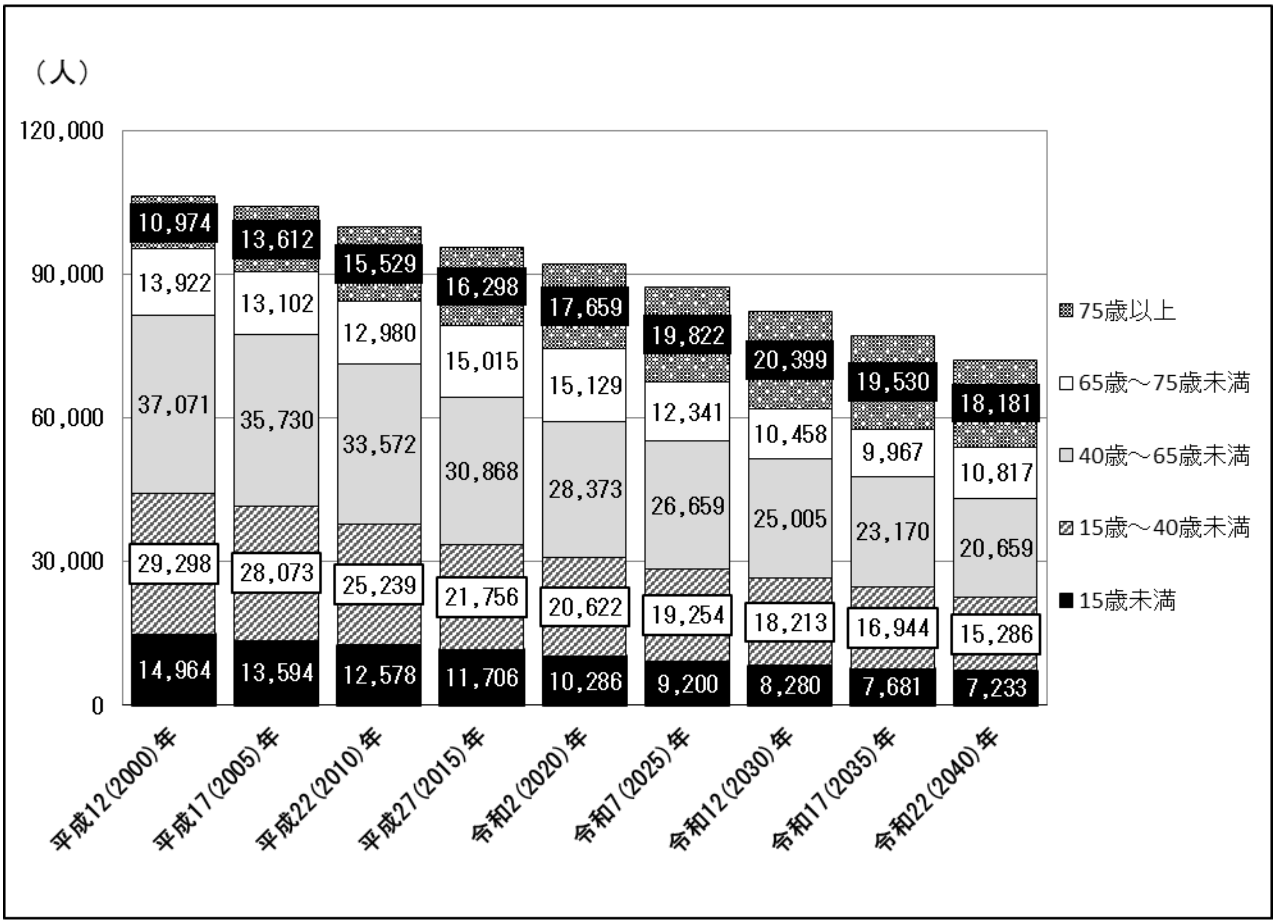

（出典）平成 12（2000）年～平成 27（2015）年まで：総務省「国勢調査」

令和 2（2020）年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計」

（２）高齢者の状況

令和7（2025）年以降，後期高齢者の人口に占める割合が非常に大きくなると予測されます。

図表　高齢者人口･高齢化率の推移

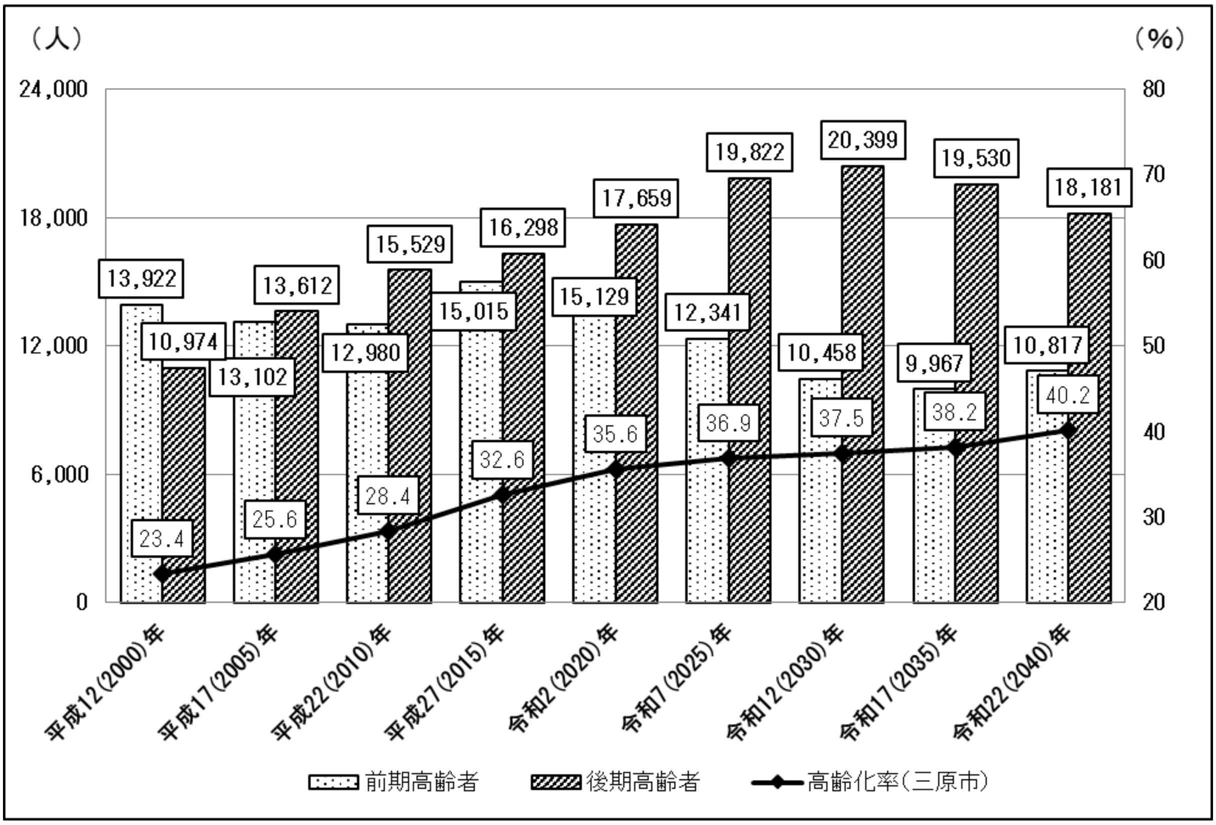

（出典）平成12（2000）年～平成27（2015）年まで：総務省「国勢調査」

令和2（2020）年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013））年3月推計」

（３）第1号被保険者　要介護（要支援）認定率の推移

本市の認定率は，平成25（2013）年３月末をピークに低下傾向にありますが，県や国を上回って推移しています。

図表　第1号被保険者における要介護(要支援)認定率の推移(三原市･県･国)

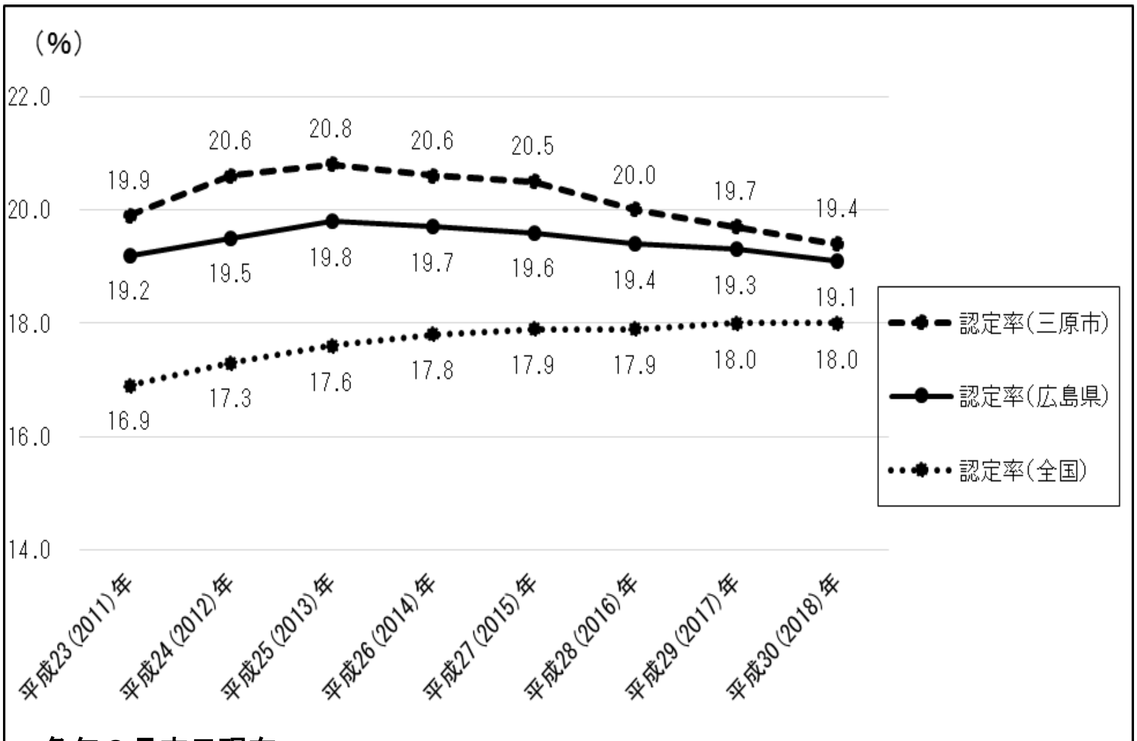

各年３月末日現在

（出典）平成23（2011）年度から平成28（2016）年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」，平成30（2018）年3月末「介護保険制度の実施状況報告（平成30（2018）年10月発行）」

（４）子ども・子育て世帯の状況

本市の就学前人口の年齢別推移をみると，平成24（2012）年以降において減少傾向で推移しており，平成28（2016）年には4,362人となっており，今後においても，一貫して減少傾向で推移することが見込まれます。

図表　就学前人口の推移

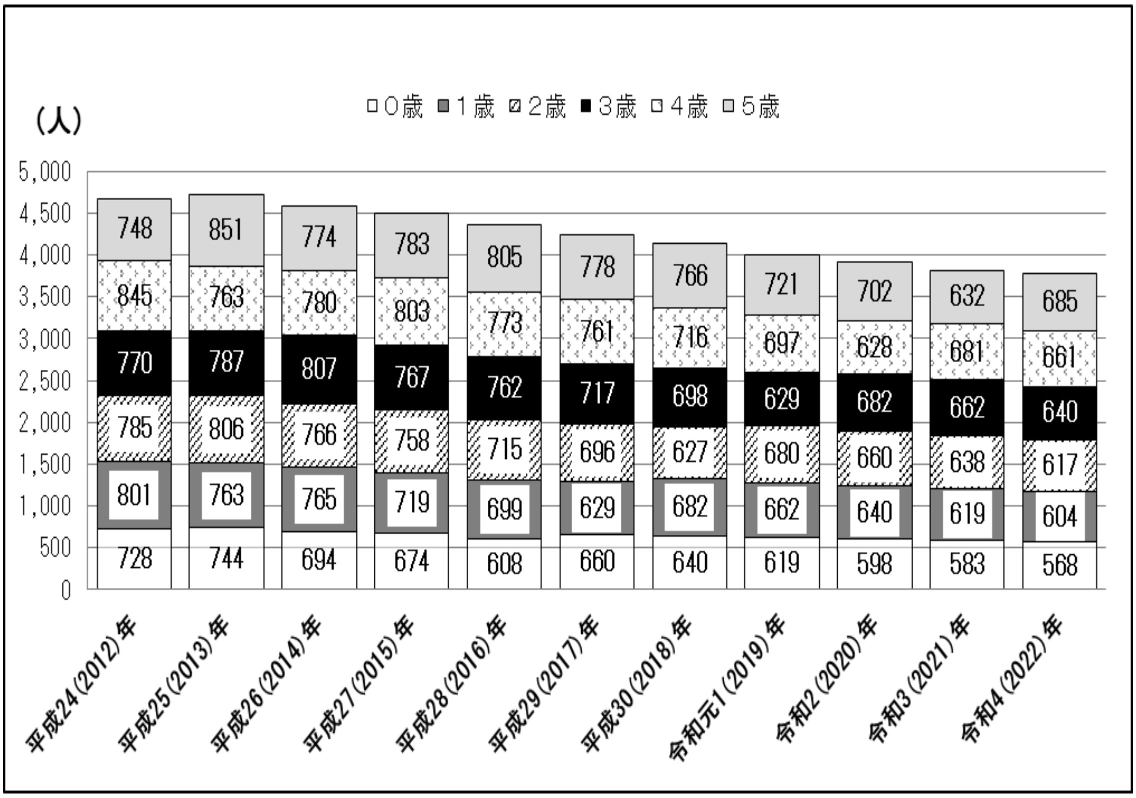

※各年12月31日現在。住民基本台帳データ。

平成28（2016）年までは実績値，平成29（2017）年以降はコーホート変化率法による推計値。

（５）子どもの生活実態調査結果

平成26（2014）年１月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され，本市では平成29（2017）年10月に小学５年生，中学２年生を対象に「子どもの生活実態調査」を実施しました。その結果，生活困窮層と思われる小学５年生の家庭が9.0%，周辺層まで含めた生活困難層にあたる小学５年生の家庭が26.8%，同様に中学２年生の家庭は生活困窮層が8.2%，生活困難層が25.5%でした。

また，世帯構成別では，小学５年生のひとり親家庭の21.6%が生活困窮層，中学２年生のひとり親家庭の23.4%が生活困窮層という実態が明らかになりました。

※生活困難層の定義

生活困難層		生活困窮層 ＋ 周辺層
	生活困窮層	右３要素のうち ２つ以上の要素に該当
	周辺層	右３要素のうち いずれか１つの要素に該当
非生活困難層		いずれの要素にも該当しない

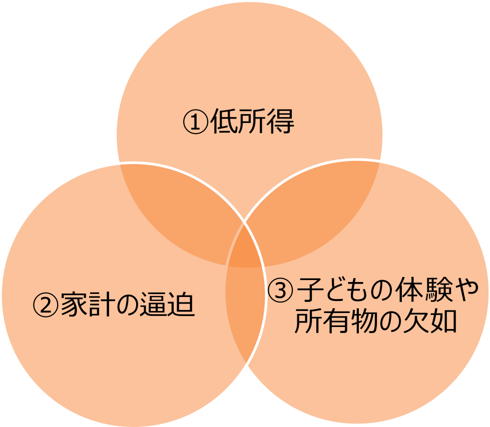

表　生活状態の内訳

区　　分		小学5年生	中学2年生
生活困難層		26.8%	25.5%
	生活困窮層	9.0%	8.2%
	周　辺　層	17.8%	17.3%
非生活困難層		73.2%	74.5%

（平成29（2017）年10月実施　三原市子どもの生活実態調査結果より）

表　世帯構成別の生活状態の内訳

区　　分			ふたり親の家庭	ひとり親の家庭
生活困難層	生活困窮層	小学5年生	7.4%	21.6%
		中学2年生	5.8%	23.4%
	周　辺　層	小学5年生	16.4%	27.5%
		中学2年生	15.8%	29.8%
非生活困難層		小学5年生	76.2%	51.0%
		中学2年生	78.4%	46.8%

（平成29（2017）年10月実施　三原市子どもの生活実態調査結果より）

（６）障害者手帳所持者数

本市における障害のある人の数は，平成31（2019）年４月１日現在で，身体障害（身体障害者手帳所持者）が4,747人，知的障害（療育手帳所持者）が894人，精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）が1,006人となっています。

平成28（2016）年からの推移を見ると，身体障害では平成28（2016）年の5,043人から296人減，知的障害では853人から41人増，精神障害では886人から120人増と，精神障害の増加が顕著となっています。

図表　障害者手帳所持者数の動向

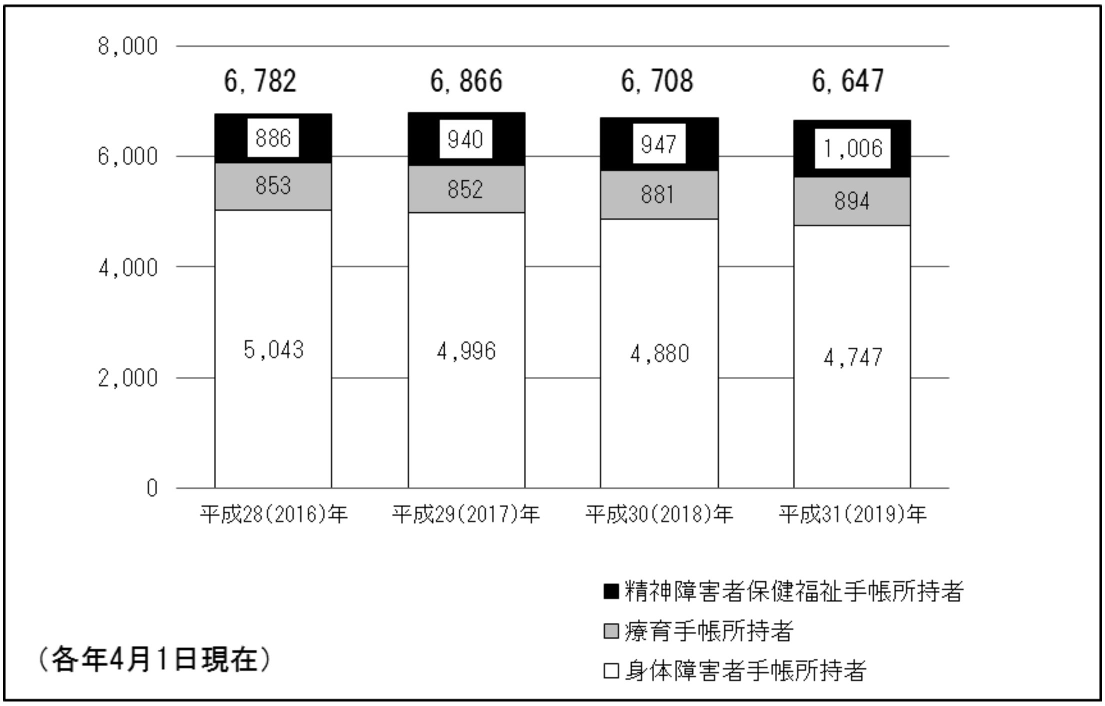

（７）高齢者相談センターにおける相談件数

高齢者相談センターを５か所，高齢者相談窓口を３か所設置し，高齢者やその家族からの介護，福祉に関する総合的な相談に応じたり，成年後見や虐待防止などの権利擁護業務なども行っています。

本市の高齢者相談センター（地域包括支援センター）における相談件数は増加傾向にあり，介護保険に関する相談や高齢者自身の課題に関することだけではなく，世帯の複合課題や制度の狭間にある課題など相談内容は多様化しています。

図表　高齢者相談センターの延相談件数

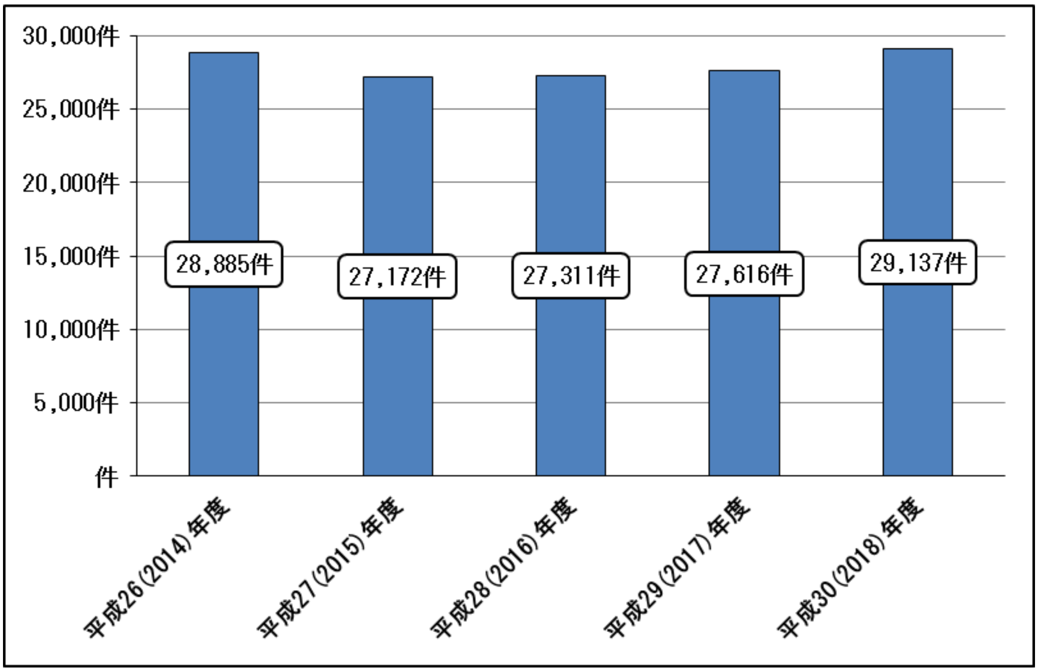

（８）障害に関する相談件数

障害のある人の相談に対応する相談支援事業所を 14 か所設置し，障害福祉サービスの利用支援や情報の提供，助言を行いました。

本市の障害に関する相談件数は，平成 28 年度までは 9,000 件程度で推移していましたが，平成 29（2017）年度は，11,999 件となり，平成 30（2019）年度は 19,470 件まで増加しています。

図表　相談支援事業所における延べ相談件数

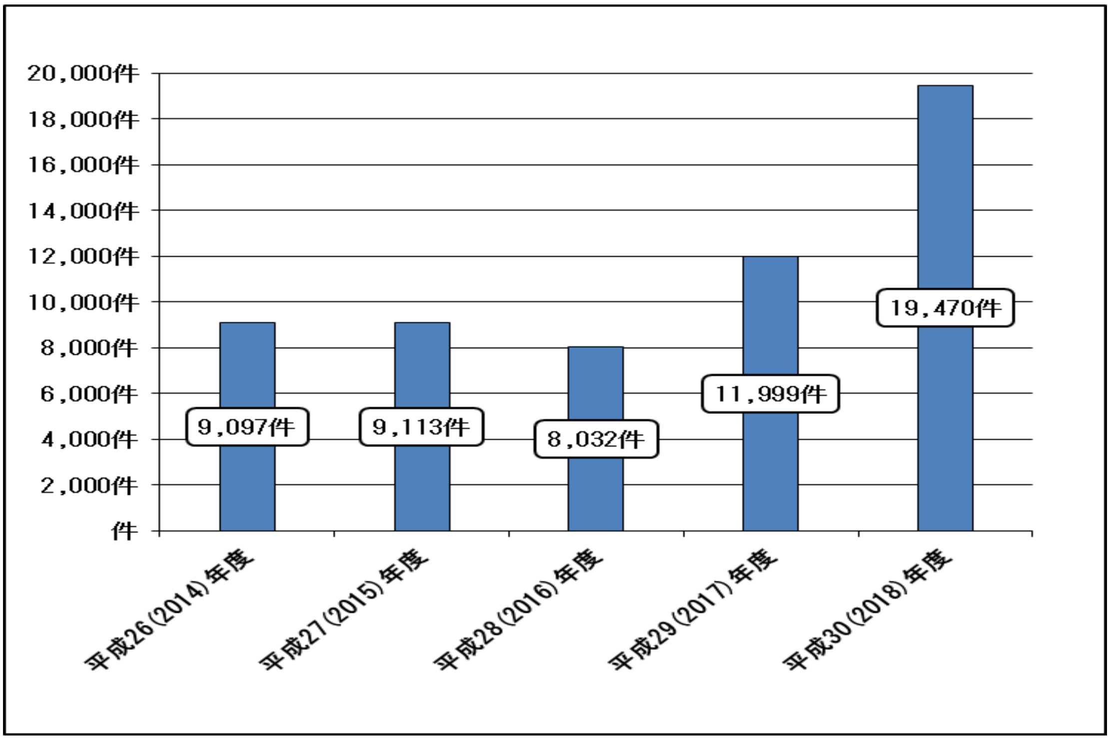

（９）生活保護の状況

本市の生活保護受給人員は1,000人を超え，被保護世帯数は800世帯を超えており，高い水準で推移しています。

図表　生活保護受給世帯数及び人員

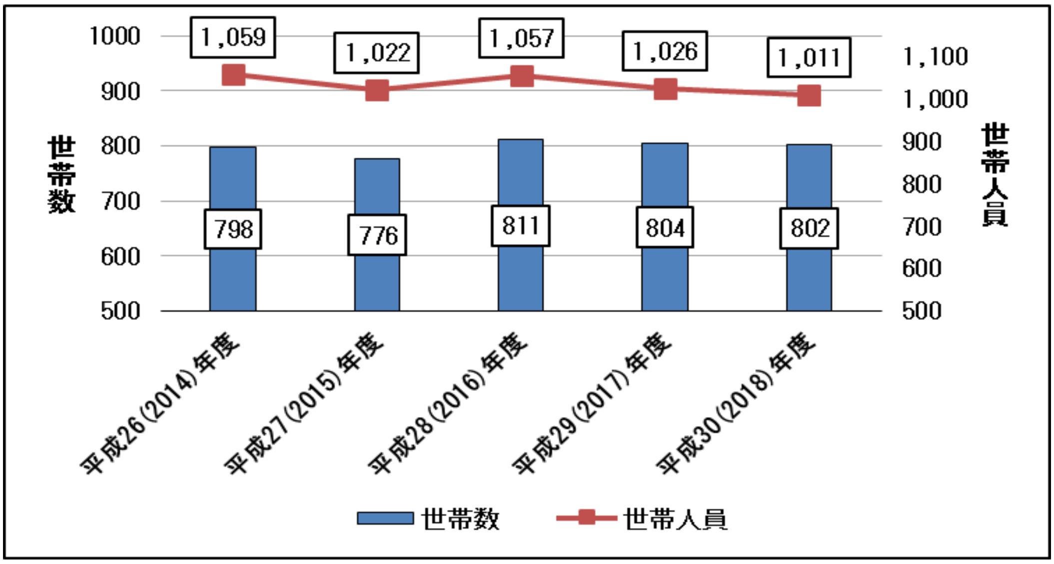

（10）生活困窮者自立支援事業の実施状況

平成27（2015年）4月から生活困窮者自立支援法が施行され，三原市社会福祉協議会内に自立相談支援センターみはらを設置しています。新規相談件数は300件前後で推移しています。

相談者が抱える課題は，経済的困窮をはじめ，多重債務，就職困難，精神的不調，引きこもり等の家族の問題など多岐にわたっています。

図表　自立支援相談センターの新規相談件数

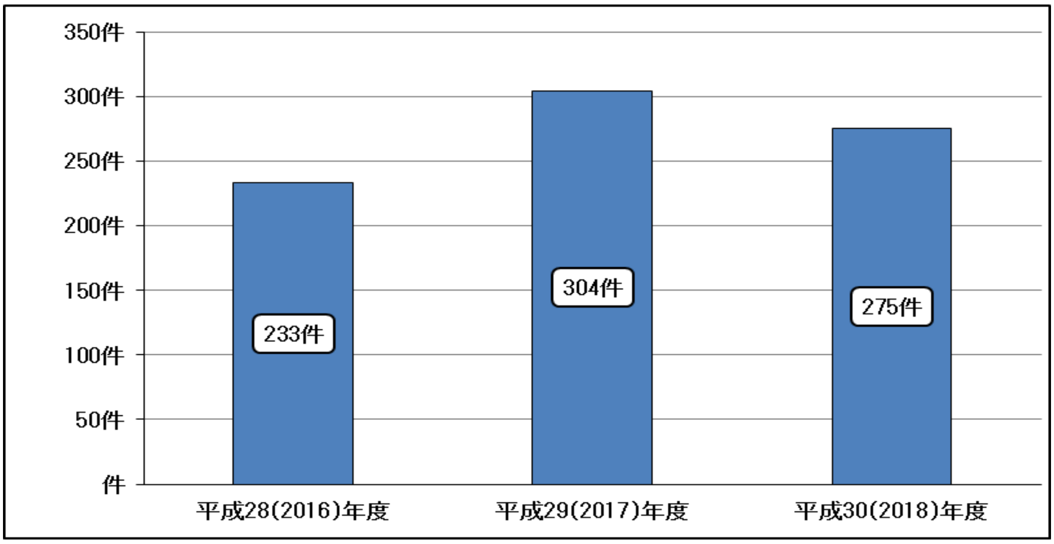

（11）子育て世代包括支援センター（すくすく）の利用件数

平成28(2016)年４月に設置し，妊娠期から子育て期にわたる相談・支援を切れ目なく，一体的に実施するワンストップ相談拠点として，関係機関のネットワーク形成と連携事業を行い，課題に早期対応し，安心して産み育てる環境を推進しています。

相談内容は複雑・深刻化しており，一人に対する支援は複数回に及びます。

図表　子育て世代包括支援センター（すくすく）の相談延べ件数

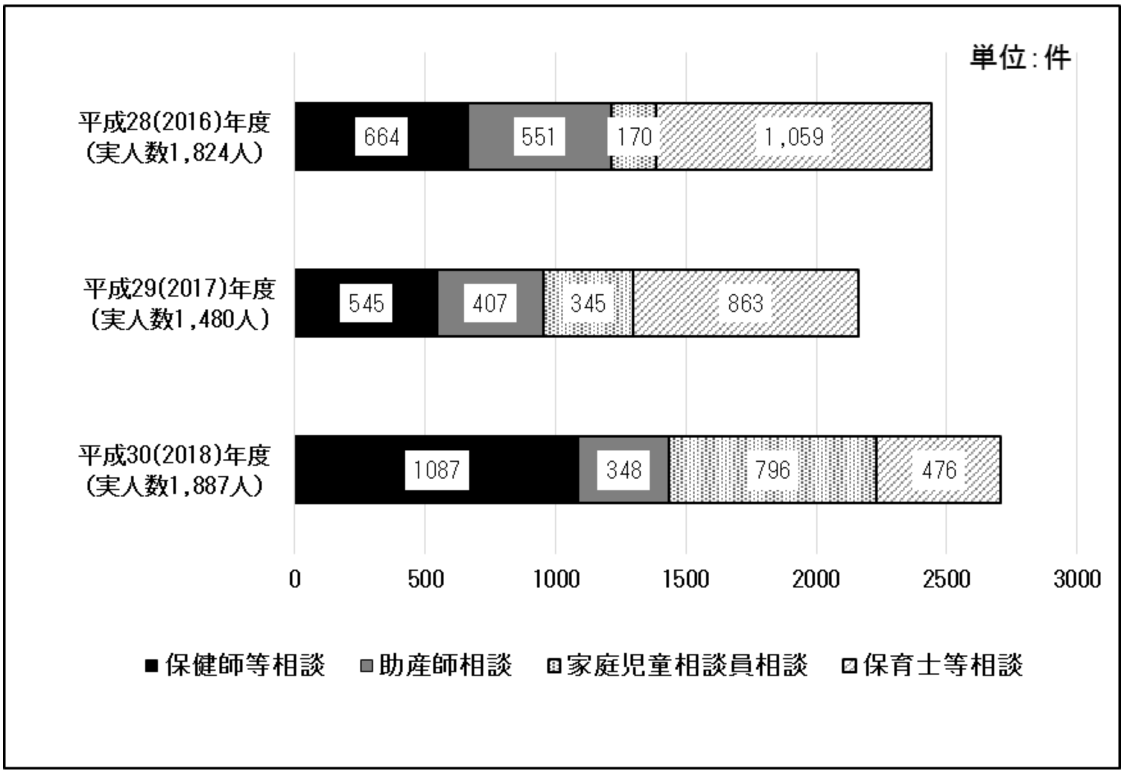

2　地域別の現状

（１）地域別の人口構造

本市の地域別の人口構造は，南部（三原地域・本郷地域）と北部(久井地域・大和地域）で差がみられます。

南部の三原地域・本郷地域では高齢化率（65歳以上の割合）は，平成31（2019）年３月末で33.4%，32.4%と，約３分の１であるのに対し，久井地域，大和地域では，46.5%，43.8%と，３分の１を大きく超えており，地区によっては50%を超えています。また，南部においても高齢化の著しい地域があります。

日中，地域で暮らす高齢者が多いことから，地域の助け合いや支え合いには，高齢者同士の協力と高齢者自身の活動が期待されています。

また，それぞれの地域ごとに拠点施設の種類や配置，生活圏なども特色があることから，各地域の特色をふまえた地域福祉活動を進める必要があります。

■地域別の人口

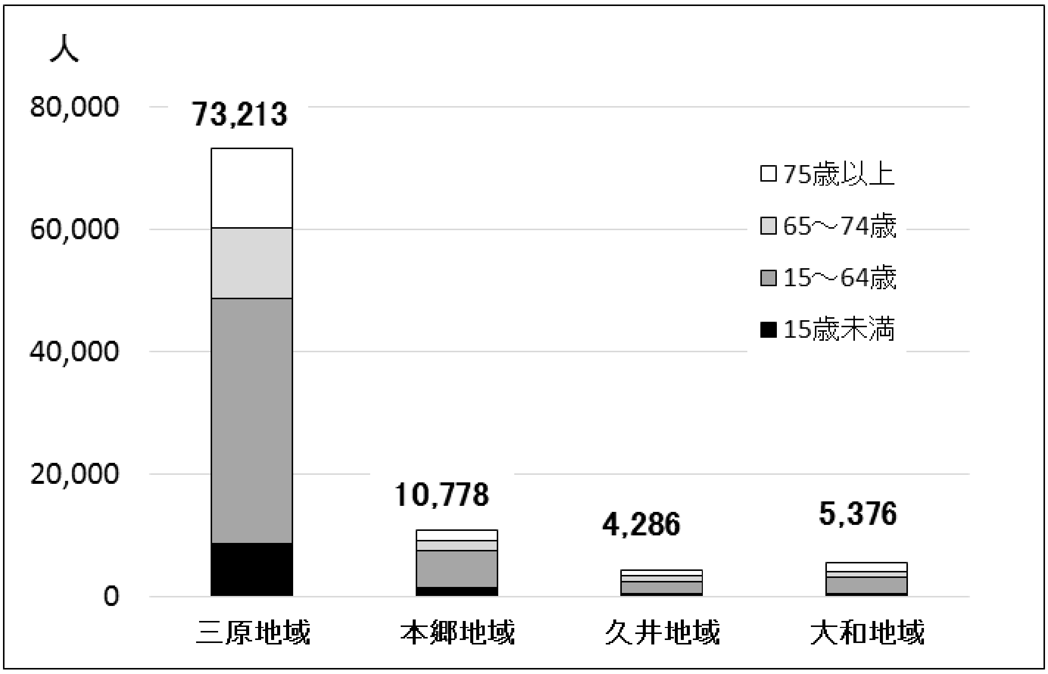

資料：平成31（2019）年3月末
三原市住民基本台帳より

■地域別の人口構造

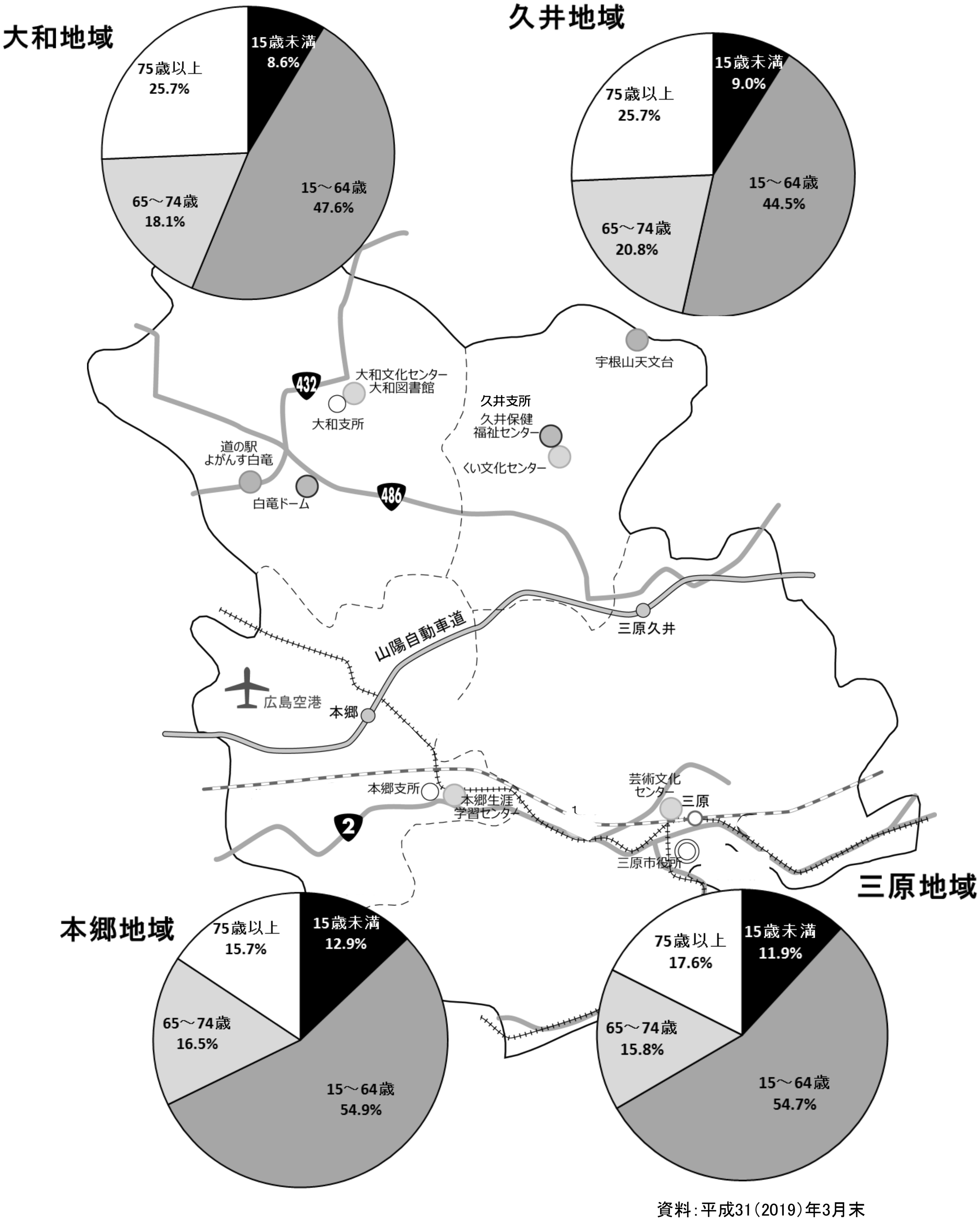

資料:平成31(2019)年3月末

三原市住民基本台帳より

（２）地域別の人口推計

各地域の人口推計を行ったところ，地域によって，人口構造が大きく異なることが予測されており，それぞれの特性に応じた地域づくりも課題となります。

どの地域も75歳以上の人口がほぼ変わらないのに対して，75歳以下の人口は大きく減少していきます。そのため，新たな担い手として，65～74歳に期待がかかります。

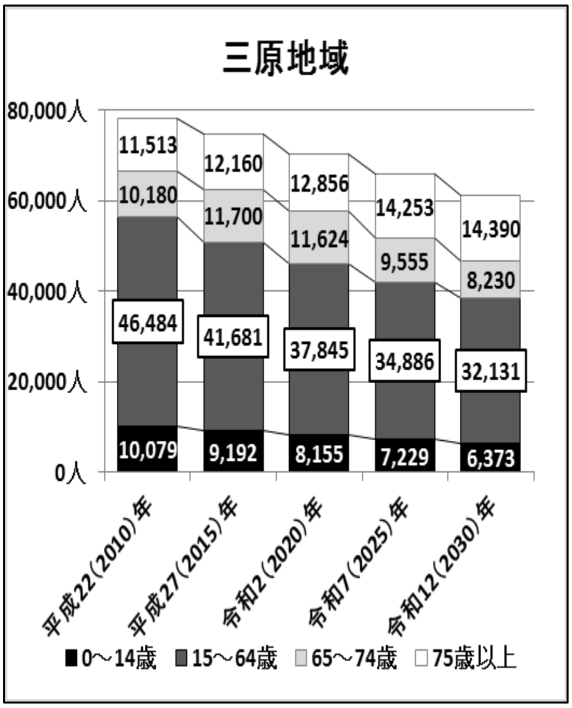

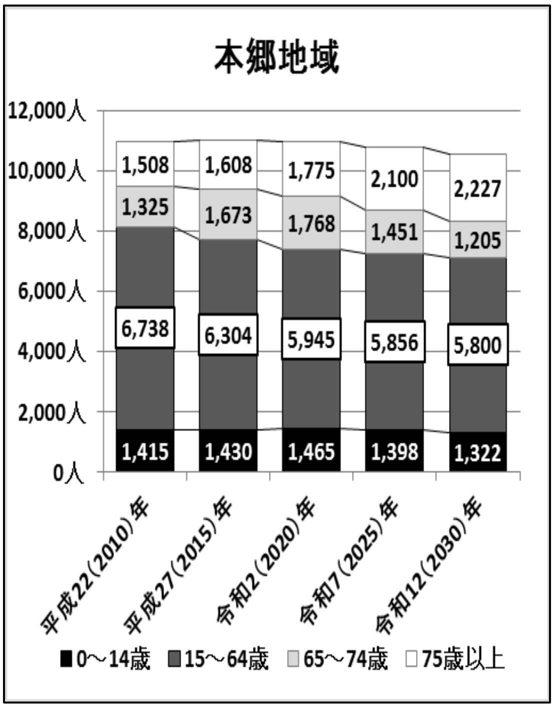

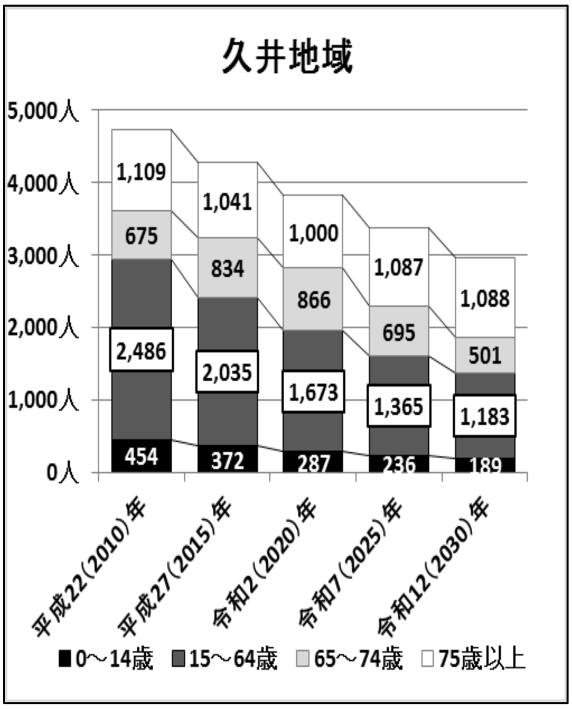

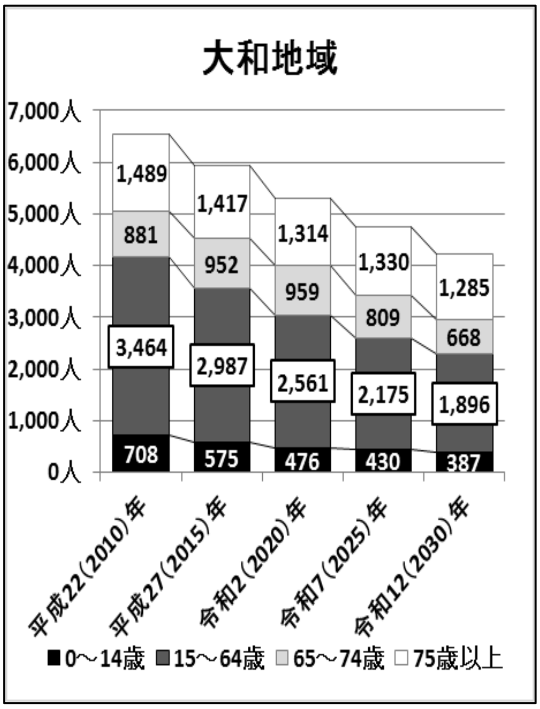

資料：平成22年（2010）年国勢調査をもとにコーホート要因法により推計した値

3　三原市における主な地域福祉活動

（１）社会福祉協議会

三原市社会福祉協議会では，住民相互の交流機会を支援すること，ボランティア活動の推進，行政や福祉関係機関との連携を通じ，住民相互の「支え合いの地域づくり」を推進しています。

地域福祉の推進を目指して協働する人たちの活動指針となる「第４次地域福祉活動計画」を策定し，福祉ニーズと生活課題を最も把握している地域住民や関係団体と連携を図りながら，ともに地域福祉を進める主体となります。

４つの地域センターを設置し，本部と連携を図りながら，地域性を重視した活動を推進しています。各地域センターには地域福祉活動専門員を配置し，専門性を生かした地域活動が展開できる体制を整えています。

■第４次地域福祉活動計画の構想と基本計画（令和元年度～5年度）

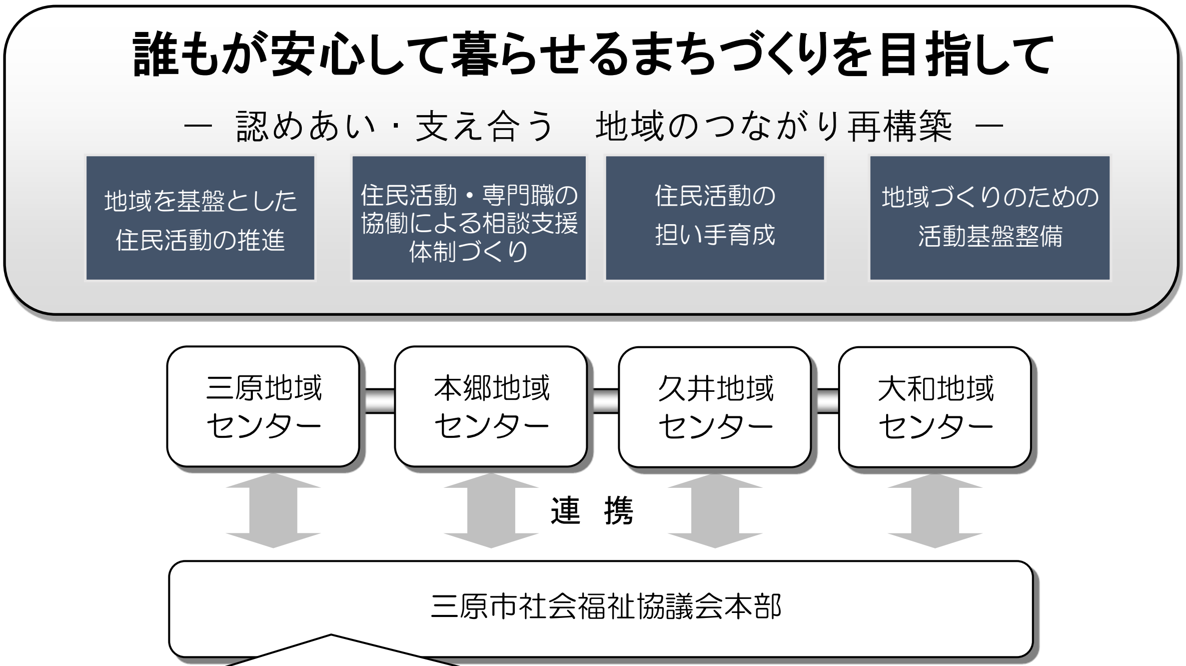

社会福祉協議会の活動（一部）

●福祉サービス利用援助事業「かけはし」
高齢や障害があることにより，福祉サービスの利用や各種契約について判断することに心配のある方が，地域で“安心した生活”を送れるようお手伝いをする事業。

●ご近所お互いさま活動「ほっとはーと」
普段の暮らしの中で，ちょっとした困りごとを「お互いさま」の気持ちで，お手伝いする活動。

●地域見守り推進事業
お住まいの町内会・自治会・地区社会福祉協議会等を単位として行う見守り活動で，住民から選出したボランティアである福祉推進員（サポーター）が，希望する人に対し見守り活動を行う事業。

●ふれあい・いきいきサロン活動
誰もが安心し，生きがいを持って暮らせる地域づくりを目的として，無理なく，楽しく，話して笑える時間を過ごす地域の「居場所」，「交流の場」づくりを住民と推進していく事業。　　　　ほか

（２）各種ボランティア・ＮＰＯ法人

現在，社会福祉協議会のボランティアセンターには，132の団体，組織が登録されています。活動地域別でみると，三原地域が68団体で最も多く，まちづくりや国際交流などの団体も見受けられます。

また，地域それぞれに，技術支援，当事者支援及び地域ボランティアが多いなどの特色も表れており，地域の実情を反映しているものとみられます。

	活動地域別				全市	総計
	三原	本郷	久井	大和		
技術支援	10	3	2			15
当事者支援	9	1	1			11
災害支援						
子育て支援	5	1	2			8
総合支援	9	2	1	1		13
地域ボランティア	4	1		4		9
施設支援	22		1			23
まちづくり	3					3
環境支援	2					2
国際交流・協力	1					1
ＮＰＯ法人					10	10
当事者団体					34	34
総　計	65	8	7	5	44	129

資料：三原市社会福祉協議会（平成31（2019）年3月31日現在）

（３）民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員・児童委員とは，社会奉仕の精神を持って，常に住民の立場にたって相談に応じ，必要に応じ関係機関･団体につなぐ役目を担っています。

主な活動としては，①援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ，助言や援助を行う②地域住民の生活状態を必要に応じて把握すること，③福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供や援助，④社会福祉施設・市町村・学校など社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し，その事業又は活動を支援，⑤福祉に関する機関や行政などの福祉業務への協力，などがあります。

市内の民生委員・児童委員（主任児童委員）は，11地区に分かれ民生委員児童委員協議会を組織しています。また，協議会は，三原市民生委員児童委員連合協議会を組織し，委員活動の連絡や調整のほか，地域福祉，児童福祉，高齢者福祉，障害者福祉，自立支援などの研修等を行っています。

本市の11民生区において，民生委員・児童委員及び主任児童委員が活動しています。

（定数：民生委員・児童委員230名，主任児童委員22名，合計252名）

（4）住民自治組織（町内会・自治会・自治区・自治振興会等）

市内の各地域では，多様な福祉・健康づくり関係組織が自主的に活動しています。

住民自治組織は，地域住民が主体的に住みやすい地域をつくっていくために組織されています。

主な活動は，①生活環境の整備，②住民の安全維持，③地域住民のレクリエーション活動，④地域住民の福祉厚生活動，⑤広報・調査です。

サロン活動（ふれあい・いきいきサロン・子育て支援サロン）や地域見守り推進事業などの福祉・健康づくりに関する活動の中心的組織として期待されています。

◆ふれあい・いきいきサロン

地域の住民自治組織，民生委員・児童委員，女性会等さまざまな人が協力して，会食，茶話会，体操，ゲーム，趣味の活動，健康チェック等，それぞれ興味のあることや関心のあることを企画しながら，運営しています。ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者にとって，外出の機会促進や生きがいづくりの場として重要な役割を果たすと同時に見守りにもつながっています。

◆地域子育て支援サロン

子育て中の保護者を対象に，子育て経験のあるボランティア等が中心となり，子育て中に生じる悩みなどの相談支援を行っています。地域ぐるみで子育ての環境づくりを目標に実施する活動です。保護者同士の貴重な情報交換の場となっています。

◆見守りサポート事業

地域住民の協力により，高齢者や障害のある人が孤立することなく安心して生活できるよう，地域住民で見守り・声かけを行う事業です。

見守りを希望する支援が必要な人の緊急連絡先やかかりつけ医を記入した「安心カード」を作成し，地域住民から選ばれた「福祉推進員（サポーター）」が対象者宅を見守り，声かけなどを行います。

また，住民が隣近所で困っている人を見かけたら，民生委員・児童委員や福祉推進員等に連絡して，見守り・声かけ活動をしてもらうこともできます。

（5）老人クラブ

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり，おおむね60歳以上の高齢者が，教養の向上，健康増進，地域社会との交流を共通の理念として活動しています。各地域に老人クラブがあり，三原市老人クラブ連合会を組織しています。主な活動は，スポーツ活動，教養講座の開催，社会奉仕活動，寝たきり高齢者等友愛訪問，他世代との交流会等がありますが，会員の減少が課題となっています。

４　平成30年７月豪雨災害前の住民アンケート調査の結果

（１）地域福祉の進捗

過去５年間で地域福祉が「進んだ」と思う人は56.7％と過半数になっており，特に「町内会・自治会・自治振興区等を主体とした地域福祉活動」や「高齢者への支援」において成果を感じています。地域別でみると，久井地域と大和地域では「進んだ」の割合が高くなっています。

一方で，取組みが「進んでいない」と感じていることは，特に「災害時への取組み」となっており，上記の２つも上位となっております。

また，地域福祉の「担い手（組織・リーダー）がいない」，「取り組むための人材がいない」が上位となっています。

問　あなたの住んでいる地域では，この５年間で住民同士の気にかけ合い，支え合いなどの地域福祉の取組みは進んだと思いますか。（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

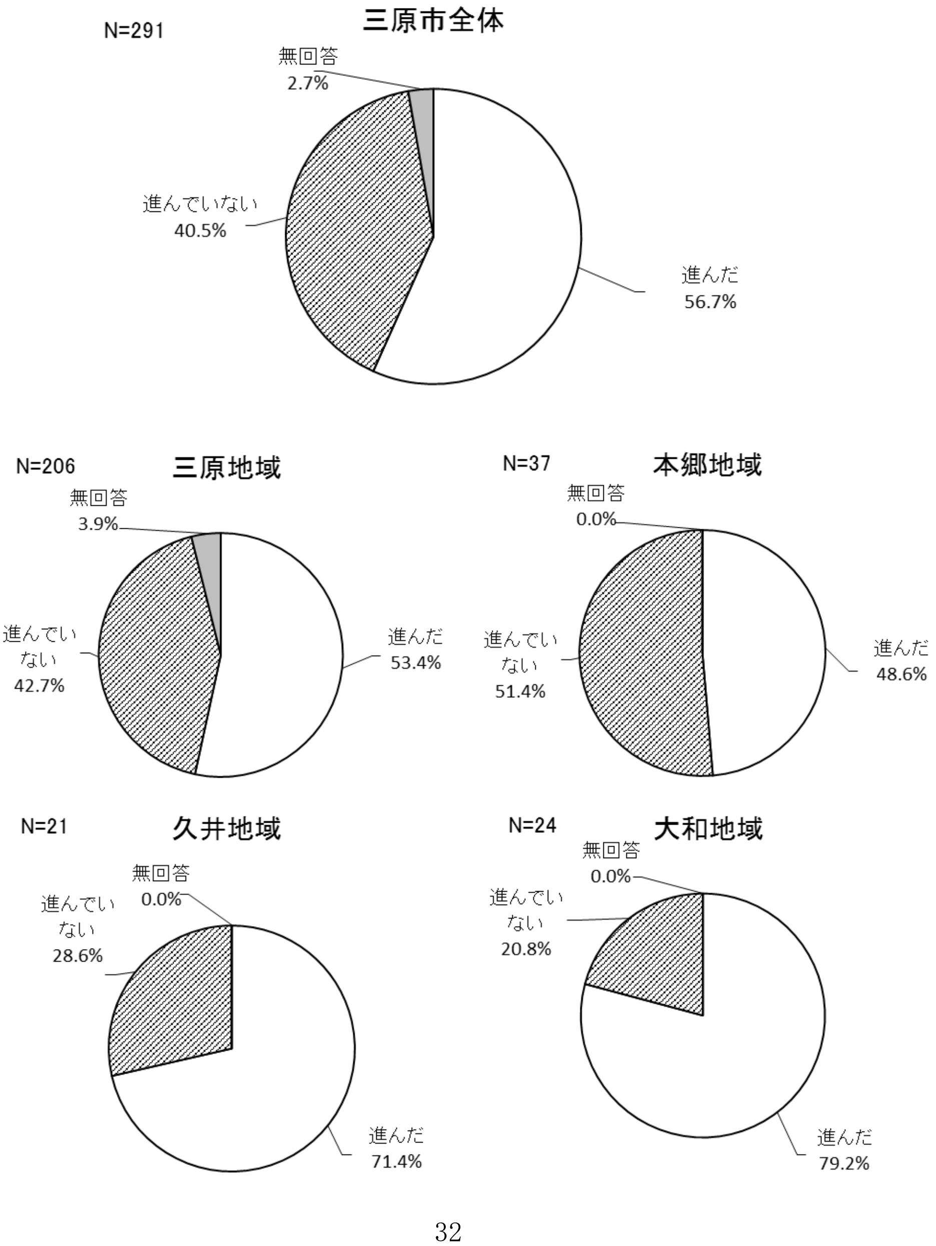

問　地域福祉のどのような取組みが進んだと思いますか。
（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

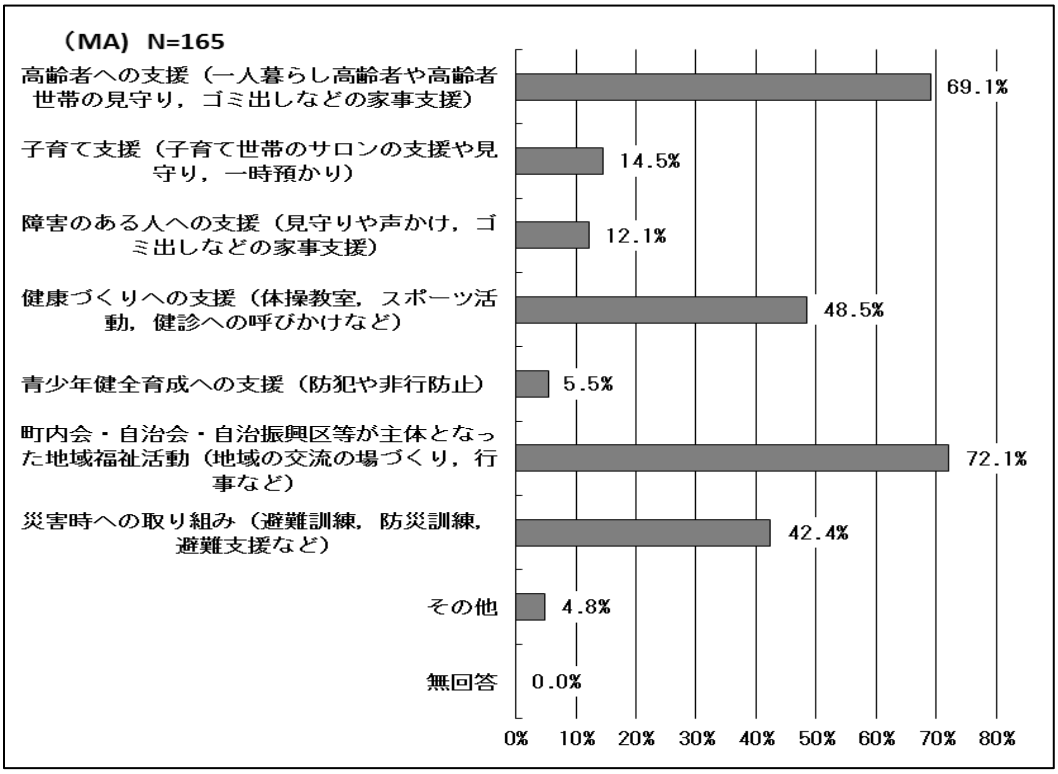

問　地域福祉で特に進んでいないと思うものは何ですか。
（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

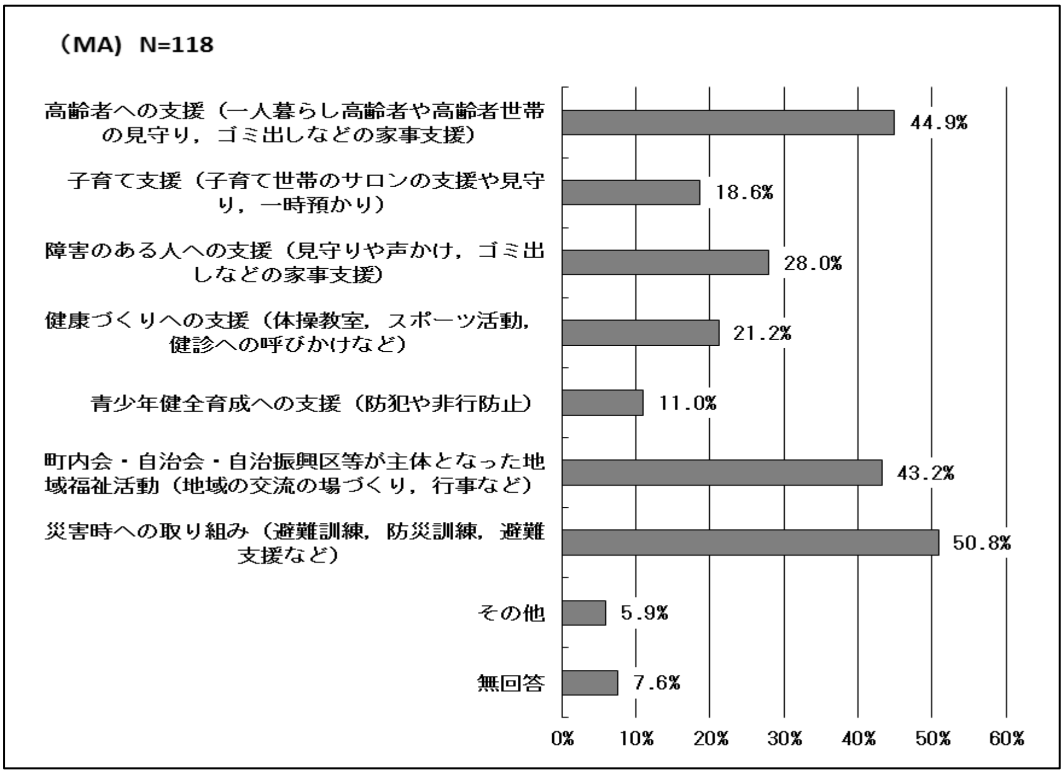

問　地域福祉がなぜ進んでいないと思いますか。

（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

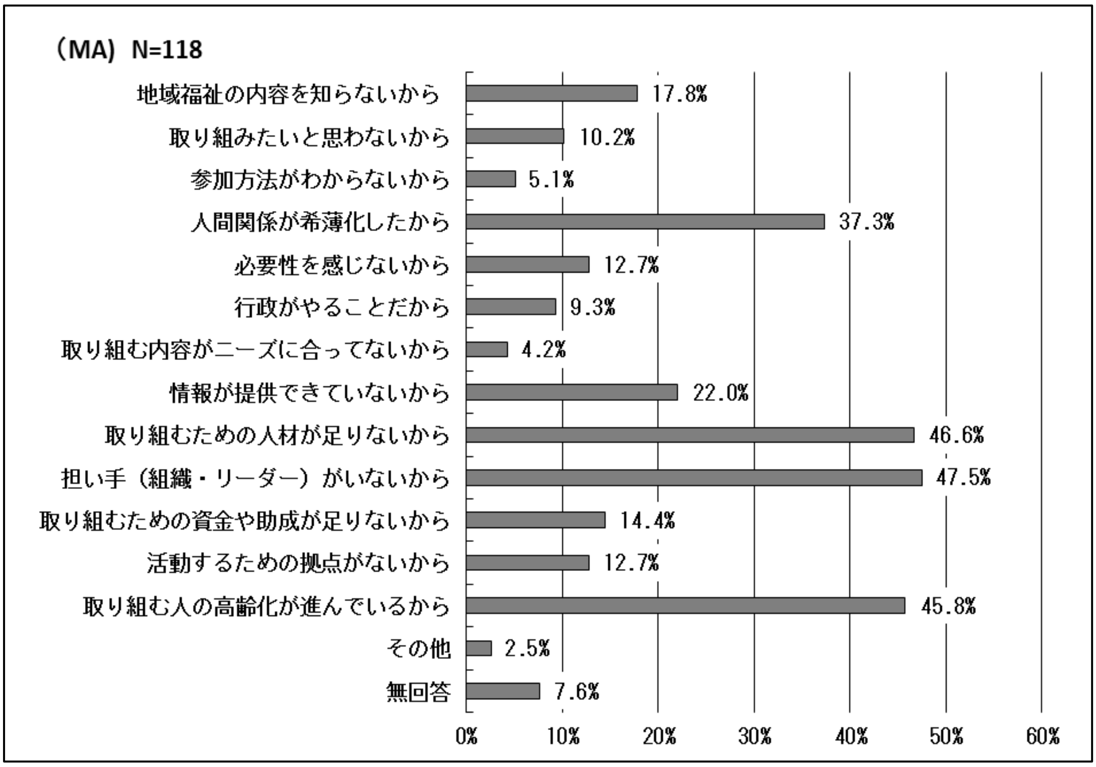

（２）高齢者の生きがいづくりと社会参加

本計画期間中に，団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり，地域生活を主体とする高齢者が急激に増加します。

団塊の世代の多くが後期高齢者（75歳以上）となる2025年には，介護や医療の負担が大きくなることが考えられることから，地域に暮らす誰もがその人らしく自立した生活ができる地域づくりのために，高齢者が健康であり続けることが必要となります。

アンケートでは，退職後を「趣味や余暇を楽しみたい（楽しんでいる)」「地域に貢献できるようなボランティア活動をしたい（している)」といった回答が上位となっており，高齢者の生きがいづくりと社会参加に向けた取組みが求められています。

問　あなたは定年退職後などの高齢期をどのように過ごしたいとお考えですか。またはどのように過ごしていますか。(民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果)

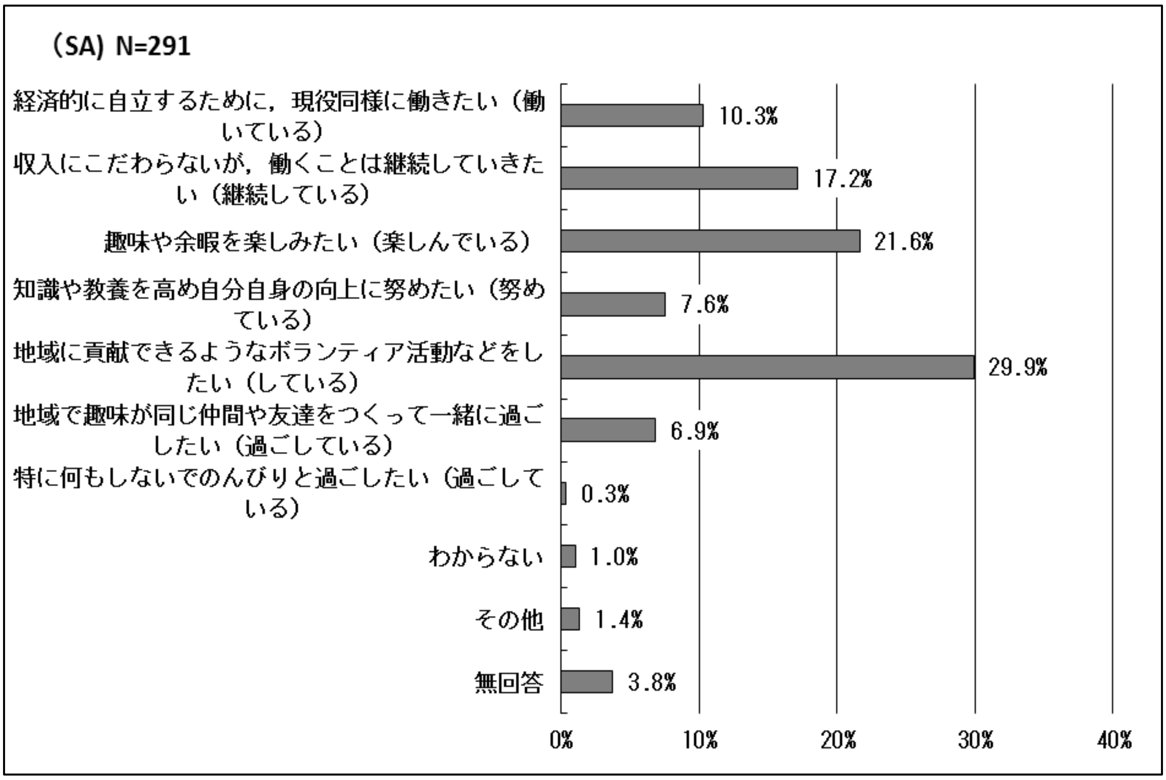

（３）日常生活での助け合い，支え合いについて

「住民同士の助け合い，気にかけ合いができている・まあまあできている」と思う人は76.3%と割合が高くなっています。

一方で，地域で支えられた（助けられた）と感じたことは，33.7%となっています。

日常生活において困ったことが起きた場合の必要な手助けは,「支援を必要とする人の家族」が59.8%で最も高く，次いで「行政機関（市役所）」が52.3%,「地域住民」が42.1%で続いています。

これから特に支援が必要だと思う対象は，高齢者，認知症高齢者などの割合が高く，身近な地域での支え合いへの理解を深めていくことが必要です。

ボランティア活動の参加のきっかけとしては「家族・友人の誘い」が多く，人材の発掘や参加促進のためには，口コミによる効果が高いことがうかがえます。

今後は，こうした意識を実際の活動へと結びつけるきっかけとしての広報活動や交流が重要となっています。

問　あなたの住んでいる地域では，住民同士の支え合い・気にかけ合いができていますか。

（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

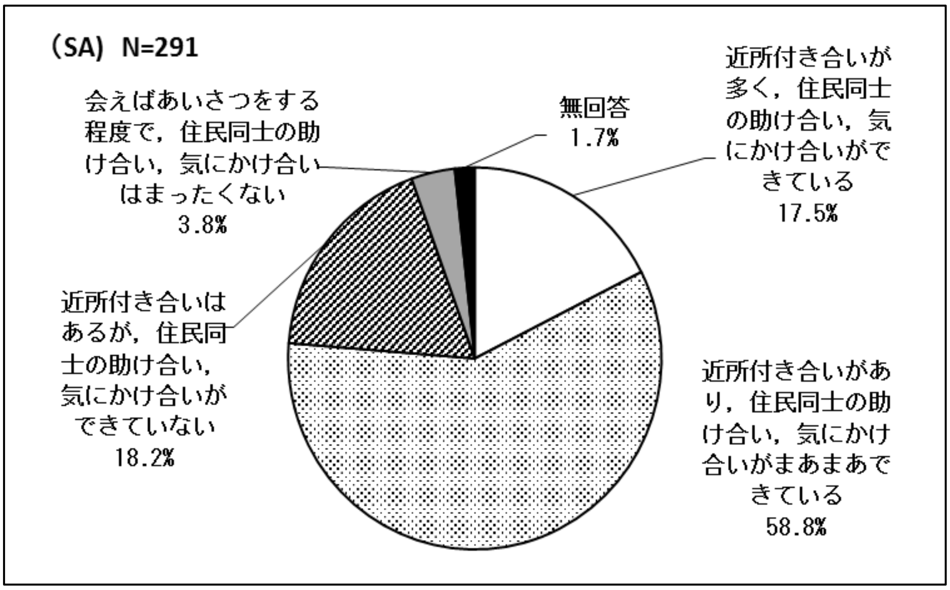

問　地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。
（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

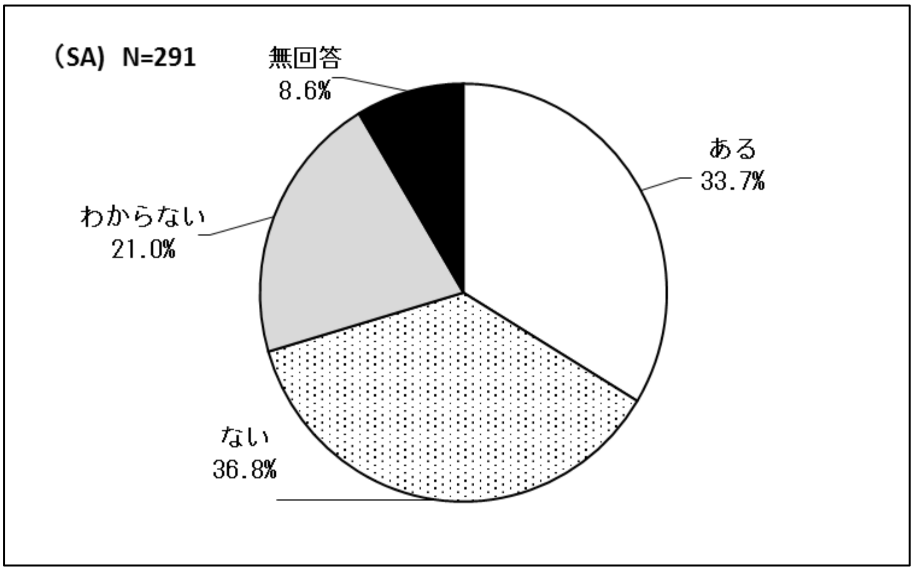

問　日常生活において困ったことが起きた場合，誰もが住みなれた地域で生活していくために必要な手助けは，誰が（どこが）行うべきだと思いますか。
（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

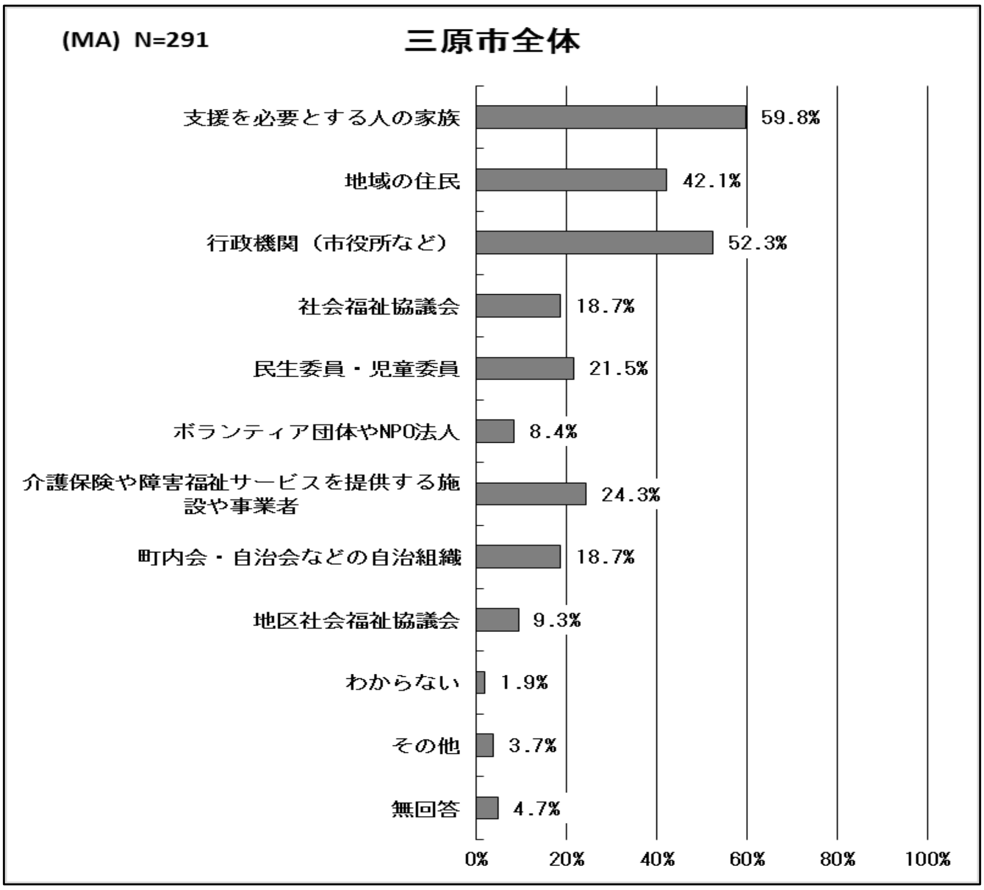

問　あなたがお住まいの地域において，これから特に支援が必要だと思う対象は誰ですか。
（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

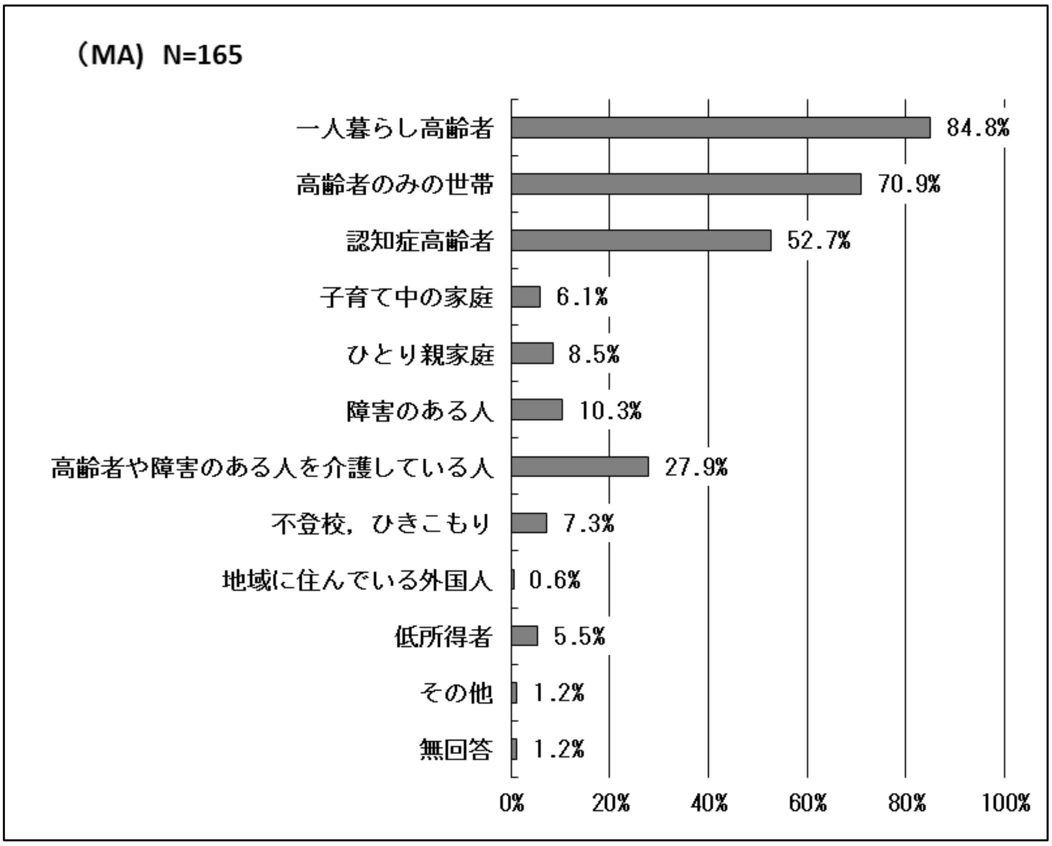

問　あなたは日常生活において困ったことが起きたとき，今後，地域で何が必要だと思いますか。
（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

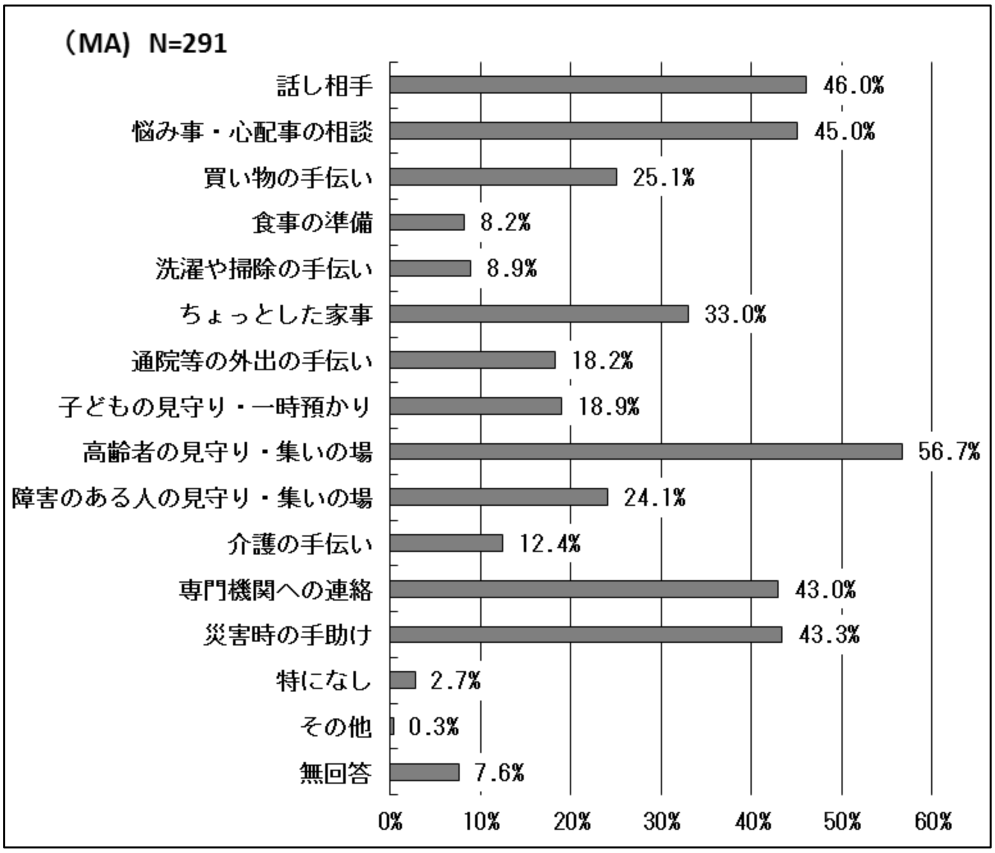

問　あなたは困ったときに誰に（どこに）相談しますか。
（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

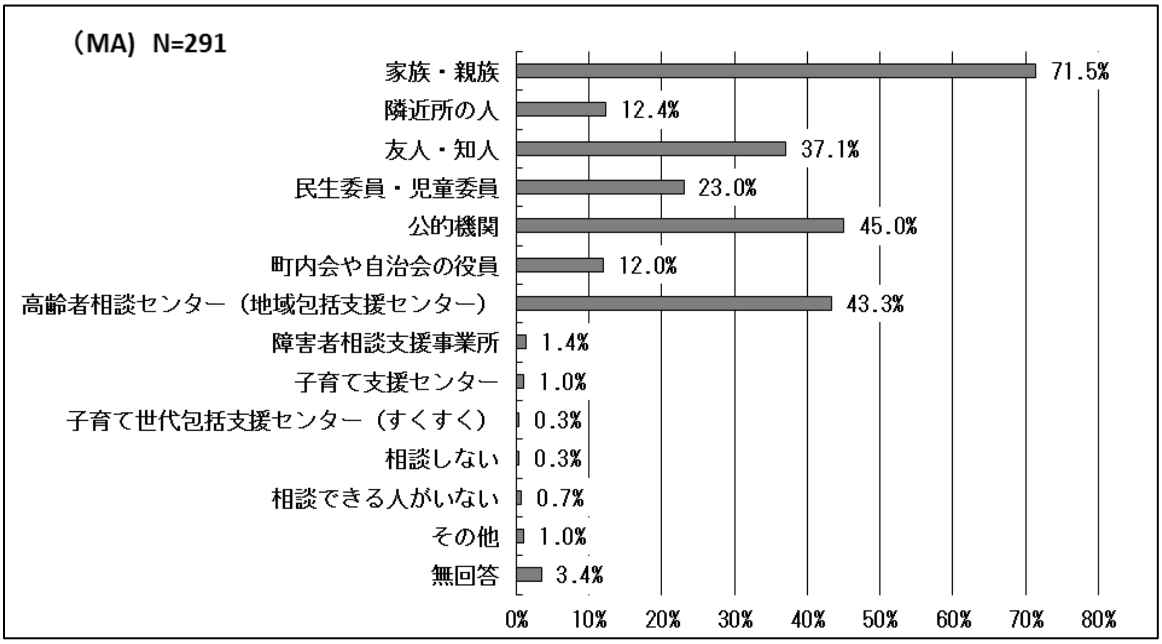

問　ボランティア活動に参加したきっかけは何ですか。
（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

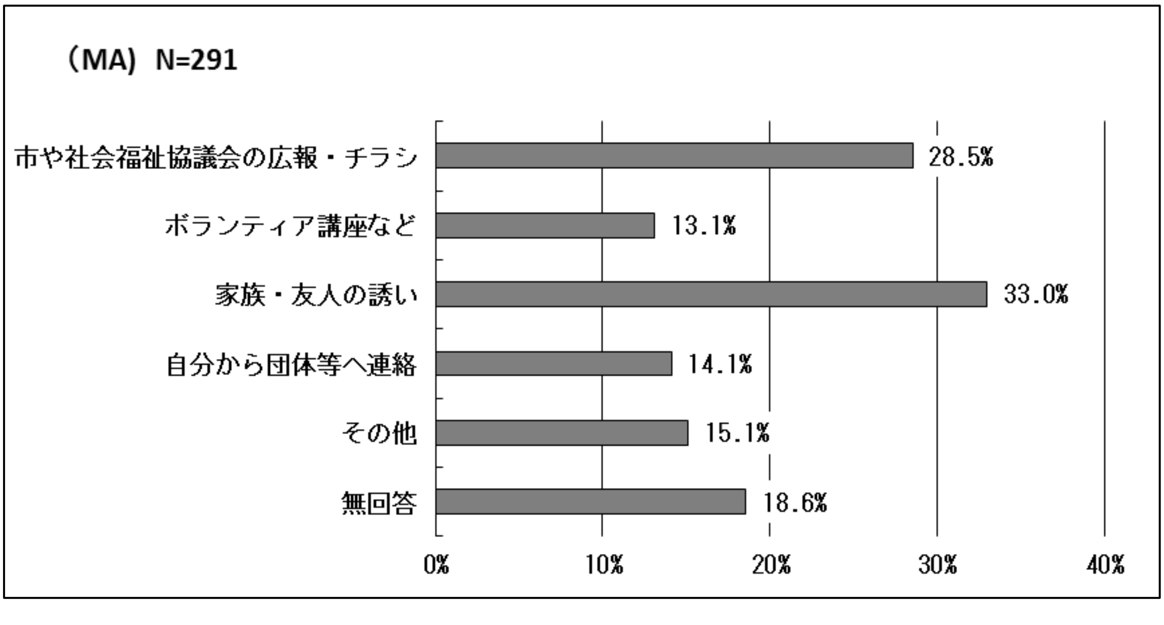

（４）災害時における支援について

「近所に自分では安全に避難できないと思う人がいる」への回答が高く，平常時から住民同士の気にかけ合いが行える取組みが求められます。

災害時における取組みで気になることは，避難することに加え，避難所で生活することへの不安が大きいことがうかがえます。避難場所において住民同士が共に支え合って生活できるよう，日頃からの地域のつきあいが重要となっていきます。

問　災害時に，誰もが安全に避難等ができるようにしていくうえで，あなたが気になることはありますか。(民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果)

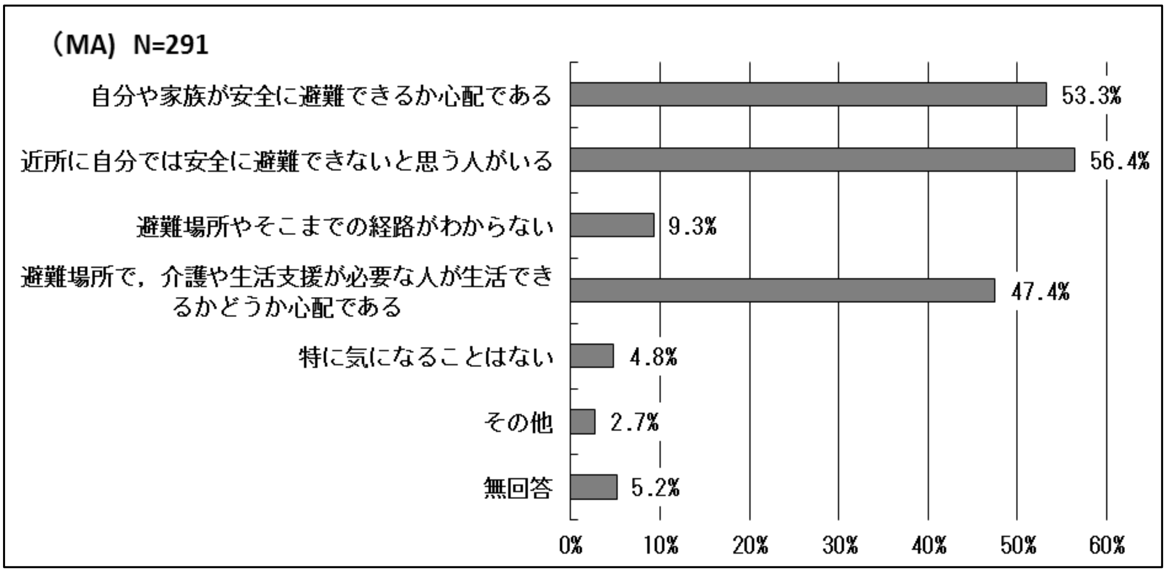

問　災害時に誰もが安全に避難できるよう地域で支え合うために，支援が必要な人の情報などを地域で共有することについて，どのように思いますか。

（民生委員・児童委員，ボランティア等の調査結果）

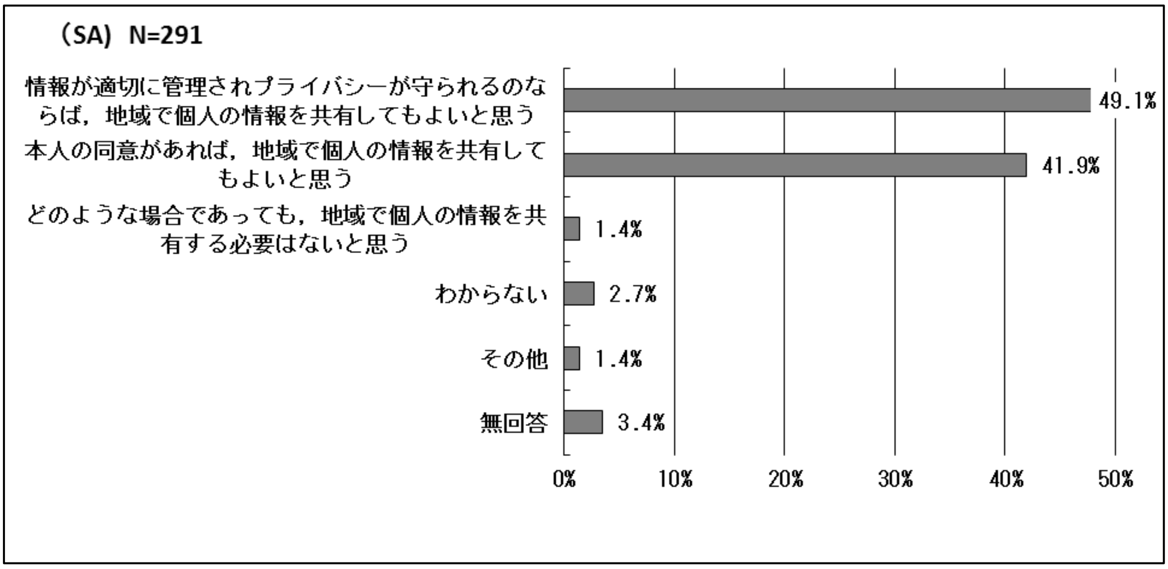

5　平成30年７月豪雨災害後の住民アンケート調査の結果

平成30（2018）年7月豪雨災害後の意識変容や活動状況を確認するために，町内会等住民自治組織代表者，及び民生委員・児童委員に対し追加のアンケートを実施しました。

A　町内会等住民自治組織調査結果

豪雨災害において，地域住民の活動は，「情報収集･伝達」の回答が最も高くなっています。

豪雨災害の経験から今後の取組みとして，平常時においては，「避難支援を必要とする人の把握と対応」が52.8％で最も高く，「防災意識の向上」が49.8％で続いています。

災害発生前は，「情報収集・伝達」が70.6％で最も高く，「避難の声かけ」が61.8％で続いています。また，災害発生後は，「情報収集・伝達」が72.8％で最も高く，「安否確認」が67.6％で続いています。

問　あなたが活動している町内会等において，災害発生前後にどのような取組をしましたか。

（1）災害発生前

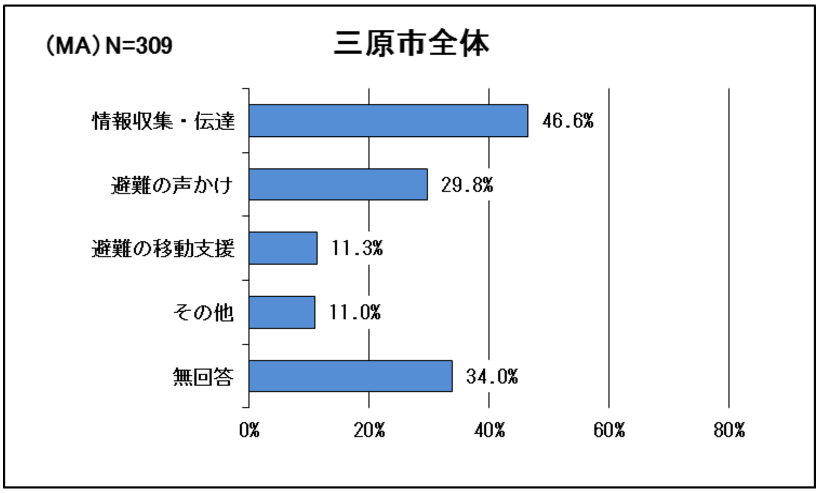

（2）災害発生後

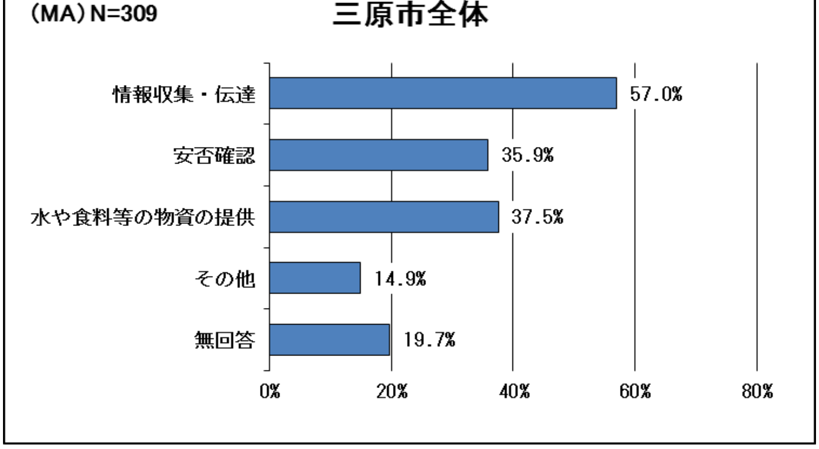

問　あなたが活動している町内会等において，今後どのような取組が可能だとおもいますか。

（１）平常時

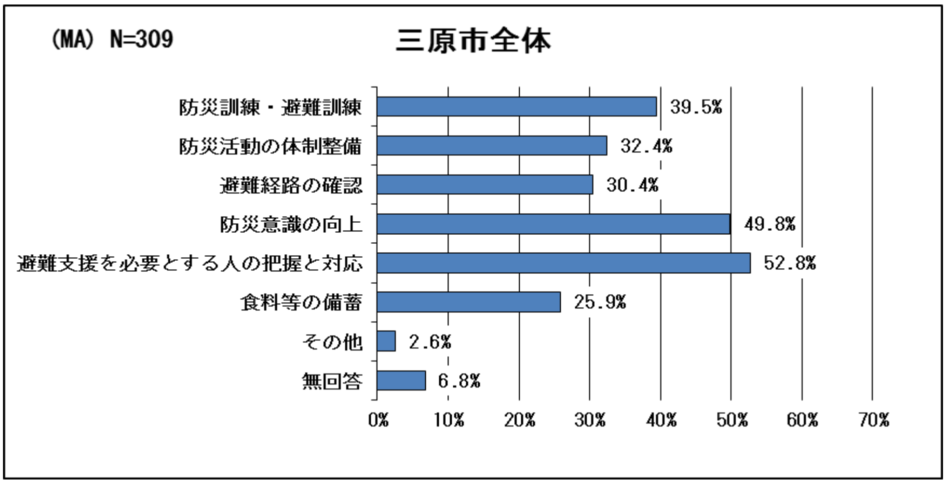

（２）災害発生前

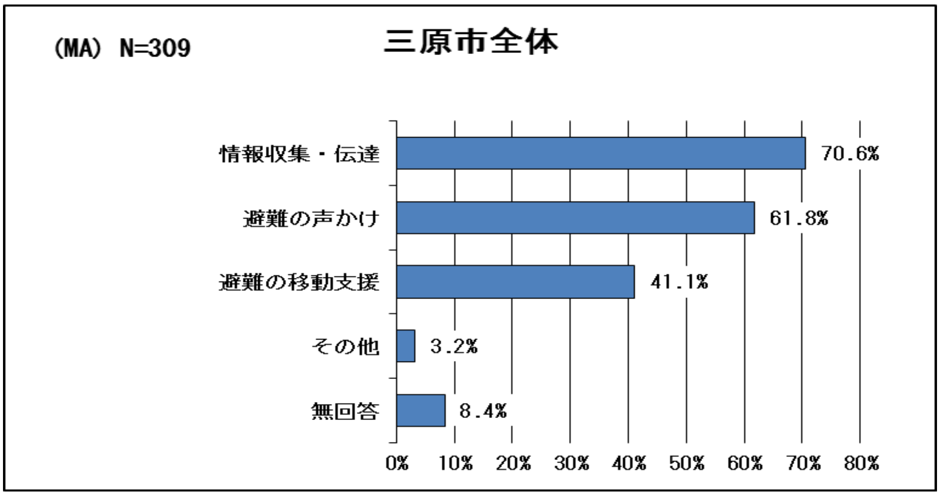

（３）災害発生後

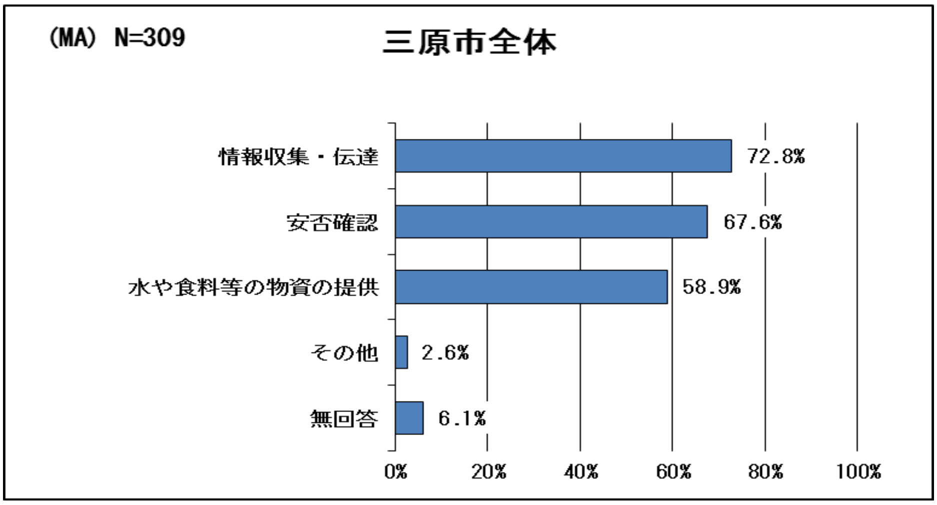

B　民生委員児童委員調査結果

豪雨災害後において，民生委員・児童委員の活動は，「安否確認」が62.9%で最も高くなっています。

豪雨災害の経験から今後の取組みとして，平常時においては，「避難支援を必要とする人の把握と対応」が54.2%で最も高く，「防災訓練・避難訓練」が52.9%で続いています。

災害発生前は，「情報収集・伝達」が65.0%で最も高く，「避難の声かけ」が続いています。また，災害発生後は，「安否確認」が76.7%で最も高く，「情報収集・伝達」が63.8%で続いています。

問　あなたが活動している担当区域において，災害発生前後にどのような取組をしましたか。

（１）災害発生前

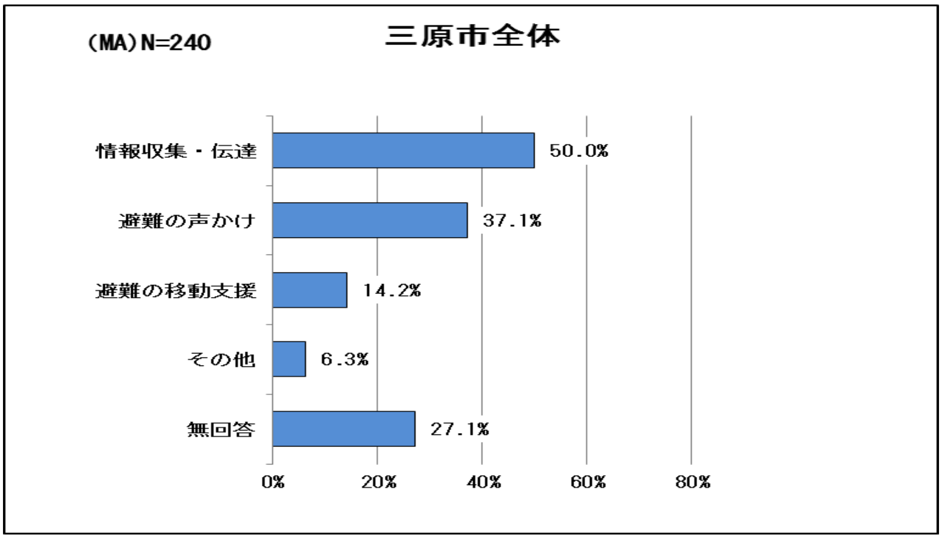

（２）災害発生後

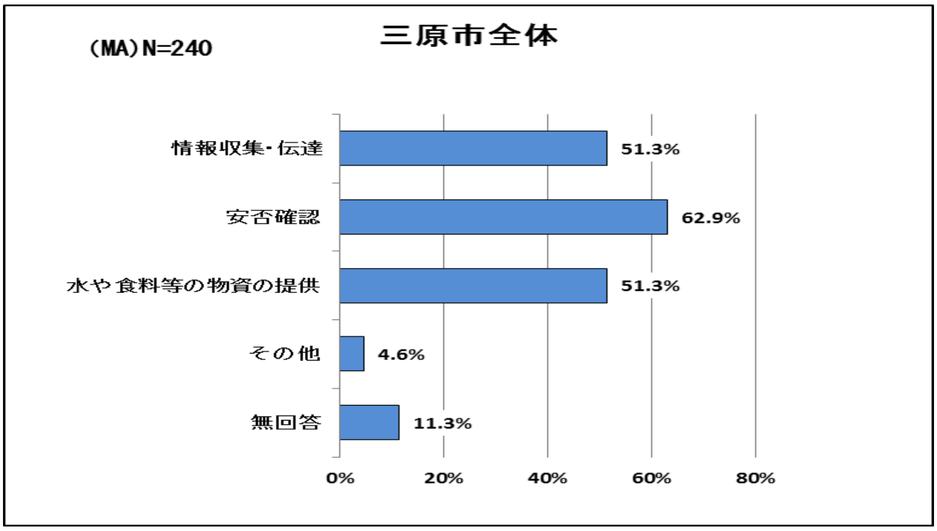

問　あなたが活動している担当区域において，今後どのような取組が必要だと思いますか。

（１）平常時

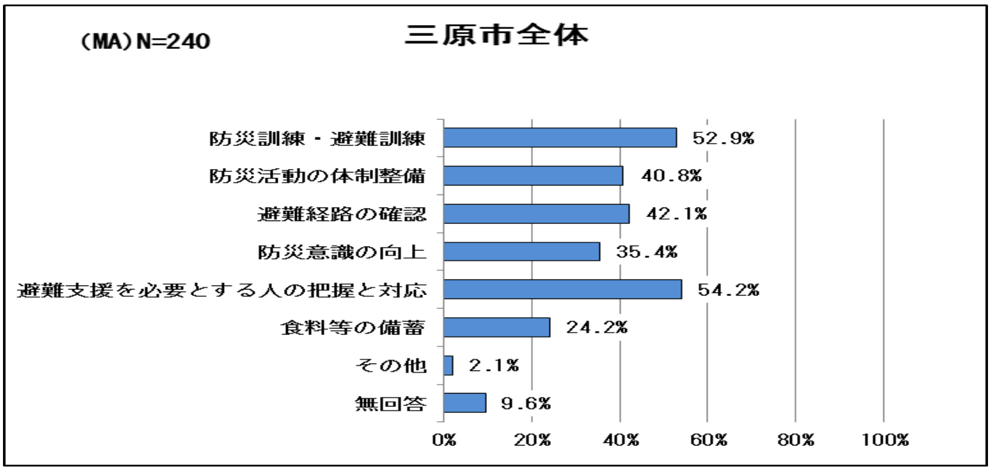

（２）災害発生前

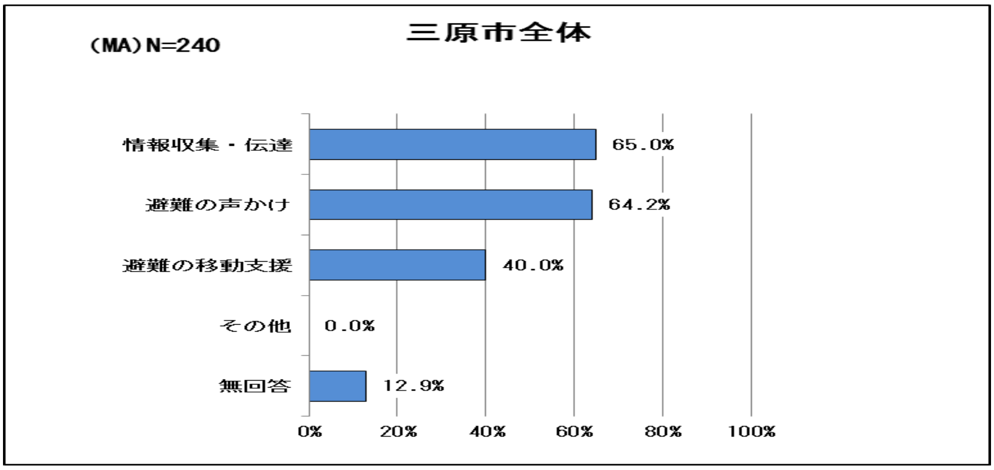

（３）災害発生後

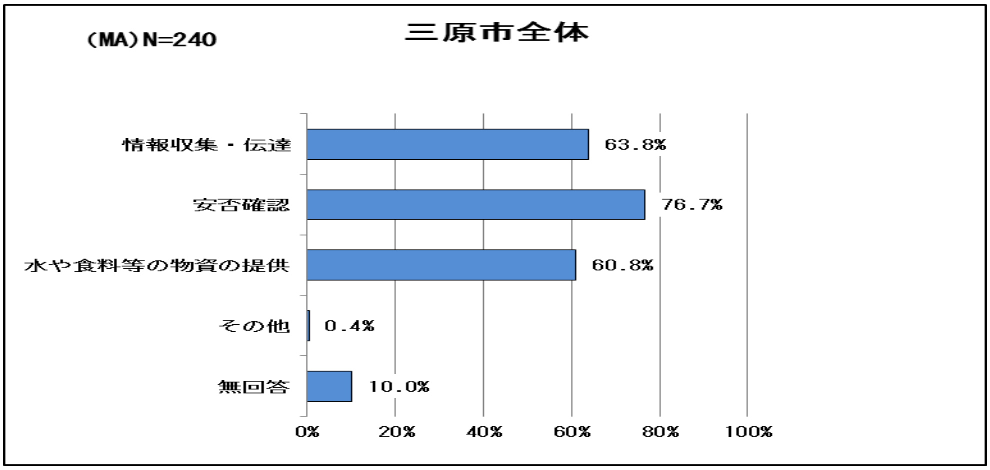

６　平成30年７月豪雨災害前後の住民アンケート調査比較

平成30（2018）年7月豪雨災害を受け，災害後の意識変容を確認するために，平成30（2018）年3月8日～4月20日に実施したアンケート調査と同じ設問を平成30（2018）年11月1日～11月30日に，町内会等住民自治組織代表と，民生委員・児童委員に実施しました。

Ａ　町内会等住民自治組織調査結果

町内等での住民同士の支えあい･気にかけ合いについて，豪雨災害前に比べ「できている」が4.7ポイント高くなっています。

地域別でみると，三原地域・久井地域・大和地域では「できている」が高くなっています。本郷地域では「できている」が低くなり，「まあまあできている」が高くなっています。

特に配慮が必要だと思う対象は，豪雨災害前に比べ「一人暮らしの高齢者」が5.0ポイント，「高齢者のみの世帯」が5.9ポイント，「障害のある人」が9.6ポイント高くなっています。

連携していきたい団体として，豪雨災害前に比べ「民生委員・児童委員」が18.2ポイント，「自主防災組織」が18.1ポイント高くなっています。

問　あなたはが活動している町内会等において，住民同士の支え合い・気にかけ合いができていますか。

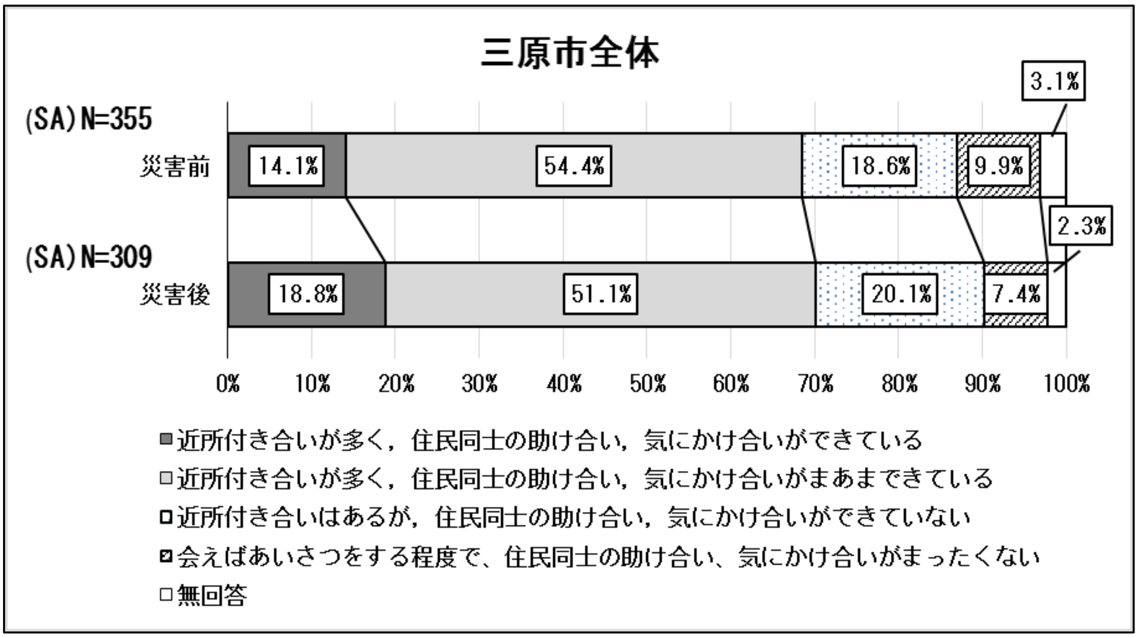

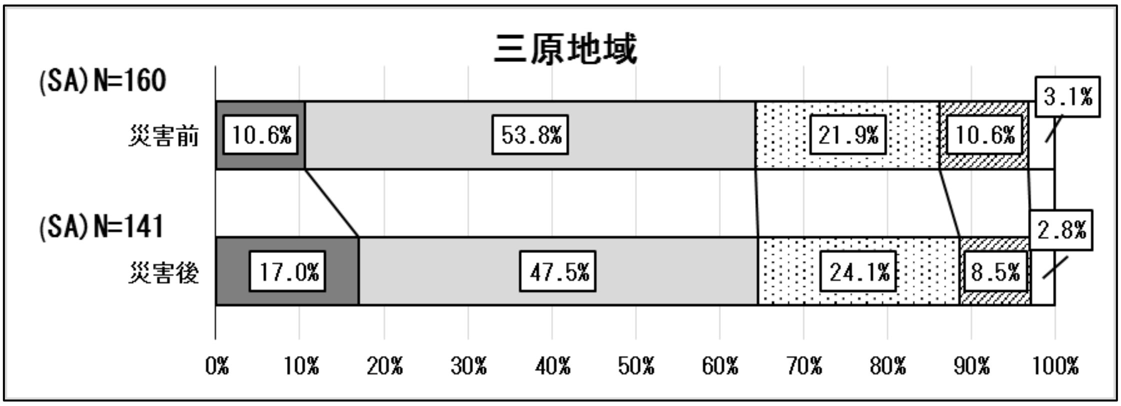
三原地域
(SA)N=160
災害前
10.6%
53.8%
21.9%
10.6%
3.1%
(SA)N=141
災害後
17.0%
47.5%
24.1%
8.5%
2.8%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

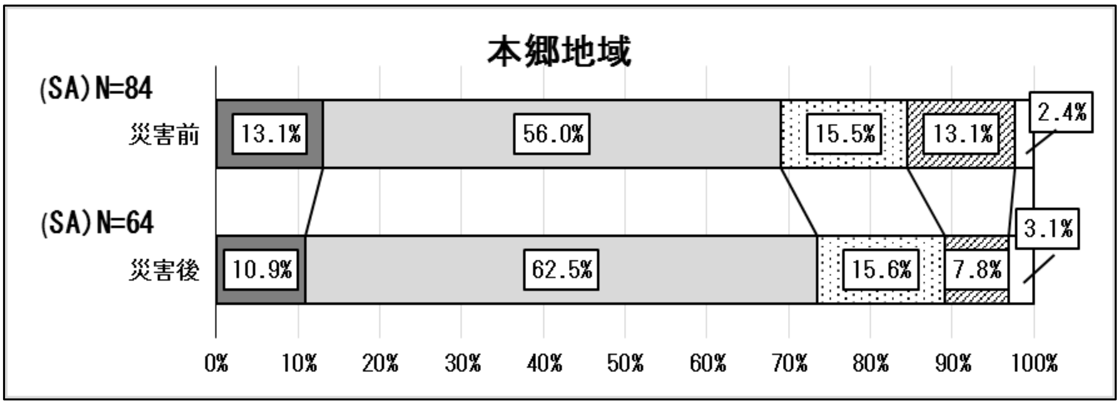
本郷地域
(SA)N=84
災害前
13.1%
56.0%
15.5%
13.1%
2.4%
(SA)N=64
災害後
10.9%
62.5%
15.6%
7.8%
3.1%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

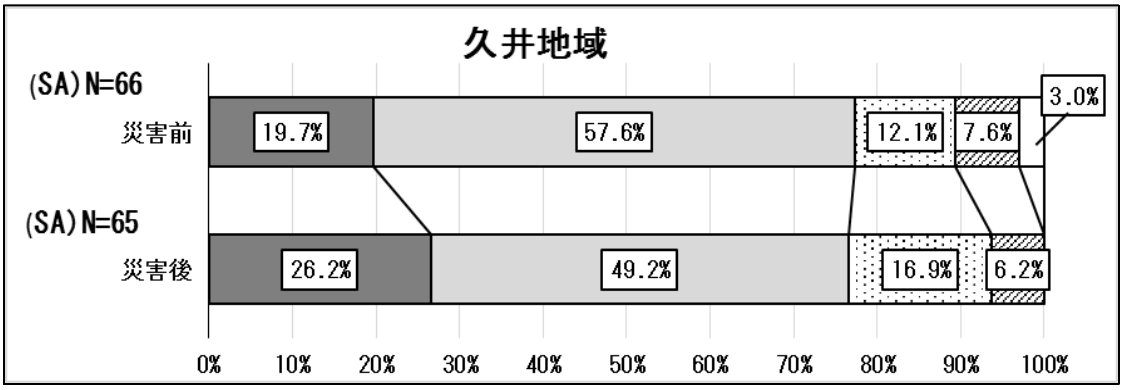
久井地域
(SA)N=66
災害前
19.7%
57.6%
12.1%
7.6%
3.0%
(SA)N=65
災害後
26.2%
49.2%
16.9%
6.2%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

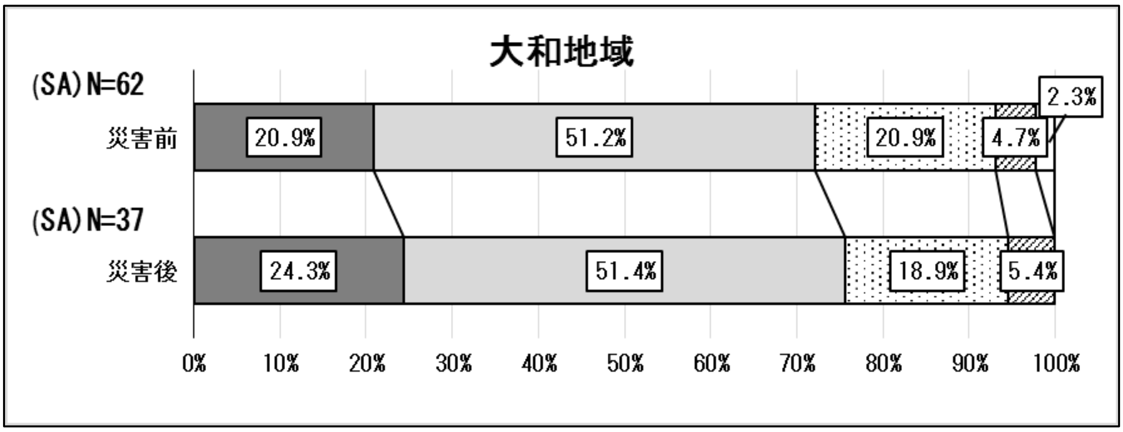
大和地域
(SA)N=62
災害前
20.9%
51.2%
20.9%
4.7%
2.3%
(SA)N=37
災害後
24.3%
51.4%
18.9%
5.4%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

問　あなたが活動している町内会等において，これから特に配慮が必要だと思う対象は誰ですか。

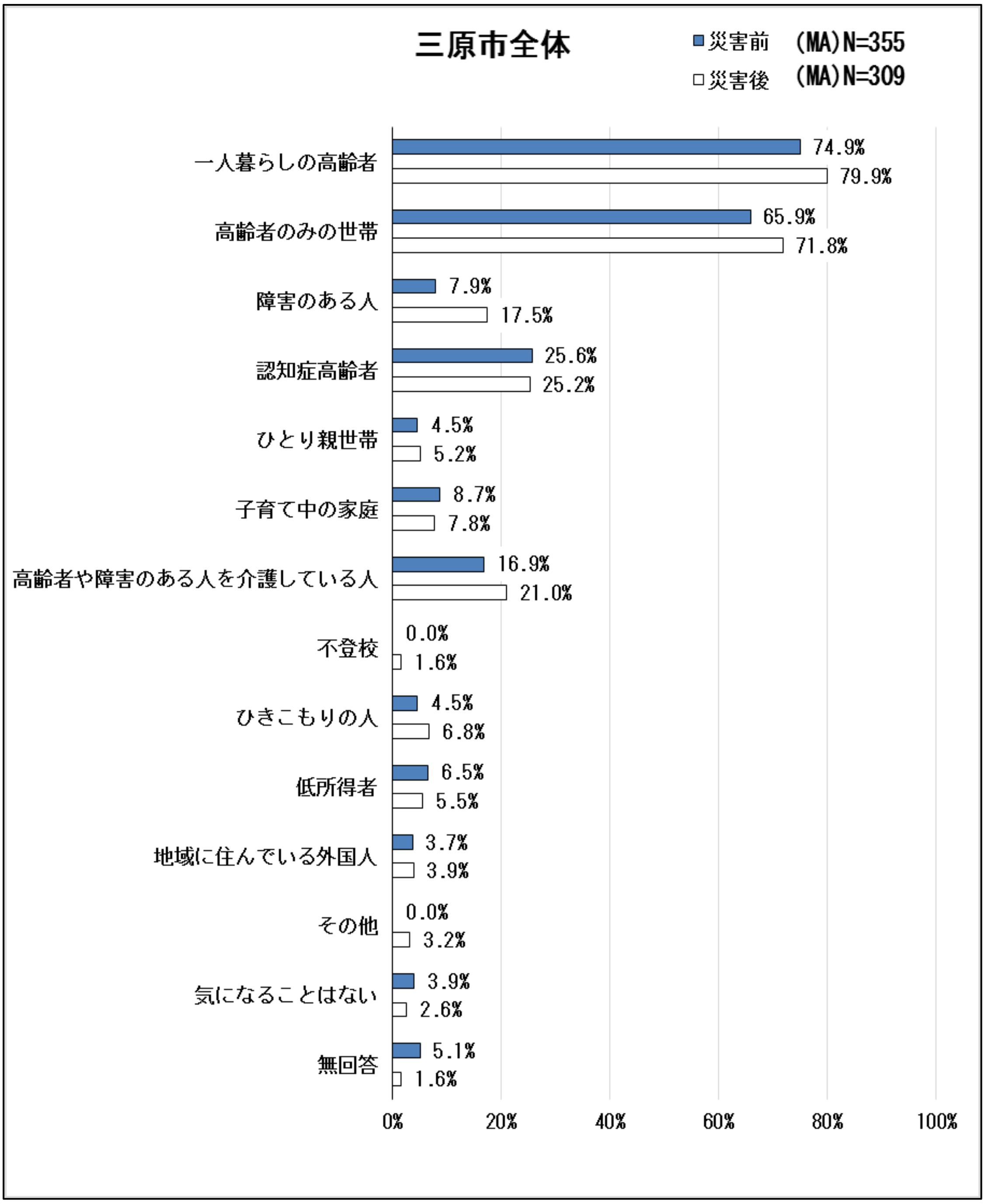

問　あなたの地域で、今後、取り組むべき地域の支え合い活動は、何だと思いますか。

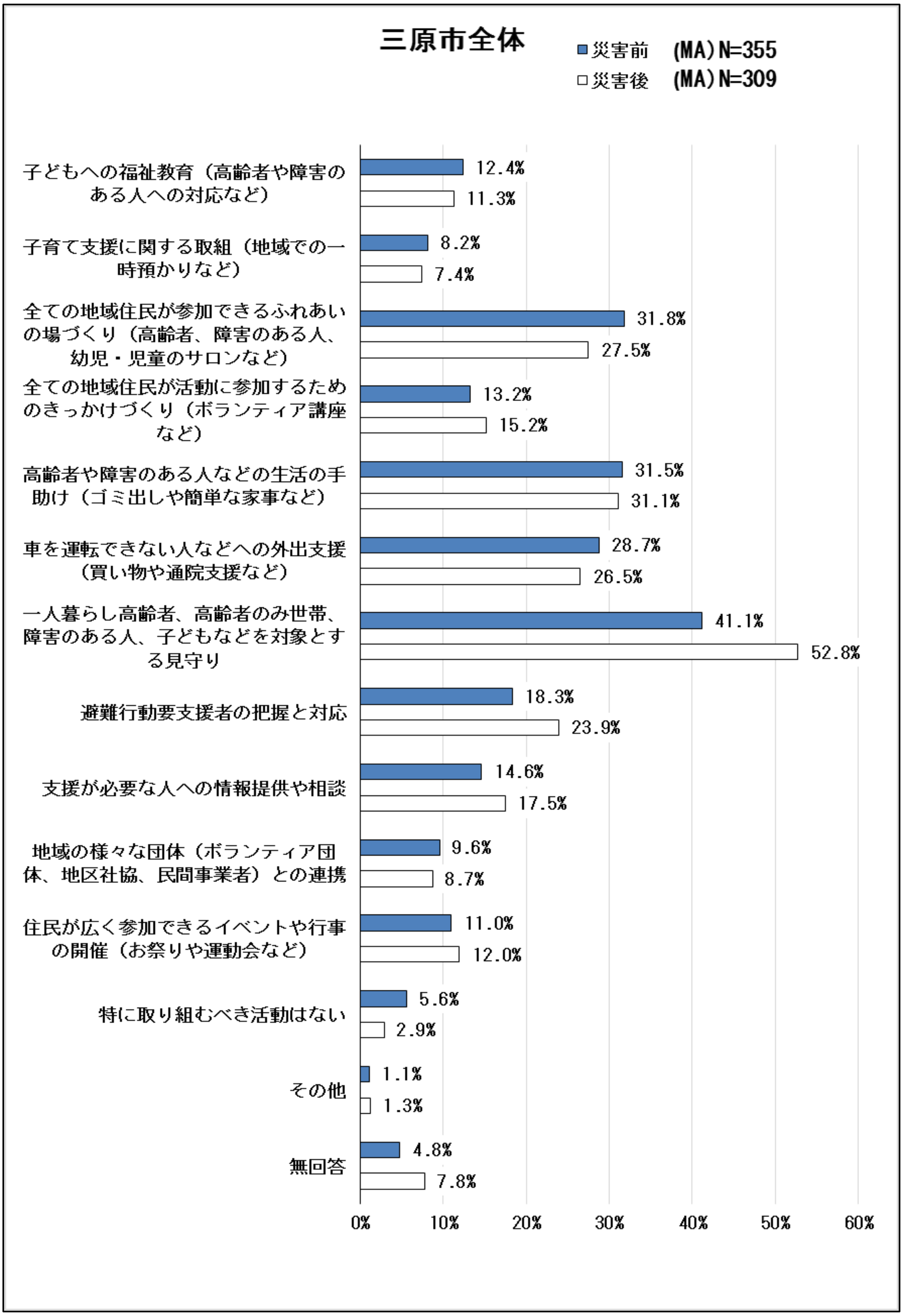

問　これから連携していきたい組織・団体等は次のうちどれですか。

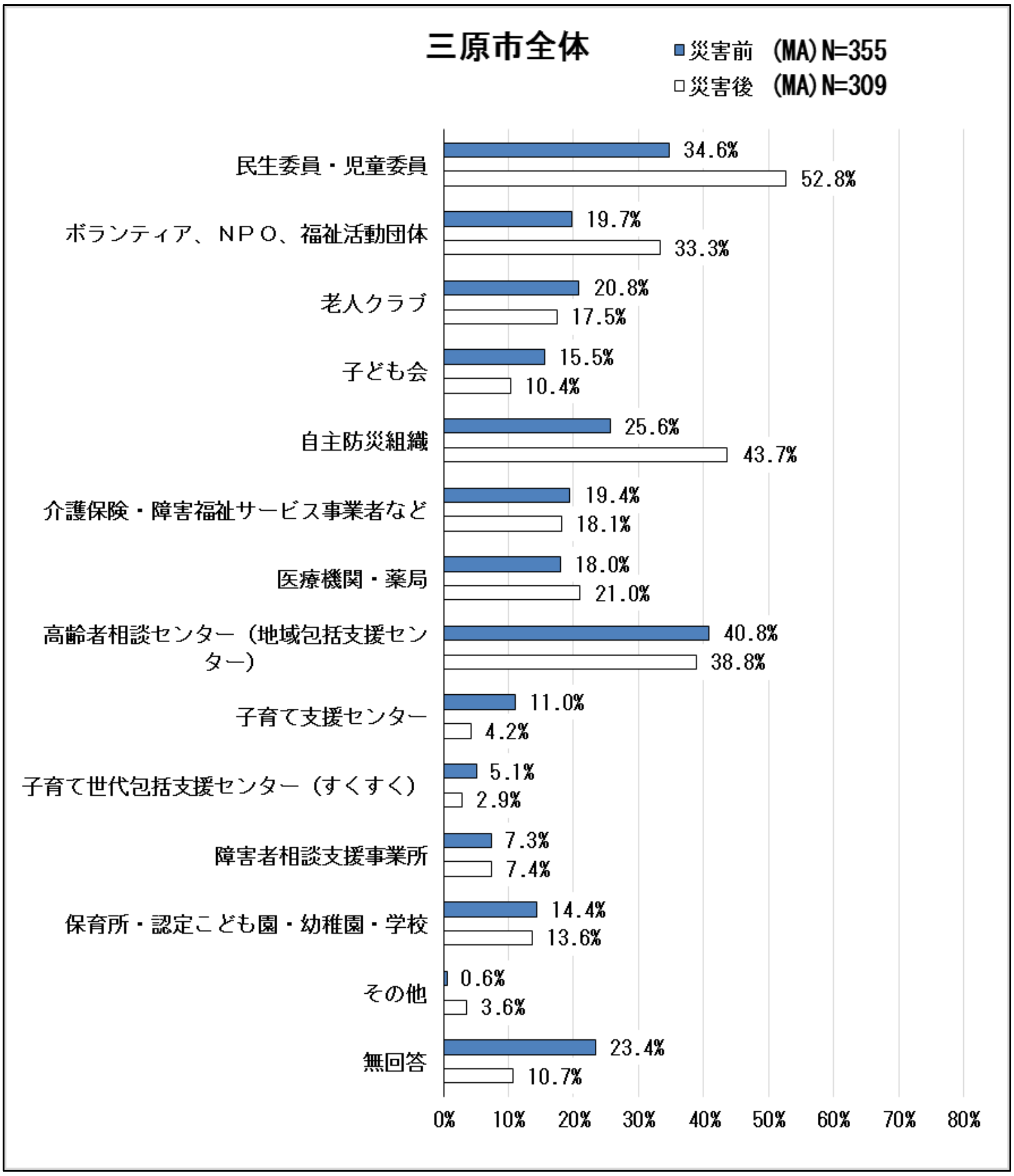

B　民生委員・児童委員調査結果

民生委員・児童委員の活動の参加について，豪雨災害前に比べ「高齢者支援」が10.7ポイント，「障害のある人への支援」が8.1ポイント，「子育て支援」が4.3ポイント，「災害時への取組み」が12.3ポイント高くなっています。

豪雨災害を経験し，安全に避難する上で「近所に自分で安全に避難できないと思う人がいる」が8.2ポイント，「避難場所で，介護や生活支援が必要な人が生活できるかどうか心配である」が9.3ポイント豪雨災害前に比べ高くなっています。

支援が必要な人の情報の共有について，豪雨災害前に比べ「情報が適切に管理されプライバシーが守られるなら，地域で個人の情報を共有しても良いと思う」が2.0ポイント低くなっています。地域別でみると，大和地域は18.2ポイント高くなっています。

災害時に地域で支え合う活動として，豪雨災害前に比べ「災害時に避難支援が必要な人がどこにいるか等の情報提供」が2.9ポイント，「地域での防災組織の確立」が2.1ポイント高くなっています。一方で「平時からの意識づくりや話し合い，訓練などの実施」が14.4ポイント低くなっています。

問　あなたが，今後，地域のさまざまな活動に参加するとなれば，どのような分野が考えられますか。

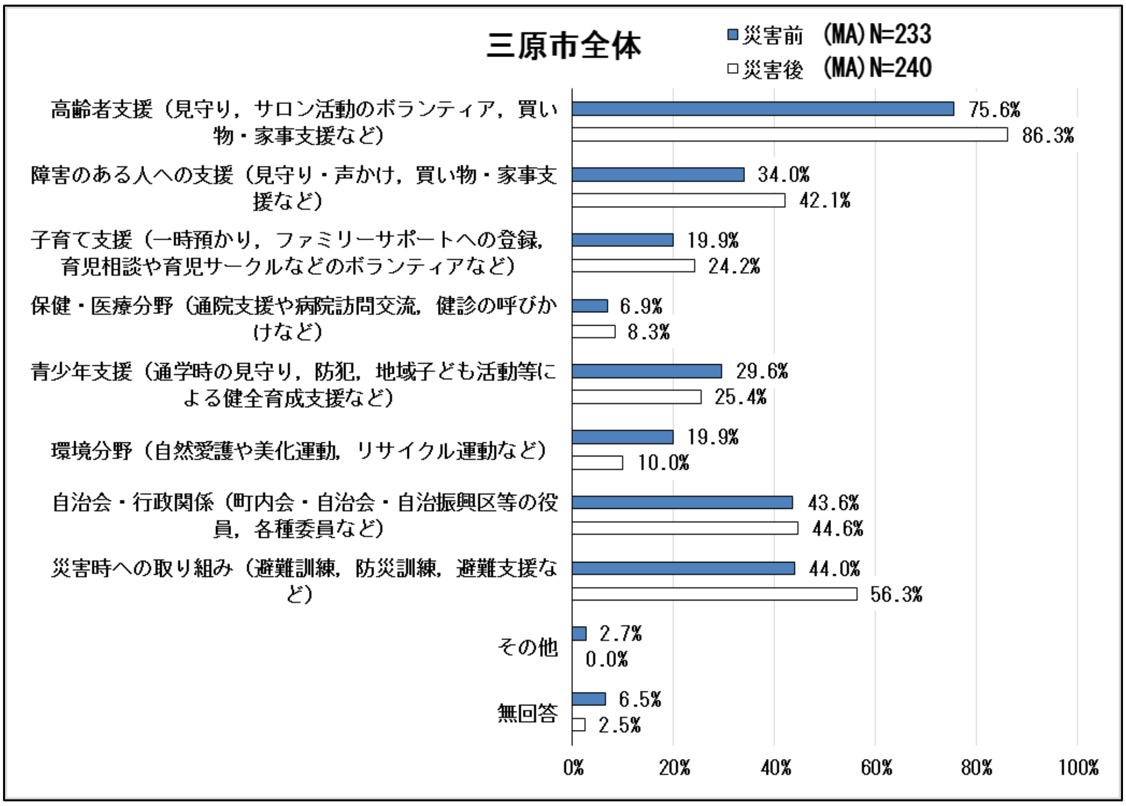

問　あなたは日常生活において困ったことが起きたとき，今後，地域で何が必要だと思いますか。

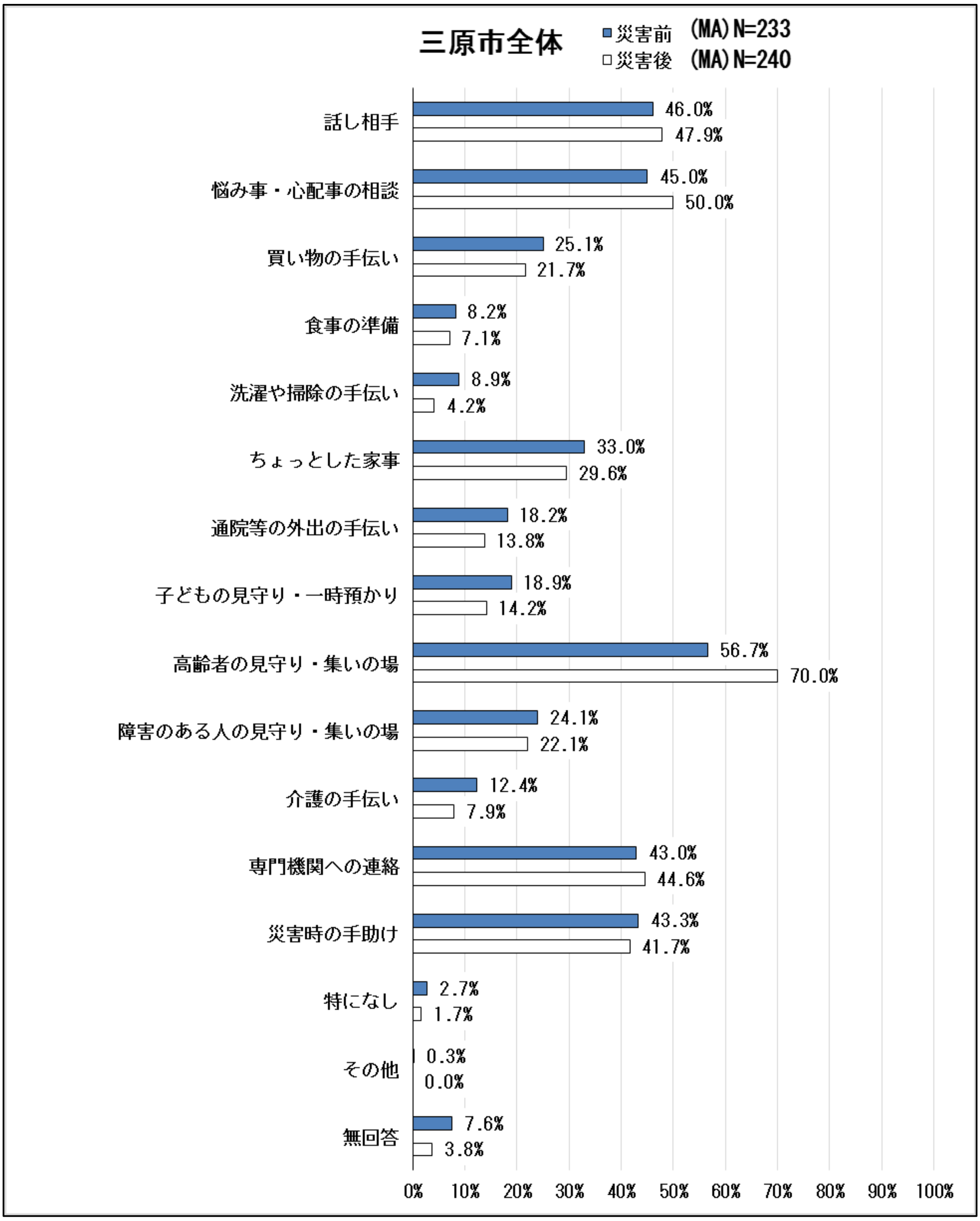

問　災害時に，だれもが安全に避難等ができるようにしていくうえで，あなたが気になることはありますか。

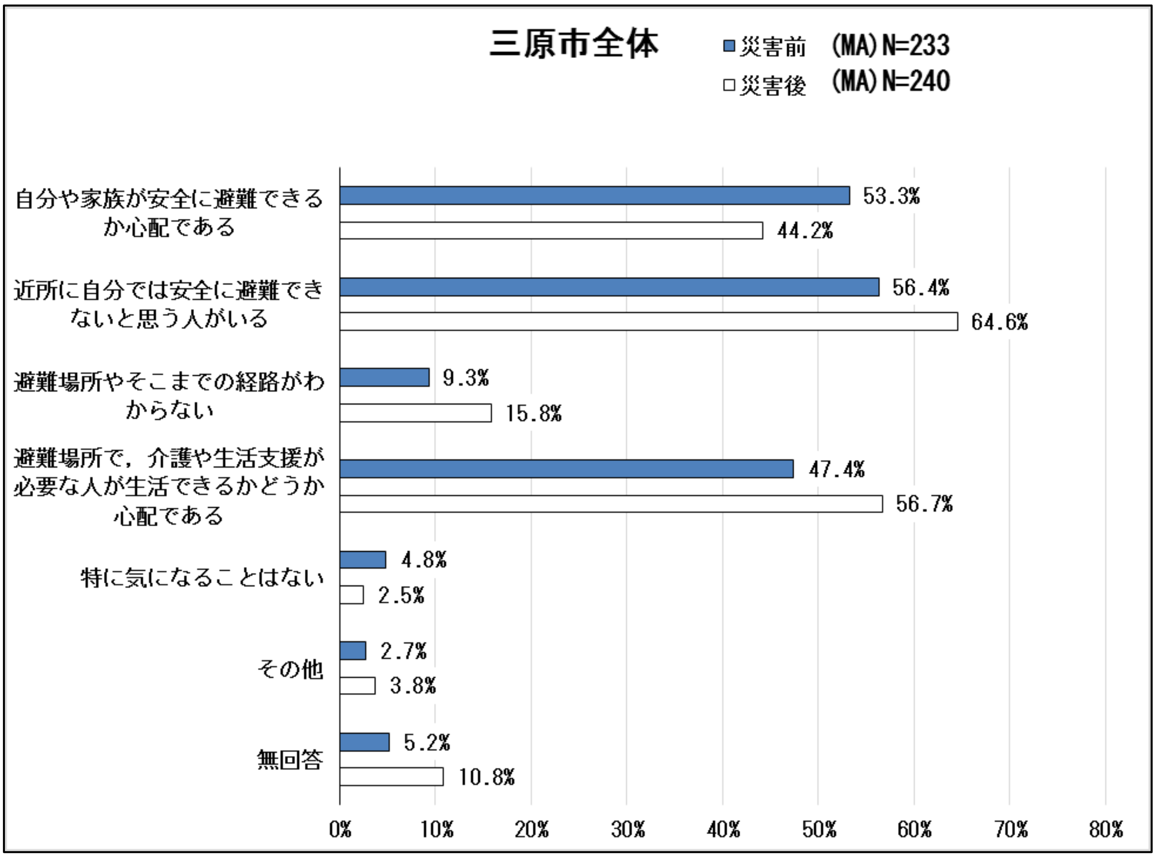

問　災害時にだれもが安全に避難できるよう地域で支え合うために，支援が必要な人の情報などを地域で共有することについて，どのように思いますか。

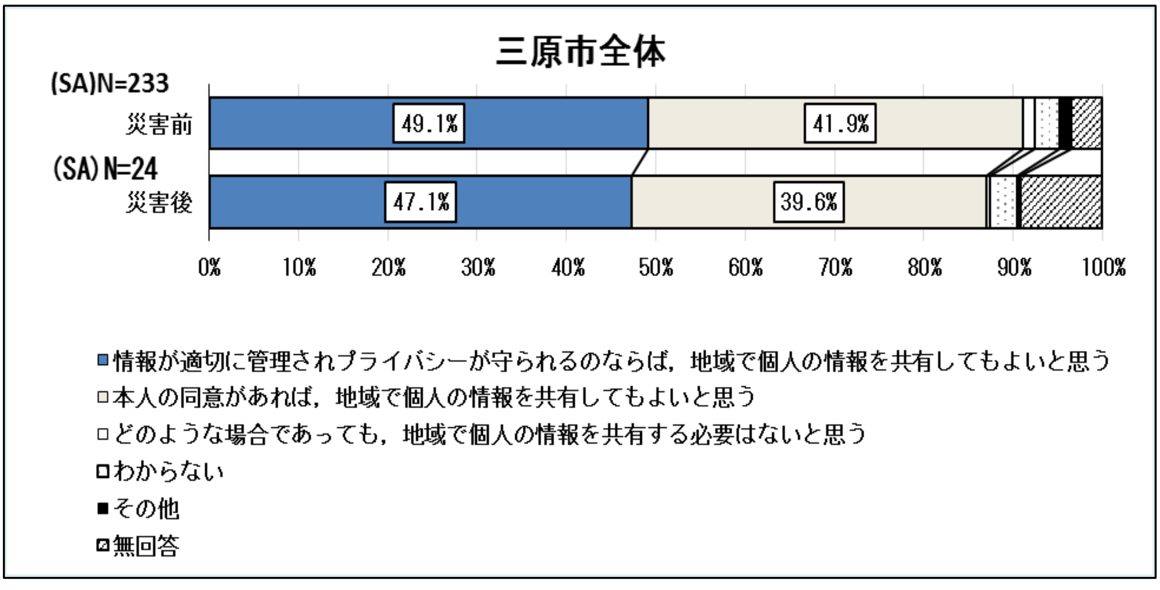

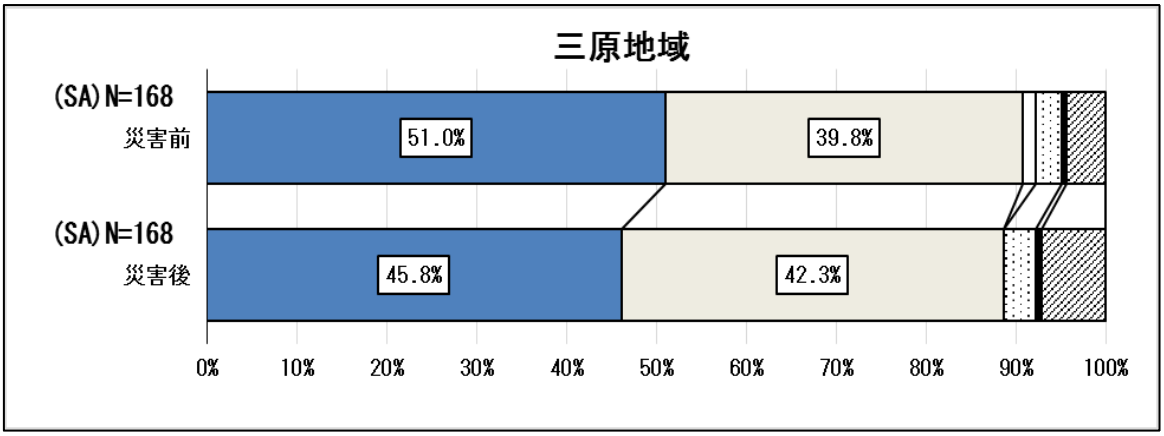
三原地域
(SA) N=168
災害前
51.0%
39.8%
(SA) N=168
災害後
45.8%
42.3%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

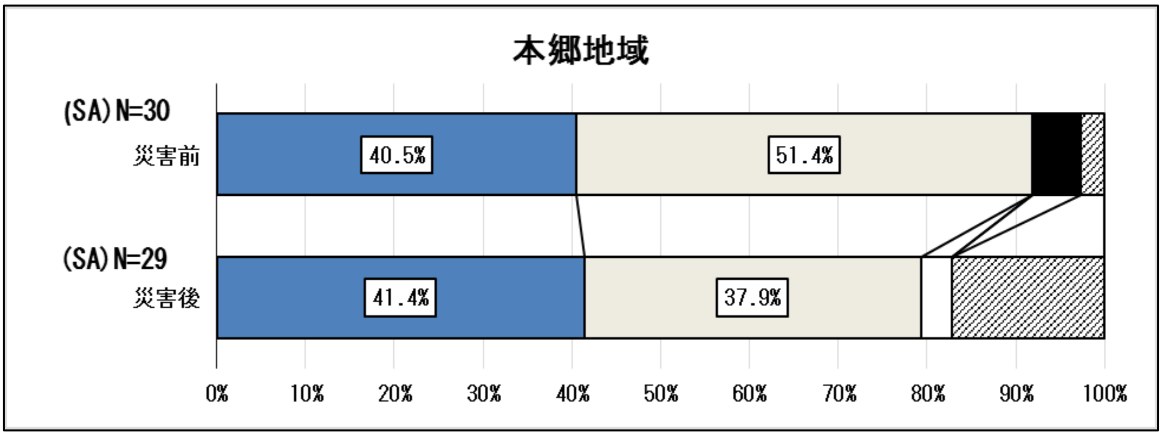
本郷地域
(SA) N=30
災害前
40.5%
51.4%
(SA) N=29
災害後
41.4%
37.9%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

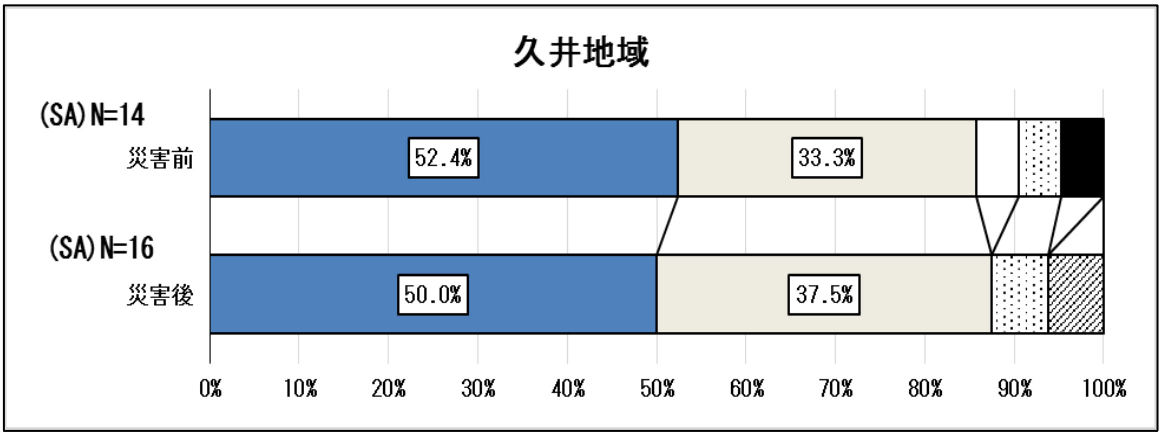
久井地域
(SA) N=14
災害前
52.4%
33.3%
(SA) N=16
災害後
50.0%
37.5%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

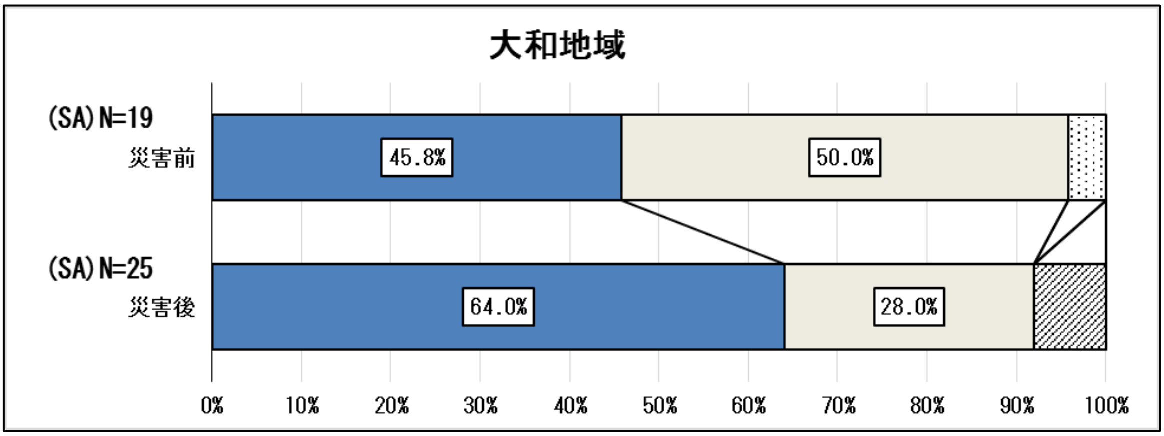
大和地域
(SA) N=19
災害前
45.8%
50.0%
(SA) N=25
災害後
64.0%
28.0%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

問　災害時に地域で支え合う活動をするために，特にどのような取組が必要だと思いますか。

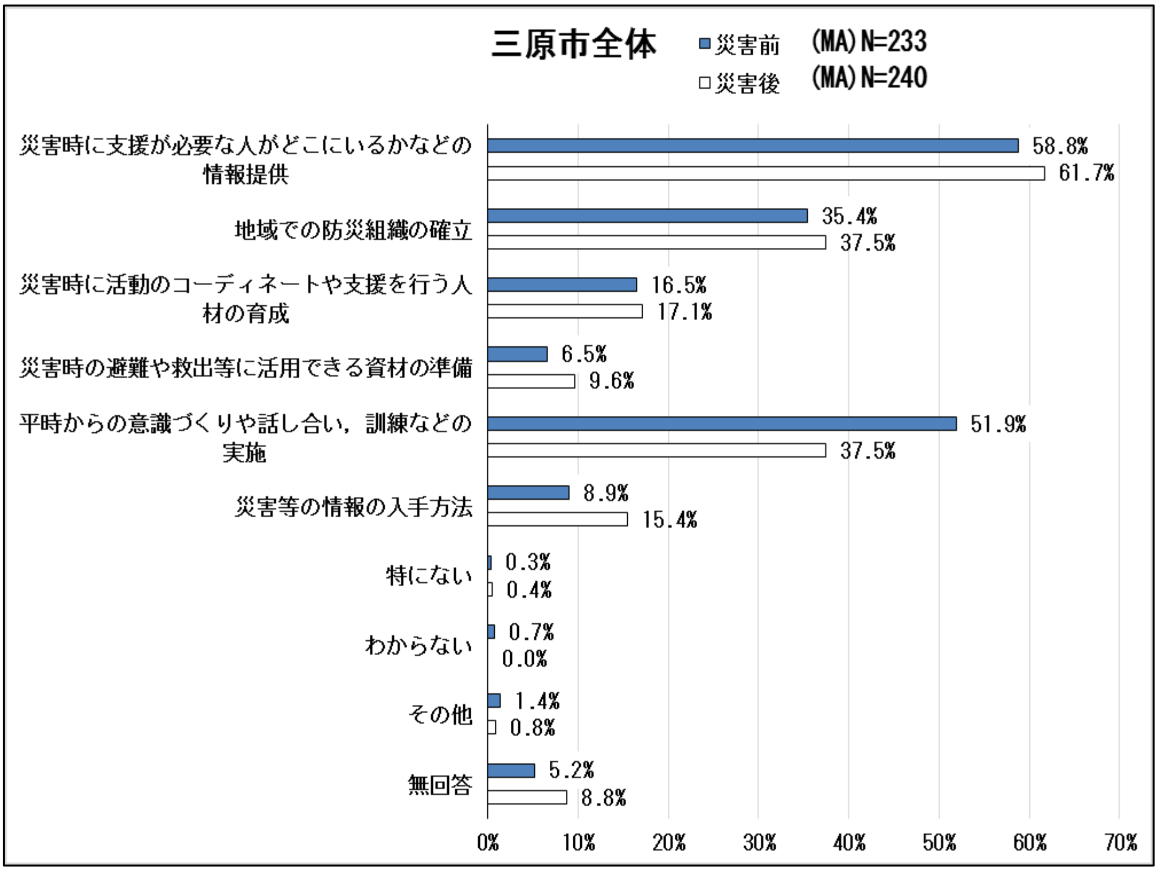

豪雨災害前後の住民アンケート調査結果から見えたこと

豪雨災害を経験し，地域おける支え合い，助け合いの大切さが再認識されています。

災害に対して非常に弱い立場の高齢者，障害のある人への配慮の必要性は，災害前後の回答は多いものとなっています。

豪雨災害において，地域住民の活動や民生委員・児童委員の活動としては「情報収集・伝達」の回答が多く，行政は多種多様な情報伝達手段を準備し，わかりやすい情報の提供をする必要があります。

豪雨災害後のアンケートにおいて，地域住民一人ひとりが防災に対する意識を高め，平常時から防災訓練・避難訓練の必要性を感じていることが分かります。

また，避難行動要支援者の把握，地域での連携がより必要となり，日頃からの地域の付き合いの重要さが再認識され，避難支援体制構築の必要性が高まっています。

7　関係団体等へのヒアリングによる意見

関係団体等に調査を行い，現場で活動する人の意見から課題を把握しました。

（1）個別の地域ケア会議から見えてきた課題

地域ケア会議を分析すると，本人に精神疾患，知的障害，認知症があるだけでなく，家族にも発達障害を含めた精神疾患があるなど，課題が重複したケースがあります。また，家族関係が疎遠，身寄りがないなど，キーパーソンとなる人がいないケースが地域ケア会議で検討されていることが明らかとなりました。

これらに対応するために，在宅医療・福祉関係機関や地域住民との連携のみならず，司法関係と連携し，ネットワーク化を図ることが必要です。

・家族機能（重複課題，疎遠，身寄りなし）
・近隣トラブル
・ゴミ屋敷（収集癖，分別やゴミ出しができない）
・金銭管理，服薬管理
・虐待（身体的･心理的虐待，金銭搾取，介護放棄）
・閉じこもり，地域からの孤立（移動手段，人付き合い）
・食の確保

（2）協議体（生活支援体制整備事業）から見えてきた課題

地域の住民，事業所，支援機関との地域課題の共有と自分たちで実行できることを検討する協議体では，次の課題が見えてきました。

高齢者の孤立解消や，認知症の正しい理解を促進するために，地域やそれぞれの立場で対応できることを検討することが必要です。

・認知症高齢者による近隣トラブル，ゴミ屋敷
・閉じこもり
・移動手段
・食の確保
・地域の担い手不足

（3）専門職ヒアリングから見えてきた課題

相談支援の専門職からは，身寄りのない独居高齢者・障害のある人への対応，生活困窮状態にある世帯への対応，ゴミ屋敷の問題など，各法に基づく制度だけでは対応できない，いわゆる「制度の狭間」「複合的な課題」のケースが顕在化しているとの意見が多く，それらへの対応が喫緊の課題となっています。

このような「制度の狭間」「複合的な課題」のケースについて，既存のサービスや支援に結びつけることが難しい，対応策がないといった意見が多くあがっており，課題解決のために各分野の専門機関，専門職間の連携に向けた取組みが必要です。

また，既存の福祉サービス・制度の拡充や，それらを安心して利用できるような環境づくりも必要です。

・「制度の狭間」「複合的な課題」の対応に向けて，分野横断型の相談支援体制の構築強化
・成年後見制度等の利用促進に向けた工夫

（４）障害のある人を取り巻く環境から見えてきた課題

三原市地域自立支援協議会でワークショップを開催したところ，支援者や障害のある人（当事者）から出された意見により次のような課題が見えてきました。

・障害のある人が自己選択・自己決定しにくい環境である
・相談支援事業所など相談できる機関が少ない
・災害時にどのような行動をとればよいのか分からない
・障害のある人に対する差別や偏見がある
・障害のある人がスポーツを楽しんだり，製作した作品を披露する場が少ない
・発達に障害のある人に対する理解度が低い

（５）平成３０年７月豪雨災害から見えてきた課題

福祉ネットワーク会議（協議体：生活支援体制整備事業）等の意見，自主防災組織，避難支援等関係者，居宅介護支援事業所へのアンケート調査，及び医療介護専門職等からの聞き取りにより，次の課題が見えてきました。

〇災害直前・直後

・情報発信：市からの情報がわかりづらかった
・情報伝達：高齢者，障害のある人などに情報が届きにくかった
・防災意識の低さ
・行政だけの支援には限界がある
　自助・互助・共助・公助の役割分担
　地域のつながりの強化
・避難支援に係ること
　町内会等住民自治組織，自主防災組織により活動に差がある
　自主防災組織が被災し，機能しない地域があった
　避難行動要支援者に意識の差がある
　（支援されるのが当然と思っている人，避難行動要支援者同意名簿に登載されていても声をかけてほしくない人がいる）
・避難所に係ること
　どこが避難所か把握できていない
　避難所まで移動できない人がいる
　避難所までの経路が分断された
　避難所が被災した

避難所の環境整備ができていない

避難所の物資の調達がスムーズでない

・在宅被災者への支援

断水による水の確保について（特に高齢者が困難）

道路の分断により，食料や日常生活用品が調達できない

短期：個々の備蓄が十分でない

長期：物資の調達方法が困難

〇豪雨災害後

・広範囲の被災による地域コミュニティの低下

住み替え，仮設住宅への一時的入居

集いの場の消失（孤立・引きこもり）

・経済的困窮

・精神的負担

８　ライフステージ別及び支援が必要な人の課題

（１）乳幼児期（０～５歳），学齢期（６～15歳）

少子化については，推計人口の減少にも拍車をかけており，地域の子ども・子育て環境を整えることで，子どもを産み・育みやすくすることは，地域福祉の重要な課題となっています。

子ども・子育て支援についての広報・啓発を行い，地域の子どもを地域で育む環境を整えることが必要です。

（２）青年期（16～29歳）

青年期においては，就学・就労などにより，地域を離れる若者が多くなります。

地域生活を続ける場合であっても，生活リズムや周囲の環境が大きく変わり，新たな生活習慣や自身の生涯にわたるコミュニティを築く大切な時期となります。

就学で地域を離れても，将来地域に帰ってくることができるよう，働く場を確保することが重要です。

将来の地域活動の担い手として捉え，多様な活動への参加などを啓発していくことが必要です。

（３）壮年期（30～44歳），中年期（45～64歳）

壮年期以降は，働き盛りとして地域の活力の中心となります。一方で，心身の衰えが始まり健康管理などが必要となる年代です。

労働者として働く年代であり，日中に地域生活にかかわることが少なく，地域コミュニティとは疎遠な人も多い状況です。自らが地域の一員としてできることがあることを啓発し，将来的な地域生活に向けたボランティア意識の醸成や，生きがいづくりなどを積極的に進めていくことが必要です。

定年延長により，中年期以降も働く人が多い現状ですが，地域のリーダー（担い手）となるような取組みが必要です。

（４）前期高齢者(65～74歳)，後期高齢者(75歳以上)

高齢（特に後期高齢者）になると支援が必要な状態となる人の割合が高くなりますが，同時に地域活動を中心的に担っている世代でもあります。

2025年には，団塊の世代のほとんどが75歳以上の後期高齢者となることから，社会保障費の急激な増加が懸念されています。今後とも増加する高齢者の生活ニーズに対応するため，地域福祉の役割はますます重要となっていきます。

住み慣れた地域でいつまでも生活するために，高齢者のちょっとした生活課題を地域で支え合い，助け合う仕組みづくりが必要不可欠となります。また，医療や介護について次の世代への負担を軽減するためにも，本計画期間中に団塊の世代が健康づくりや地域活動に参加できる取組みを進めていく必要があります。

前期高齢者については，生きがいづくりと社会参加を促す必要があります。

高齢者となっても元気で過ごせるよう，自主的な健康増進や介護予防の取組みが必要です。

（５）障害のある人・要介護者

近年,障害のある人や要介護者の数は増加する見込みであり,社会保障の充実とともに,在宅での安心した地域生活を支援することが求められています。

障害のある人や高齢者に配慮した多様な住宅や暮らし方が求められる一方，地域での理解促進，生活支援及び権利擁護の支援が重要となります。

特に，認知症高齢者などの理解と認知症の人や，その家族への支援は，地域福祉の大きな活動目標です。

障害のある人の生きがいや，その人の能力に応じた社会参加の機会を創出する必要があります。

子どものころからの福祉意識の醸成とともに，地域の理解，地域生活支援の具体的な仕組みづくりが必要となっています。

（６）社会的少数者・社会的弱者（外国人，生活困窮者，子どもの貧困世帯，ひとり親家庭，引きこもりなど）

国際化が進む中，三原市を訪れたり，また居住する外国人が一定数います。地域において外国人への差別や偏見を取り除くことや，日常生活や災害時の支援などが円滑にできる体制を整えることが求められます。

近年,全国的に生活保護世帯が増加するとともにホームレス対策が課題となっています。

就労や居住生活移行などを進めるためにも地域の理解と協力が必要となります。また，生活困窮者については，抱えている問題が多様化しており，自立するためには，その人ごとの支援が求められています。

生活困窮者からの相談は，経済的なものをはじめ，多重債務，就労困難,精神的不調,引きこもりなどの課題を複合的に抱えている場合が多く，複雑化，困難化する前の早期の段階で支援を行うことが有効であり，行政や地域の関係機関，地域で活動している様々な団

体とが連携し，対象者の早期把握に努める必要があります。
子どもの将来が，生まれ育った環境に左右されることのないよう，教育支援，生活支援，就学支援，経済的支援等を行い，特にひとり親家庭に対する子どもの貧困対策の充実を図る必要があります。
不登校や，特定の職をもたずに自宅や自室から出ることが少ない引きこもりやニートなど社会から孤立している人や周りからの支援を拒む人が社会問題化しています。本人の理解，地域の見守りや声かけ，居場所づくりに取組むことが解決方法の一つとなっています。

（７）災害時における要配慮者

防災訓練や防災出前講座などを通じて減災意識の高揚を図るとともに，地域の防災力強化が必要です。
避難準備情報の発出から，「避難する」という住民の意識を高める必要があります。安全かつ迅速に避難するための事前準備が必要です。
近隣と声をかけ合える関係をつくることが，避難行動要支援者の把握にもつながるため，平常時から意識的に地域で交流を持つことが必要です。
避難支援等関係者は，事前提供された避難行動要支援者同意者名簿を平常時から有効活用し，予測できない自然災害に備えておくことが必要です。避難行動要支援者への支援が適切かつ円滑に実施できるよう，災害に備えて個別支援計画の作成などに取組み，地域における支援体制づくりが必要です。
支援が必要な人の避難生活にあたり，福祉避難所のあり方について検討が必要です。
地域住民が豪雨災害を通じて，地域にある問題を我が事として捉え，自ら行動を起こすことが，地域の福祉力を高めるために重要です。

９　見えてきた課題と取り組むべき方向性

本計画の改訂にあたり，３つの基本目標に沿って，これまでのアンケートや関係団体等へのヒアリング，社会情勢等から見えてきた課題と取り組むべき方向性を整理しました。

基本目標１：地域のつながりを育む人づくり

地域活動のリーダーは，高齢化，固定化しており，負担感も増加しています。

地域や福祉の活動を「みんなで担う」という考え方・仕組みへの転換を目指し，新たな担い手の確保・育成が必要です。

平成30（2018）年７月豪雨を経験し，地域福祉や住民相互の支え合い，助け合いの必要性について住民の認識が強くなっています。今後，引き続き地域福祉を「我が事」としてとらえることができるような働きかけが必要です。

基本目標２：助け合い・支え合いの地域づくり

地域のつながりが希薄になっている中で，高齢者のみの世帯や一人暮らしが増加し，社会的に孤立した人が増え，困りごとがあっても福祉サービスに繋がらない人もいます。

地域で困りごとを抱えている人に気づき，適切な相談機関や地域の支え合いを行う地域資源へ繋げる地域づくり・仕組みづくりが必要です。

高齢者や勤労者が社会的役割や生きがいを持って活躍できるような社会参加の場を持つことや，住民自治組織等とボランティア団体等との連携が必要です。

基本目標３：安心して暮らせる環境づくり

公的サービスの対象とならない「制度の狭間」や個々の相談支援機関では対応できない「複合的な問題」を抱える世帯が増加しています。

適切な支援へ繋ぐため，地域における見守り体制の強化と相談機能の充実を図るとともに高齢者，障害のある人，児童，子どもの貧困世帯，ひとり親家庭，生活困窮者等の分野を越えた横断的な相談支援体制の取組みが必要です。

認知症や知的障害，精神障害などにより，判断が不十分なために権利を阻害されることがあります。重複した課題により，解決が困難な世帯もあり，医療，福祉関係者のみでなく司法関係者などを含めたネットワークづくりが必要です。

住民一人ひとりの地域における災害対策は十分とは言えず，災害対策に関する住民の意識醸成とともに，関心から実践につなげていくための取組みが必要です。

また，防災に向けた取組みは，日頃から災害について備えておく地域ぐるみの活動が必要です。近所の人が災害時に避難支援できるような関係を日頃からつくることが重要です。

買い物支援や交通支援などの仕組みや，人の活動によるバリアフリーの環境づくりが必要です。

第４章　計画の基本理念と将来像

１　基本理念

少子高齢・人口減少社会の進行により地域力が脆弱になる一方で，地域での生活，福祉課題は多様化・複雑化し，支援を必要とする人が増加しています。

本市においても，「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく，地域のあらゆる住民が役割を持ち，支え合いながら，自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し，公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざし，より一層，地域福祉を積極的かつ効果的に推進していく必要があります。

地域に住む人たちのさまざまな交流を通じて，人と人とのつながりを深め，お互いが助け合い，誰もが安心して幸せに暮らせるまち，すなわち「地域共生社会」を実現できるよう，引き続き次のように計画の基本理念を掲げます。

三原市地域福祉計画　基本理念（将来像）

交流で育む，支え合い，安心して

暮らせるまち　みはら

2　基本目標

基本理念を実現するために，次の３つの基本目標を引き続き設定します。

基本目標１　地域のつながりを育む人づくり

住民一人ひとりが地域や福祉を「我が事」として捉え，地域との結びつきをもち，地域で生きがい活動や社会参加に取組むことは，地域の活力を増やすうえで大切なものです。そのためには，世代を超えてさまざまな人と交流をしながら，思いを共有し，人と人の輪を広げ，さらには地域の輪を広げていくことが大切です。

住民全体が福祉の心を育み，お互いを大切にし，支え合えるよう，福祉教育等の推進により福祉を支える人づくりを図ります。

市内にはさまざまな地域団体活動が行われており，それらの活動の支援を図るとともに，活動内容について情報発信し，住民の参加促進を図ります。

基本目標２　助け合い・支え合いの地域づくり

時代の変化にともない，地域の抱える福祉ニーズの多様化が進んでいます。住民の不安や悩みを解決していくうえでは，さまざまな分野の行政機関及び地域の関係機関・団体が横のつながりをもち，対応していくことが大切です。

地域の課題解決に対して住民同士の協力関係が必要だと考える住民が多く，地域の課題を「我が事」としてとらえ，地域で解決する支え合いの意識は高まっています。

地域福祉活動の活発化を図るために，町内会等の住民自治組織や福祉に関する市民活動団体等の活動を促進するとともに，多様な連携体制を整備します。

基本目標３　安心して暮らせる環境づくり

住民がその地域で安心して暮らせるよう，支援を必要とする人が円滑に専門機関やサービスを利用できるための情報発信や相談体制の充実と周知が必要です。また，日常生活を安心して暮らせるよう，ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりや避難行動要支援者避難支援体制の整備が必要です。

これらのニーズや課題解決にあたっては，まちづくり全体にかかわる多分野からの対応が必要となります。

一人ひとりの思いやニーズに応えられる環境を整備するために住民主体によるコミュニティの再構築を図るとともに，住民，地域及び行政等関係機関が一体となって，福祉のまちづくりの推進を図ります。

■各基本目標の関係図

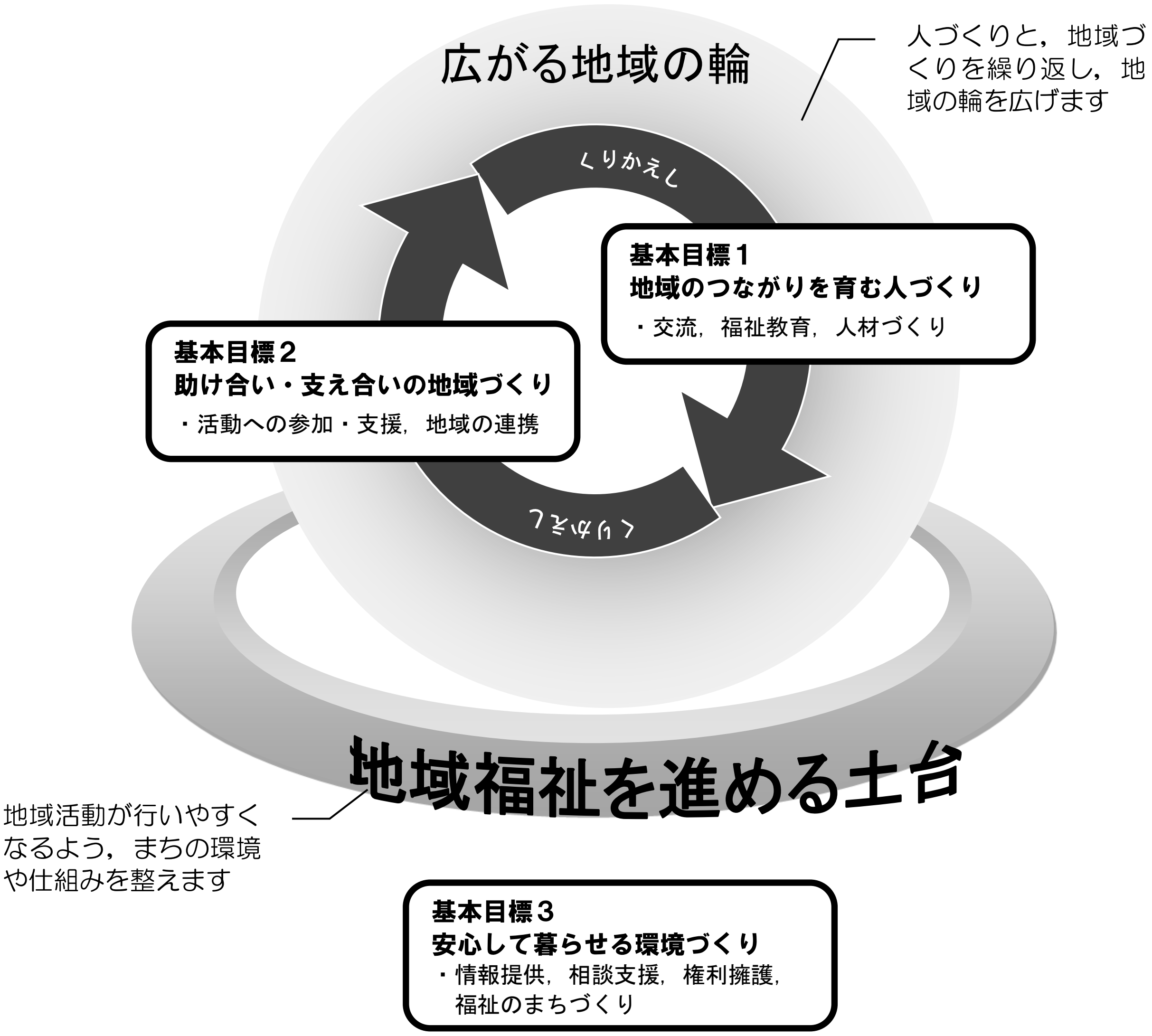

地域における人と人との交流をキーワードに，「基本目標１　地域のつながりを育む人づくり」と「基本目標２　助け合い・支え合いの地域づくり」が循環するように進めます。また，基本目標３　福祉サービスの提供や地域福祉のシステムづくりなどの「安心して暮らせる環境づくり」を潤滑油として，基本目標１・２の循環を促します。

環境づくりを進めることで，活動の土台を築き，人づくり，地域づくりを図り，次の世代や新しい地域住民につなげていき，恒久的な地域福祉のまちづくりを進めます。

3　計画の体系図

基本理念　『交流で育む，支え合い，安心して暮らせるまち　みはら』

「地域共生社会」の実現に向けて

基本目標	施策	取組
基本目標１　地域のつながりを育む人づくり	(1) 福祉意識の共有	①地域福祉意識の普及啓発 ②福祉教育の推進 ③ふれあい・交流の場，活動の促進 ④生きがい・社会参加の推進
	(2) 福祉を支える人づくり	①地域のリーダー育成・支援 ②ボランティア活動の充実
基本目標２　助け合い・支え合いの地域づくり	(1) 新たな参加のための体制整備	①勤労者の地域参加 ②団塊の世代等の知識・技術・経験の活用 ③各人ができることを活かせる場の提供
	(2) 地域福祉活動の推進	①地域福祉活動のあり方検討 ②市民活動団体の育成・支援 ③住民自治組織の育成・支援 ④活動の場の提供
	(3) 多様な連携体制の整備	①地域福祉ネットワークの構築 ②保健・医療・福祉サービスの総合提供体制の整備 ③地域包括ケアの体制整備 ④教育機関との連携
基本目標３　安心して暮らせる環境づくり	(1) 情報提供・相談体制の充実	①わかりやすい情報提供の工夫 ②相談しやすい体制の整備
	(2) 権利擁護の推進	①福祉サービス利用援助事業の普及促進 ②成年後見制度の利用促進 ③支援の必要な人への対応 ④権利擁護に関するネットワークの構築
	(3) 福祉のまちづくりの推進	①安心・安全なまちづくり ②ユニバーサルデザインによるまちづくり

重点プロジェクト

- **①地域のリーダー養成とネットワーク体制の整備**
- **②避難行動要支援者避難支援の取組強化**
- **③権利擁護の強化推進**
- **④総合的・包括的な相談支援体制の構築（追加）**

↓

ライフステージ別及び支援が必要な人への取組

第５章　行動計画

「地域福祉」とは，誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らすために，地域住民，関係団体，社会福祉協議会及び行政等が連携して，地域の生活課題の解決に取組み，地域特性に応じた支え合いの地域社会をつくることです。

●地域における「助け合い・支え合い」の確立

福祉の担い手と受け手の境界線があいまいで，時には入れ替わることもある。片方が一方的に支援する側に回るものではなく，それぞれが自分の持ち味を生かして支え合う地域社会の確立

多様な主体が，地域福祉活動の担い手になるだけでなく，地域の公共的決定にかかわることも，「新たな公」の創造

●住民の意識の変革

人権意識を高め，お互いを尊重しあう関係をつくる

身近な地域でのつながりを通じて，支援が必要な人への気づき，専門家へのつなぎ

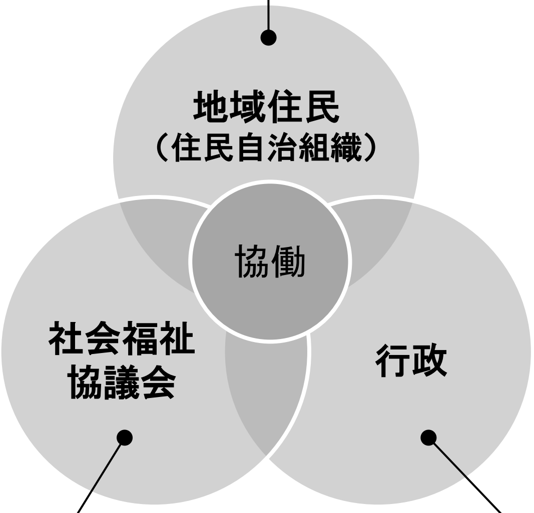

●地域福祉の推進役

住民の福祉活動を発掘，育成し，地域住民が支え合う環境づくりを進める

●地域住民による地域福祉活動の支援

地域福祉活動への助言，情報提供，援助を行うとともに，会員組織で構成される協議体として，さまざまな団体・機関とのネットワークづくりを進める

●ボランティアセンター機能

ボランティアに関心のある人の参加を促すとともに，地域の生活課題と，ボランティア活動に参加したい人の意欲や技能を結びつける，マッチング機能を担うコーディネーターの役割を持つ

●総合的なコミュニティ施策の必要性

防災や防犯，教育や文化，スポーツ，就労，公共交通やまちづくり，建築など，幅広い視点で地域で発見された生活課題全般を受け止める総合的なコミュニティ施策

●公的な福祉サービス提供

制度的に位置づけられた公的サービスの適切な提供への責任

「地域」の視点に基づく公的な福祉サービスの見直しや運用の弾力化

●地域福祉活動の基盤整備

公的な福祉サービスと地域福祉活動，市場により提供されるサービスの連携

地域活動の継続のための環境整備や財源の確保

１　基本目標

基本目標１　地域のつながりを育む人づくり

福祉の心とは特別なものではなく，本来，すべての人々の心の中にあり，自然にわいてくる，人を大切にする支え合いの精神です。その人々に共通した精神を，「共感」というキーワードで人から人へとつないでいくために，福祉意識の共有や福祉を支える人づくりを進めます。

（１）福祉意識の共有

【主な課題】

○誰もが安心して暮らしていくためには，地域において誰もが役割を持ち，お互いに支え合う意識づくりが必要です。

○高齢者や障害のある人，子ども・子育て世代などとの交流により，身近な地域での支え合いへの理解を深めていくことが必要です。

○地域間の連携や世代間交流の取組みを推進するとともに，地域活動の拠点を活用するなど，まち全体で福祉や地域に対する意識の向上を図る必要があります。

○住民一人ひとりが，地域や福祉を「我が事」として捉え，興味・関心を持つことが，地域福祉を進めていくうえで重要です。

行政施策の例

・各種講演会，セミナー，フォーラム等の開催
・学校・保育所等における福祉教育の推進
・健康づくり，保健福祉に関するイベントの実施
・広報誌，インターネットなど多様な媒体による福祉情報の提供
・健康教育・保健指導など様々な機会を捉えての福祉意識の向上
・生涯学習，公民館活動等の推進

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①地域福祉意識の普及啓発	【住民】	○家庭や職場のある地域への愛着をもちます ○近所で困りごとはないか聞き取り，話し合う機会を増やします ○福祉活動や勉強会，研修等に周囲の人も誘って積極的に参加します
	【地域･団体】	○敬老の日，親子の集まる場，障害者週間，介護の日等の機会を利用した地域福祉意識啓発活動を進めます
	【社会福祉協議会】	○組織・団体活動の広報誌等における意識啓発活動を進めます
	【行政】	○広報誌や講演会等による啓発活動を行います ○ワークショップなどの住民参画型の学習会を実施するなど，住民がより主体的に活動し，地域福祉意識を共有できる機会を充実・支援します
②福祉教育の推進	【住民】	○家族みんなで地域福祉について話し合う場をもちます
	【地域･団体】	○勉強会，研修等へ積極的に参加します
	【社会福祉協議会】	○福祉教育に関する勉強会，研修等を開催します ○福祉教育の推進により, 学校を含めた地域のさまざまな福祉資源をつなぐ共通の場をつくり, 大人も子どもも楽しめる福祉教育活動を総合的に促進します
	【行政】	○幼いころからの福祉教育，道徳教育等を進めます ○生涯学習の場をはじめ，あらゆる機会を通じて福祉教育を進めます
③ふれあい・交流の場，活動の促進	【住民】	○隣近所同士であいさつや声かけをします ○地域行事・イベント等に参加し，ふれあい・交流の機会をもちます ○郷土の歴史文化や言い伝え，遊び，ならわし，社会のルール，伝統ある行事・郷土料理等の伝承活動を進めます ○お互い様の関係のなかで，集いの場の設定や，地域での見守りを行います
	【地域･団体】	○地域であいさつ，声かけ運動を展開します ○地域組織・団体活動を通じて，ふれあい・交流の機会を増やします ○地域で集まる機会を積極的につくります。特に幅広い世代が集まれる場を増やします（サロン，料理教室等） ○地域行事・イベント等を開催します。また，多くの人に参加を呼びかけます
	【社会福祉協議会】	○地域の中で自然にあいさつが交わされ，日常的なふれあいが育まれるような，さまざまな地域活動の開催を支援します
	【行政】	○地域での交流・イベントの開催支援をはじめ，高齢者，障害のある人，介護者，子育てなど当事者グループの活動を育成・支援し，地域のさまざまな人が出会い，集い，話し合うことのできる日常的な交流の場・機会を充実します ○庁内の連携を図り，地域づくりに資する複数の事業を一体的に行い，効率化・有効化を図ります

内容	主体	方向性
④生きがい・社会参加の推進	【住民】	○趣味や生きがいのある生活を送れるよう努めます ○地域の一員として，積極的に子どもから高齢者まで地域活動等に参加します
	【地域･団体】	○地域活動や福祉活動を進めます ○地域組織・各種団体等の活動を進め，新規参加を呼びかけます
	【社会福祉協議会】	○閉じこもりがちな高齢者，障害のある人，子育て中の人も含め，すべての人が文化・レクリエーション，地域活動，生涯学習等，多様な活動に参加できるような場・機会を提供します
	【行政】	○移動手段等を確保し，社会参加しやすい環境を整備するために検討を進めます

（２）福祉を支える人づくり

【主な課題】

○地域活動のリーダーは高齢化，固定化しており，その負担感も増加しています。
支援を必要とする人は増加する傾向にあり，個人･世帯が抱える課題は複雑化していることから，福祉や地域活動の担い手育成や確保等が必要です。

○団塊の世代など，現在，前期高齢者である方の地域参加，活動参加の促進が必要です。

○地区社会福祉協議会などを中心にボランティアの参加意識を活動につなげるための相談への対応や研修などの実施が必要です。

○地域や福祉の担い手づくりについて，地域や福祉の活動を「みんなで担う」という考え方・仕組みへの転換をめざし，現在活動している担い手やリーダー等の負担軽減を図り，新たな担い手の確保・育成に取組むことが必要です。

行政施策の例

・各種講座，セミナー，研修会等の開催
・ボランティア・市民活動サポートセンター
・ボランティア及び市民活動への支援
・福祉人材の資質向上への支援

など

【今後の方向性】

<table>
<tr><th>内容</th><th>主体</th><th>方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="5">①地域のリーダー育成・支援</td><td>【住民】</td><td>○リーダー育成の研修等へ参加します
○お互いの得意分野を認め合い，交流を図ります</td></tr>
<tr><td>【地域・団体】</td><td>○地域の人材を発掘・紹介・活用します
○勤労者との交流をもち，後継者となる人材を育成します
○すべての世代がリーダーとなる機会をつくります
○これから退職して地域に戻る人や団塊の世代の参加を促します</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td rowspan="2">○ボランティア研修の充実を図り，活動の核となるリーダーを育成します
○勤労者の地域参加をきっかけとして，新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します
○リーダー育成のための講習や研修を実施します</td></tr>
<tr><td>【行政】</td></tr>
<tr style="display:none"></tr>
<tr><td rowspan="4">②ボランティア活動の充実</td><td>【住民】</td><td>○ボランティア・市民活動サポートセンターへ登録し，ボランティア活動へ参加します</td></tr>
<tr><td>【地域・団体】</td><td>○ボランティア活動講座，体験事業へ参加します
○誘いあいや声かけなど，ボランティア登録者数の増加に向けた協力をします</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td>○ボランティア・市民活動サポートセンターによるコーディネート機能を強化します
○ボランティア活動講座，体験事業への参加を呼びかけます
○団塊の世代の技能や能力を活かせるボランティア活動を創造します
○有償ボランティア※について幅広い分野での実施を検討します
○地域においてボランティアに関する勉強会等を開催します
○ボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業等を充実します</td></tr>
<tr><td>【行政】</td><td>○社会福祉協議会との連携により，ボランティア・市民活動サポートセンターの活動を支援します
○教育分野とも連携をとり，ボランティア講座や体験事業等を充実し，参加者の拡大につながるよう支援を行います
○幅広い選択ができる参加機会を研究します</td></tr>
</table>

※ 有償ボランティア：無償でボランティアのサービスを受けることが心苦しい，また，自己負担でボランティア活動を続けることが難しいという双方のニーズを踏まえ，労働としての対価ではなく，「実費弁償（交通費や材料費，活動中の食費等の必要経費など）」程度の少額の報酬が支払われるボランティア。

基本目標２　助け合い・支え合いの地域づくり

時代の変化に応じた新たな形の地域福祉社会をつくっていくためには，地域に住みながら，地域以外の組織に属している勤労者層（団塊の世代を含む）の協力が不可欠です。そのための新たな体制づくり（勤労者の地域活動への参加促進，団塊の世代等の知識・技術・経験の活用）を進めます。

地域福祉活動の活発化を図るために，町内会等の住民自治組織や福祉に関する市民活動団体等の活動を推進するとともに，多様な連携体制を整備します。

（１）新たな参加のための体制整備

【主な課題】

○核家族や一人暮らし高齢者が増加していることから，孤立化を防ぐためには地域社会への参加を促すことが必要です。気軽に参加できるイベントや集いの場など，交流のきっかけを提供することが必要です。

○意欲のある高齢者の就業・趣味活動などへの積極的な取組みを応援することが必要です。

○元気な高齢者は「社会に支えられる側」ではなく「共に社会を担う側」に回ることで地域社会の活力を高めることが必要です。

○意欲のある高齢者の就業・趣味活動などへの積極的な取組みを応援することが必要です。

○超高齢社会が進展することから，高齢となっても，その経験や知識を活かし，社会的役割や生きがいを持って活躍できるよう社会参加の場が必要です。

行政施策の例

・三原市人権推進企業関係者協議会
・シルバー人材センター
・講演会等の開催
・ボランティア・市民活動サポートセンター
・ボランティア及び市民活動への支援
・生涯学習活動，公民館活動等の推進
・老人クラブ活動

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①勤労者の地域参加	【住民】	○職場や学校のある地域への愛着をもちます ○地域の中で自分ができることや得意なことを見つけ，地域の人へ伝えます
	【地域･団体】	○勤労者にしてほしい地域活動に関する情報等を提供します ○勤労者や団塊の世代が，働きながら地域とかかわりをもてるよう，ちょっとした時間で，その人の特技や能力を生かせる参加方法を地域で模索します ○地域の中で，勤労者と話し合う機会をつくります ○町内会等住民自治組織のあり方を再検討し，地域の中で勤労者の役割を工夫します
	【社会福祉協議会】	○勤労者の地域福祉活動への参加を促進し，ネットワークづくりを進めます ○ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動を積極的に進めます ○職場単位での地域参加や子どもを巻き込んだ行事の開催などにより，若い世代の勤労者等を巻き込む工夫をします ○地域での勤労者等受け入れ体制の整備を支援します
	【行政】	○勤労者に対象を絞り，地域参加を促す広報活動や情報提供，ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動の導入を積極的に進めます ○職員も積極的に地域活動に参加します
②団塊の世代等の知識･技術･経験の活用	【住民】	○特技や趣味の活動を地域活動に活かします ○地域活動やボランティアに参加します
	【地域･団体】	○ボランティア育成講座やリーダー育成講座に参加します
	【社会福祉協議会】	○地域でさまざまな経験・能力を持つ人材や団体のボランティア等への登録を進めます
	【行政】	○高齢者の就労支援の拡充を図ります。 ○退職者向けの講座やセミナーを開催します ○退職者向けの地域参加を促す広報活動や情報提供，ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動の導入を積極的に進めます
③各人ができることを活かせる場の提供	【住民】	○地域の一員として，自分のできることを探し，行動します
	【地域･団体】	○支援する人，支援される人という区別をなくし，地域の誰もが自分のできることを地域に貢献できる環境づくりに努めます
	【行政】	○事例紹介を行うなどにより，エンパワーメント※に努めます

※エンパワーメント：本来の力を引き出すことをいい，自分で意思決定し，行動できる能力をつけ，力を持つことをいう。

（2）地域福祉活動の推進

【主な課題】

○地域のつながりの醸成や地域活動の充実に向けて，既存施設などを活用した拠点づくりや，いきいきふれあいサロン，子育て支援サロンなどの定期的な交流の場づくりを促進する必要があります。

○地域住民同士が声をかけ合い，誘い合って地域と関わっていくことが必要です。

○地域住民が主体的に課題を解決し，多様な相談・支援機関と連携できるような「地域づくり」が必要です。

○地域福祉の推進や課題解決力の基盤となる地域住民主体の地域福祉活動が必要です。

○市民活動や地域活動への関心を高め，参加につなげる取組みが必要です。

行政施策の例

・ボランティア・市民活動サポートセンター
・ボランティア及び市民活動への支援
・民生委員・児童委員
・地域見守り推進事業
・地域サロン，子育てサロン等のサロン事業
・協働のまちづくりの推進
・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）

など

【今後の方向性】

<table>
<tr><th>内容</th><th>主体</th><th>方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">①地域福祉活動のあり方検討</td><td>【住民】</td><td>○ボランティア活動に興味をもち，参加します</td></tr>
<tr><td>【地域・団体】</td><td>○団体活動を活発にします
○地域課題に基づく新たな団体活動を立ち上げます</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td rowspan="2">○社会福祉協議会，ボランティア団体，ＮＰＯ法人等による地域福祉活動を支援します</td></tr>
<tr><td>【行政】</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②市民活動団体の育成・支援</td><td>【住民】</td><td>○ボランティア活動に興味をもち，参加します</td></tr>
<tr><td>【地域・団体】</td><td>○ボランティア等の講座や研修へ積極的に参加します
○地域づくりや市民協働について学びます
○家族や友人，隣近所と一緒に参加できるよう，声かけなどを心がけます</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td rowspan="2">○子ども，高齢者，障害のある人等の交流の場，憩いの場をつくります
○ボランティアセンター等の情報を発信します
○活動団体や地域サロン等の立ち上げを支援します
○ボランティア等の講座や研修を実施します</td></tr>
<tr><td>【行政】</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③住民自治組織の育成・支援</td><td>【住民】</td><td>○町内会等住民自治組織活動に参加し，地域の中で自分の役割をもちます</td></tr>
<tr><td>【地域・団体】</td><td>○住民自治組織活動を活発にします</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td>○町内会をはじめとする住民自治組織活動による地域福祉活動を支援します</td></tr>
<tr><td>【行政】</td><td>○住民自治組織活動を育成・支援します</td></tr>
<tr><td rowspan="4">④活動の場の提供</td><td>【住民】</td><td>○集会所や自宅でサロンを開催するなど，住民主体で気軽に集うことのできる機会をつくります
○地域の子どもと大人の交流の場に参加します</td></tr>
<tr><td>【地域・団体】</td><td>○地域の中で有効活用できる場（スペース）を見つけ，利用を促進します
○地域の子どもと大人が交流し，子どもが安心して過ごせることができる居場所を確保します</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td rowspan="2">○地域福祉活動参加のきっかけとなるよう，活動できる場の確保や情報を提供します
○住民主体の地域福祉活動の活性化を図るため，生活支援コーディネーターを配置し，活動への支援を行います
○地域の子どもと大人が交流し，子どもが安心して過ごせることができる居場所づくりを支援します</td></tr>
<tr><td>【行政】</td></tr>
</table>

（３）多様な連携体制の整備

【主な課題】

○可能な限り在宅で暮らし続けるためには，地域住民による相互の取組みのほか，医療・介護・福祉の専門職による連携した支援や安心・安全・快適な生活環境整備など，多様な機関の連携が必要です。

○支援を必要とする人を地域で見守り，情報を共有する仕組みづくりが重要です。

○認知症・障害のある人への理解と支援を地域ぐるみで進めることが必要です。

○子育てを学校や保育所，家族だけではなく，地域全体で支える仕組みづくりを進めることが必要です。

○地域住民の現状・課題を踏まえ，活性化に向けた具体的な支援を進めるとともに，多様な機関が連携できる具体的な仕組みの構築・強化が必要です。

行政施策の例

- 社会福祉協議会の小地域ネットワーク
- 地域包括ケアの推進
- 子育て支援ネットワーク
- こころ❤ネットみはら
- 虐待防止ネットワーク
- みはらウィメンズネットワーク

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①地域福祉ネットワークの構築	【住民】	○支援が必要な人がいたら，地域の関係機関・団体や行政へ連絡します
	【地域･団体】	○地域の関係組織・団体が横のつながりをもち，情報交換や交流のできる機会・場をつくります
	【社会福祉協議会】	○地域の関係組織・団体が横のつながりをもち，情報交換や交流のできる機会・場づくりを促進します
	【行政】	○情報交換や交流の場をさらに発展させ，地域住民を中心とした地域福祉ネットワークを構築します
②保健･医療･福祉サービスの総合提供体制の整備	【地域･団体】	○地域の医療機関や民間の保健福祉機関は，行政や地域の組織・団体との連携を強化します
	【社会福祉協議会】 【行政】	○地域包括支援センターをはじめとして関係機関が連携して，保健･医療･福祉等にかかわるさまざまなサービスを総合的･継続的に提供できる地域包括ケア体制を整備します
③地域包括ケアの体制整備	【住民】	○自分でできることは積極的に自分でします ○自分や家族の健康管理に気を遣います ○介護予防や介護保険などのサービスを適切に利用します ○住民同士が助け合う仕組みづくりとして，生活支援活動を実施します
	【地域･団体】	○ボランティア活動などで地域の要配慮者を支援します ○地域ぐるみの見守りや支援を行います
	【社会福祉協議会】	○団体やサービス事業所，ボランティアなどのサービスのコーディネート機能を高めます ○ボランティア等の活動へ支援を行います
	【行政】	○医療・介護・保健・福祉の団体や機関が連携して，高齢者，子育て，子どもの貧困世帯，ひとり親家庭，障害のある人に係る支援のネットワークが途切れることのないよう取組みます
④教育機関との連携	【住民】	○住民参加のできる学校行事等へ積極的に参加します
	【地域･団体】	○地域の人々が学校行事に参加し，学校側が地域行事に参加する等，交流を通して互いの連携を強化します
	【行政】	○市内の大学，高等学校等の教育機関との連携を図り，学校等教育機関，地域及び行政間とのつながりを強化します

基本目標３　安心して暮らせる環境づくり

地域には多様な課題があり，その解決にあたってはまちづくり全体に多分野からの対応が必要です。そのため，一人ひとりの思いやニーズに応えられる環境を整備し，住民主体によるコミュニティの再構築を図るとともに，住民，地域及び行政等関係機関が一体となって，福祉のまちづくりの推進を図ります。

（１）情報提供・相談体制の充実

【主な課題】

○高齢者，障害のある人，生活困窮者，子育て世帯等の支援を必要としている人が適切に福祉サービスを利用できるよう，内容を分かりやすくすることや，多様な手段で情報提供することが必要です。

○住み慣れた地域で，たとえ支援が必要な状態となっても，その人らしい生活を継続することができる仕組みが必要です。そのためには，相談体制の充実や安心できる住まいの確保が必要です。

○地域における課題は，複雑・多様化しており，高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野において福祉サービスを充実し,連携した取組みが必要です。

○公的サービスの対象とならない「制度の狭間」や相談支援機関では対応できない「複合的な課題」を抱える世帯などが増加しています。
適切な支援に結びつけるため，地域における見守り体制の強化と相談機能の充実を図るとともに，分野を超えた総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化が必要です。

○支援を必要とする人が安心して福祉サービス・制度を利用できるよう、その質の確保・向上と情報提供の充実が必要です。

行政施策の例

・広報誌の充実
・ホームページによる情報発信
・相談支援窓口の充実
・高齢者相談センター
（地域包括支援センター）
・保育所，こども園
・地域子育て支援センター
（地域子育て支援拠点事業）
・こども総合発達相談室
・母子生活支援施設
・母子・父子自立相談員の配置
・子育て世代包括支援センターの開設
・障害者相談支援事業所の開設
・自立相談支援センターの開設
（生活困窮者自立相談支援事業）
・広島県地域生活定着支援センター

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①わかりやすい情報提供の工夫	【住民】	○情報を一方的に受け取るだけでなく, サービス利用の悩みや不安を発信します ○暮らしやすい地域となるよう, 必要な情報を伝え合います ○広報紙や回覧板等に必ず目を通します
	【地域･団体】	○インターネットを活用します ○各種組織・団体の活動等の情報を定期的に発信します
	【社会福祉協議会】	○情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り，必要な情報を伝えます ○情報提供における個人情報を保護します
	【行政】	○福祉情報を掲載した冊子, パンフレット等によりきめ細やかな情報提供を行うとともに, 広報紙やホームページ等による速やかな情報提供を行います ○出前講座等を活用して積極的に情報提供を行います ○点字や音声案内等, 障害のある人や高齢者に配慮した情報提供の工夫をします ○情報提供における個人情報を保護します
②相談しやすい体制の整備	【住民】	○日頃からコミュニケーションを図り, 相談できる相手をつくります
	【地域･団体】	○情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り，信頼関係を築きます
	【社会福祉協議会】	○多様な問題を抱えた人に対し, 専門的な相談に対応できる相談員を育成・確保します
	【行政】	○民生委員･児童委員が地域における住民の身近な相談窓口としての役割を十分果たせるよう, その活動を支援します ○高齢者福祉の総合相談窓口である高齢者相談センター（地域包括支援センター），障害者福祉の総合相談窓口である相談支援事業所, 子育て支援のワンストップ窓口である子育て世代包括支援センター（すくすく）及び地域子育て支援センターが, 横の連携を図りながら総合的に機能できるようコーディネート機能の充実を図ります（包括的な相談・支援体制の推進） ○ひとり親家庭を対象に，母子･父子自立相談員や母子生活支援施設などで，生活一般の相談に応じ，問題解決への支援を行います。 ○犯罪を起こした人の社会復帰にあたっては，国･県及び関係団体等との連携を密にし，相談に応じます ○生活困窮者を対象に, 自立相談支援センターがハローワーク等と連携して，生活の中で抱える課題を把握し，状況に応じた支援計画を作成することで, 就労支援などの自立支援を進めます ○各種相談窓口の連携により途切れのない支援を行います

（２）権利擁護の推進

【主な課題】

○認知症や知的障害，精神障害などにより，判断力が不十分なために権利を阻害されることがあります。重複した課題により，解決が困難な世帯もあり，司法関係者などを含めた，関係機関のネットワークづくりが必要です。

○異変を感じたら勇気を持って通報する住民意識の醸成が必要です。

○認知症の人の増加や障害のある人の地域生活への移行などに伴い，権利擁護の支援に向けた取組みの充実が重要です。また，高齢者や障害のある人，子どもへの虐待などの課題を抱える世帯・人への対応も大きな課題となっています。

すべての人の権利が擁護される社会を形成していくためにも，権利擁護の支援に向けた取組みの充実を図るとともに，虐待等の予防と早期発見・早期対応に向けた取組みを強化し，虐待を発生させない地域づくりを目指すことが必要です。

行政施策の例

- 自立相談支援センターの開設（生活困窮者自立相談支援事業）
- 成年後見制度利用援助事業
- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）
- 児童・高齢者・障害のある人の虐待防止
- 男女共同参画推進事業
- 外国人や生活困窮者への生活支援
- ドメスティックバイオレンスの防止
- 特定妊婦要保護児童の支援
- 三原市障害者虐待防止センター
- 人権教育

など

【今後の方向性】

<table>
<tr><th>内容</th><th>主体</th><th>方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="4">①福祉サービス利用援助事業の普及促進</td><td>【住民】</td><td rowspan="2">○判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い，相談にのります
○福祉サービス利用援助事業について理解を深めます</td></tr>
<tr><td>【地域･団体】</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td>○判断能力が十分でない人等に対して，相談，福祉サービスの利用援助，日常的金銭管理サービスを行うため，福祉サービス利用援助事業（かけはし）を進めます
○福祉サービス利用援助事業が必要な人へ事業を紹介します
○事業の普及を促進します</td></tr>
<tr><td>【行政】</td><td>○権利擁護に関する広報啓発活動を進めます</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②成年後見制度の利用促進</td><td>【住民】</td><td rowspan="2">○判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い，必要に応じ専門機関へつなぎます
○成年後見制度・任意後見制度※1について理解を深めます</td></tr>
<tr><td>【地域･団体】</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td rowspan="2">○法律面や生活面において，判断能力が十分でない人の権利や財産を守る成年後見制度の普及啓発を行います
○身寄りのない人や虐待を受けている人に対しては，成年後見制度市長申立を行います
○成年後見制度利用者で，生活保護等の生活困窮者については，報酬の一部又は全部を助成します
○成年後見制度・任意後見制度の普及啓発を進め，制度を円滑に利用できる仕組みをつくります
○法人後見利用の促進を図ります
○市民後見人※2（社会貢献型後見人）の養成については，備後圏域連携中枢都市圏と連携を図り検討します</td></tr>
<tr><td>【行政】</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③支援の必要な人への対応</td><td>【住民】</td><td>○虐待の可能性や引きこもり等，支援を必要とする人に気づいたら見守り，必要に応じて関係機関につなげます
○認知症などに対する理解を深め，自分たちにできる支援を行います</td></tr>
<tr><td>【地域･団体】</td><td>○地域において，児童，障害のある人，配偶者やパートナー，高齢者等に対するあらゆる虐待・暴力に対して，発生を未然に防ぎ，潜在的な要支援者を発見できるように，日頃からコミュニケーションを図り，地域全体で見守ります
○ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな人など，社会的に孤立する可能性のある人を見守ります
○認知症サポーターとなって地域で高齢者を見守ります
○自殺防止のためのゲートキーパーとなり，早期に気づき関係機関につなげます</td></tr>
<tr><td>【社会福祉協議会】</td><td rowspan="2">○児童，障害のある人，配偶者やパートナー，高齢者等に対するあらゆる虐待・暴力に対して，発生を未然に防ぎ，潜在的な要支援者を発見できる体制及び相談体制等を整備します
○ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな人など，社会的に孤立する可能性のある人に対する適切な対策をとります
○生活困窮者に対して早期に対応できるよう取組みます
○自殺の未然防止に取組みます</td></tr>
<tr><td>【行政】</td></tr>
</table>

内容	主体	方向性
④権利擁護に関するネットワークの構築	【住民】 【地域･団体】	○虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら見守り，相談を行い，必要に応じて通報します
	【社会福祉協議会】 【行政】	○権利擁護や人権侵害，虐待，ＤＶなどの相談を受ける際には，世帯全体を捉え関係機関･団体との連携により，支援が途切れないようにします ○高齢者・障害者虐待，配偶者やパートナーからの暴力に係る虐待等防止ネットワーク協議会を一本化するとともに，児童虐待に係る要保護児童対策地域協議会とも連携し，支援が途切れないよう取組みます

※1　任意後見制度：本人が十分な判断能力があるうちに，将来，判断能力が不十分な状態になった場合に備えて，あらかじめ自らが選んだ代理人に，自分の生活，療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。
※2　市民後見人：弁護士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い市民であり成年後見に関する一定の知識･態度を身につけた後見人等

（３）福祉のまちづくりの推進

【主な課題】

○防災に向けた取組みは，日頃から災害について備えておく地域ぐるみの活動が重要であり，日頃から，近所の人が災害時に避難支援できるような関係をつくることが必要です。

○住民一人ひとりや地域における災害対策は十分とは言えず, 災害対策に関する住民の意識醸成とともに, 関心から実践につなげていくための取組みの強化が必要です。

○災害時には，高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者の対応を迅速かつ的確に行うためには，行政だけでなく，身近な地域の住民が，普段から避難行動要支援者を適切に把握しておくことが必要です。

○被災者が，避難所から仮設住宅などへ移行後の生活は，孤立化による問題が生じやすくなります。日常の生活支援，地域住民同士の交流や地域での支え合い活動が必要です。

○年齢や障害の有無などに関わらず，住民一人ひとりが安全に安心して暮らせる環境は，地域福祉を進める土台となります。

また，市民の災害への不安は大きく，災害時の要支援者に対する支援体制づくりも課題となっています。

○引き続き，住みやすい生活環境の整備に向けて，バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくり等に取組むとともに，災害時に対応できる支援体制づくりや，犯罪被害・消費者被害に向けた対策を進め，市民の安全・安心の確保を図ることが必要です。

行政施策の例

- 見守りネットワーク
- 声かけ運動
- 防犯の推進
- 避難行動要支援者避難支援体制の構築
- 民間事業者等との見守り協定
- 消費生活センター
- 福祉避難所の設置
- 交通バリアフリー構想
- 公共施設のバリアフリーの推進
- ユニバーサルデザインによるまちづくり
- こころのバリアフリーの推進

など

【今後の方向性】

内容	主体	方向性
①安心・安全なまちづくり	【住民】	○戸締り，火の用心等，自主的な防災・防犯対策を行います ○隣近所の子どもや高齢者，障害のある人等を見守ります ○子どもや高齢者を狙った犯罪の手口等を知り，周囲に知らせます
	【地域･団体】	○地域の自主的な交通安全・防災・防犯活動を進めます ○「三原市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき，防災訓練の実施，避難行動要支援者への情報提供，避難支援・誘導・安否確認など，災害時における避難行動要支援者の適切な避難体制を整備します ○交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供します ○通学路の安全確保のため，防犯パトロールを行います ○地域の自主的な交通安全・防災・防犯活動を支援します
	【社会福祉協議会】	○地域で住民活動を実施している団体を支援します ○住民の防災意識を啓発します ○災害により地域を離れた被災者が孤立しないよう支援します ○交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供します ○高齢者の見守りや防犯パトロールなどを支援します
	【行政】	○防犯灯の設置等，明るいまちづくりを進めます ○三原市防災ネットワークを通じ，関係機関及び各種団体との連携を強化し，効果的な事業の推進に努めます ○避難行動要支援者避難支援体制の整備，避難行動要支援者の情報収集，避難行動要支援者台帳の作成・共有・管理など災害時における避難行動要支援者の適切な避難体制を支援・整備します ○交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供します ○課題のある人に対する住居支援については，母子では母子生活支援施設，高齢者では養護老人ホーム，障害者については障害者住宅入居等支援事業で対応していますが，引き続き支援のあり方について検討します ○悪徳商法等の被害から守るために，警察，消費生活センターを始め様々な機関と連携を図ります
②ユニバーサルデザインによるまちづくり	【住民】	○地域の危険箇所の把握に努め，町内会や行政に情報を提供します
	【地域･団体】	○外出や移動の困難な人がいたら，手助けをします ○地域の危険箇所，交通弱者が外出しにくい道路や施設等を把握し，行政に改善を要望します
	【社会福祉協議会】	○外出支援ボランティアなどの養成・支援を図ります ○外出や移動の困難な人に対して情報提供を行います ○バリアフリーやユニバーサルデザインについて広報・啓発活動を行います
	【行政】	○特別な仕様をつくるのではなく，より多くの人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます ○公共施設や福祉施設，道路等のバリアフリー化を進めます ○交通弱者に対する支援を検討します

２　ライフステージ別及び支援の必要な人への取組

長い人生を地域で生活するために，それぞれのライフステージ（人生の段階）において，支援されること，支援できること，助け合えることはさまざまです。

地域福祉にかかわることについて，ライフステージ別及び支援の必要な人への必要な支援を行う体制づくりを進めます。

（１）乳幼児期（０～５歳）

主な対象者	妊産婦，乳児，幼児，子ども・子育て支援サービス利用者　等
支援が必要なこと	日常の見守り，子育ての支援，日常の相談，災害時支援　等
地域が協力できること	見守り・声かけ，保護者同士の交流や相互支援，保育所・幼稚園等との交流，ファミリー・サポート・センター事業への登録，子育て相談，災害時の避難支援　等
既存事業等	乳幼児健診等,子育て支援サロン運営支援,子育て世代包括支援センター(すくすく)，こども総合発達相談室，地域子育て支援センター，子ども・子育て支援事業，一時預かり事業，病児・病後児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業，ブックスタート　等

（２）学齢期（６～15歳）

主な対象者	小学生，中学生，子育て世帯　等
支援が必要なこと	見守り・声かけ，世代間交流，地域交流，福祉体験，福祉学習，子育ての支援，子育て相談　等
地域が協力できること	見守り・声かけ，世代間交流，保護者同士の交流や相互支援，学校との連携と交流，福祉教育，ファミリー・サポート・センター事業への登録，子育て相談，地域での各種体験学習　等
既存事業等	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ），一時預かり事業，世代間交流事業，体験学習事業，子ども・子育て支援事業，子育て世代包括支援センター(すくすく)，ファミリー・サポート・センター事業，こども総合発達相談室，安全マップ　等

（３）青年期（16～29歳）

主な対象者	義務教育修了者，学生（高校・大学・その他専修学校等），就労者　等
支援が必要なこと	見守り・声かけ，思春期の相談支援，青少年健全育成，生活習慣の動機づけ，就労支援，出会いの場の創造，定住支援，地域参加　等
地域が協力できること	見守り・声かけ，健康づくり活動，ボランティア等の参加促進，生活環境づくり，地域行事等への誘いあい，出会いの場づくり　等
既存事業等	青少年健全育成事業，健康・食育の推進，ボランティア体験・登録，地域行事等への参加　等

（４）壮年期（30～44歳）

主な対象者	就労者，主婦・主夫　等
支援が必要なこと	健康づくり，生活習慣の動機づけ，定住支援，地域参加，ストレスの解消，出会いの場の創造　等
地域が協力できること	見守り・声かけ，健康づくり活動，健康診断・がん検診への誘いあい，ボランティア等の参加促進，生活環境づくり，地域行事等への誘いあい，出会いの場づくり　等
既存事業等	健康・食育の推進，ボランティア体験・登録，公民館講座等への参加促進，特定健診・がん検診　等

（５）中年期（45～64歳）

主な対象者	就労者，主婦・主夫，退職前後の者　等
支援が必要なこと	健康づくり，生活習慣の動機づけ，定住支援，ストレスの解消，生きがいづくり，地域活動参加　等
地域が協力できること	見守り・声かけ，健康づくり活動，健康診断・がん検診への誘いあい，ボランティア等の参加促進，生活環境づくり，地域行事等への誘いあい，地域の活動リーダー育成　等
既存事業等	健康・食育の推進，ボランティア体験・登録，地域リーダー育成事業，特定健診・がん検診，防犯体制整備，公民館講座等への参加促進，地域サロン運営支援　等

（６）前期高齢期（65歳～74歳）・後期高齢者（75歳以上）

主な対象者	退職者，主婦・主夫　等
支援が必要なこと	見守り，健康づくり，生活習慣の動機づけ，定住支援，介護・認知症予防，生きがいづくり，地域活動参加，避難行動要支援者避難支援　等
地域が協力できること	見守り・声かけ，健康づくり活動，健康診断・がん検診への誘いあい，ボランティア等の参加促進，生活環境づくり，地域行事等への誘いあい，地域の活動リーダー育成，生涯学習活動への参加促進，災害時の避難支援　等
既存事業等	健康・食育の推進，ボランティア体験・登録，地域福祉を推進するリーダー養成事業，特定健診・がん検診受診勧奨，防犯体制整備，公民館講座等への参加促進，地域サロン運営支援，介護予防事業　等

（７）障害のある人・要介護者

主な対象者	障害のある人，特定の疾病がある人，認知症のある人，介護保険要支援・要介護認定者，避難行動要支援者　等
支援が必要なこと	公的制度による支援，見守り，生活相談，人権・権利相談，避難行動要支援者支援，地域の居場所づくり　等
地域が協力できること	見守り・声かけ，日常生活の相談，健康づくり活動，健康診断・がん検診への誘いあい，世代間交流，地域交流，災害時の避難支援，ピアサポート・ピアカウンセリング　等
既存事業等	地域包括ケアの深化・推進，認知症ケアパス，防犯体制整備，地域自立支援協議会，介護保険事業，障害福祉事業，避難行動要支援者避難支援事業，地域サロン，当事者団体活動　等

（８）社会的少数者・社会的弱者

主な対象者	外国人（在住者・旅行者），生活困窮者，子どもの貧困世帯，ひとり親家庭，引きこもり，ニート，路上生活者　等
支援が必要なこと	災害時の避難支援，避難行動要支援者登録，多言語の情報提供，経済支援，居場所づくり，就労支援，相談支援　等
地域が協力できること	通訳・翻訳の支援，見守り・声かけ，居場所づくり，日常の相談，社会体験などを通じた就労活動支援，災害時の避難支援　等
既存事業等	日本語学習支援ボランティア養成講座，多文化共生促進事業，つなごうねっと，こころのなんでも相談，ソーシャルクラブ，母子・父子自立支援相談，生活困窮者自立相談支援事業，住宅確保給付金事業，生活困窮世帯の子どもの学習支援事業　等

3　生活困窮者自立支援の取組

平成27（2015）年４月に生活困窮者自立支援法が施行され，本市の生活困窮者支援については,三原市社会福祉協議会内に自立相談支援センターみはらを設置し，生活保護に至る前の生活困窮者に対し，「第２のセーフティーネット」として包括的な支援に取組んでいます。

（１） 生活困窮者自立支援方策の位置付け

生活困窮者自立支援制度では，生活困窮者の早期発見と包括的な支援を行い，複合的な課題に対応していくことが重要です。また，この制度は生活困窮者の自立と尊厳を確保した支援，生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標としています。

そのため，生活困窮者自立支援制度を着実に実施するためには，他の地域福祉施策など関連施策との連携を推進し，地域のネットワークを強化していくことが必要です。そのような取組みが，生活困窮者支援の充実のみならず，地域福祉の充実にも資するものになります。

（２）生活困窮者の状況と把握

本市の生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数は300件前後で推移しております。相談者の年齢は20代～90代と幅広く，そのうち約６割が男性となっています。

また，相談者は経済的な困窮をはじめ，多重債務，就労困難，精神的不調，引きこもりなどの課題を複合的に抱えている場合が多く，相談できる身近な人がいないなど社会的に孤立しているケースもみられます。複雑化・困難化する前の早期の段階で支援を行うことが重要であり，行政や地域の関係機関及び地域で活動している様々な団体とが連携し，対象者の早期把握に努める必要があります。

（３）生活困窮者の自立に向けた支援方策

①　生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者の自立に向けて，必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え，本市では，任意事業である子どもの学習支援事業を実施し，将来の自立に向けた進学・中退防止に取組んでいます。

【生活困窮者自立支援制度に基づく事業】

事　業　名	事　業　内　容
自立相談支援事業	就労やその他の自立に関する相談支援やプラン作成等
住居確保給付金の支給	離職などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し，有期で家賃相当額の給付及び就労支援を行う
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援

② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者を支援する過程において，既存地域の社会資源との連携，新たな社会資源の創出，地域住民の理解を促進するための機会づくりなど，行政と市民が一体となった地域づくりが必要となります。

地域での生活困窮者自立支援制度の認知度を高め，連携を促進するため，一層の周知を図っていきます。

追記

４　成年後見制度利用促進の取組

（三原市成年後見制度利用促進基本計画）

認知症，知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが，高齢社会における喫緊の課題であり，かつ共生社会の実現に資するものです。しかし，成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず，充分に利用されていない状況にあります。

このような状況を踏まえ，平成28（2016）年５月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。成年後見制度の利用の促進には，市町村の取組が不可欠であることから，同法律において，市町村の講ずる措置等が規定されました。市町村は，国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して，当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な施策を市町村計画として定めるよう努めると明記されています。国は令和３年度末までに全市町が，この市町村計画を定めること，また地域連携ネットワークの中核となる機関を設置することをＫＰＩ（成果指標）として掲げています。

本市においても，認知症，知的障害，精神障害等により判断能力が十分ではない人の本人らしい生活を守るために成年後見制度を利用できるよう，権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組み，成年後見利用の促進を行います。

（１） 権利擁護支援における地域連携ネットワークとは

地域連携ネットワークとは，判断能力が十分ではない人が成年後見制度を利用し，適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのことです。「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」，「早期段階からの相談・支援体制の整備」，「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を実現する体制の整備が必要です。

具体的には，①本人に身近な親族や福祉・医療・地域等の関係者と後見人とで構成され，日常的に本人の見守り・支援をおこなう「チーム」，②法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携体制を強化し，成年後見制度に関する情報共有をし，必要に応じ，「チーム」に対し専門的な助言や成年後見制度の利用の促進を図る方策の検討などを行う「協議体」，③専門職による専門的助言等の支援の確保や，協議会の事務局など地域連携ネットワークの中核を担う「中核機関」の３つの体制の整備と連携が重要となります。

（２） 現状と課題

①　支援者が感じる成年後見制度の課題

三原市内の地域包括支援センターや障害者相談支援事業などを調査対象として行った調査※１では，成年後見制度の課題や問題について「本人の理解・同意を得るのが難しい」が全体の34.5％で最も多く，「どのタイミングで制度を利用したらよいかわからない」が32.9％と次いで多い結果となっています。

また，成年後見制度に期待する機能としては「成年後見制度に関する専門的な相談機関（窓

口)の設置」が47.3%と最も多く，次いで「成年後見制度の利用手続きに関する専門的な相談支援」が39.3%と続いています。特に，「専門的な相談窓口の設置」は，それぞれの属性の中で最も多く選ばれたことから，権利擁護の専門的な相談への対応ができる機能の必要性が高いと考えられます。

② 三原市における成年後見利用促進事業の現状と課題

内容	現　　　状	課　　　題
広報 啓発	後見制度の講演会実施（1回／年）	・支援者となりうる専門職への広報･啓発ができていない。 ・市民向けの講演会の参加者が少ない。 ・支援者の知識不足などで後見制度を利用した方がよいかの判断ができない場合がある。
相談	市や高齢者･障害者の相談窓口での相談対応	専門的な相談の対応に苦慮する場合がある。
利用 促進	・市民後見人養成講座受講の助成 ・市長申立候補者職種の指定	・市民後見人養成講座受講後のフォローアップ体制ができていない。 ・受任調整は職種の候補しかできていない。 ・親族申立に対する支援が十分ではない。
後見人 支援	市長申立の後見人就任後のケア会議の開催	本人等申立や親族後見人への支援が不十分。
ﾈｯﾄﾜｰｸ		司法関係者を含めたネットワークがない。

（３）具体的施策

① 権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行います。（広報機能）
② 相談窓口を明確化し，本人や支援者からの相談対応を行います。（相談機能）
③ 市長申立，成年後見人報酬助成などの利用支援及び市民後見人育成などの利用促進の取組を行います。（利用促進機能）
④ 後見人の活動が円滑に行われるよう関係者との連携や，法律の専門家へのつなぎ支援を行います。（後見人支援）
⑤ 上記①から④までの機能のあり方を検討する協議体を設置します。
⑥ 権利擁護の専門的な相談と連携を図る機関として，上記①から④までの機能を備えた地域連携ネットワークの中核機関を設置します。

※1三原市保健福祉部高齢者福祉課，県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科　手島　洋（2017）「三原市権利擁護センターのあり方検討会調査研究報告書」，P42-44

追記

5　再犯防止への取組

（三原市再犯防止推進計画）

1　はじめに（計画策定の趣旨）

全国における刑法犯の認知件数（警察が発生を認知した事件の数）及び検挙者数（警察が検挙した事件の被疑者数）は，年々減少傾向にあります。

一方，刑法犯の検挙者のうち，再犯者（検挙が2回目以上の人）の割合は微増を続けており，平成30年は48.8%となっています。本市においては，検挙者のうち，再犯者は56.5%となっています。

こうした状況の中，誰もが安心して地域生活を送るためには，再犯防止への取組は必要なことであり，犯罪や非行をした人の抱える問題を踏まえた取組が重要となります。

国の統計資料等によれば，生きづらさを抱える犯罪をした人等が多く，地域社会から孤立させないよう関係者間の緊密な連携協力により，犯罪をした人に寄り添った支援を行っていくことが課題となっています。

このため，市民の理解と協力を得つつ，犯罪をした人等が自分らしく暮らしていくための支援（更生支援）のあり方を明確にするとともに市内で更生支援に取り組んでいる民間協力者等への支援と連携を促進しながら，犯罪の未然防止と立ち直ろうとする人を受け入れる地域社会を実現し，円滑な社会復帰につなげ，市民が安心して暮らせる環境づくりのため，再犯の防止等に関する施策を計画的に推進する三原市再犯防止推進計画を策定します。

2　現状と課題

（1）刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

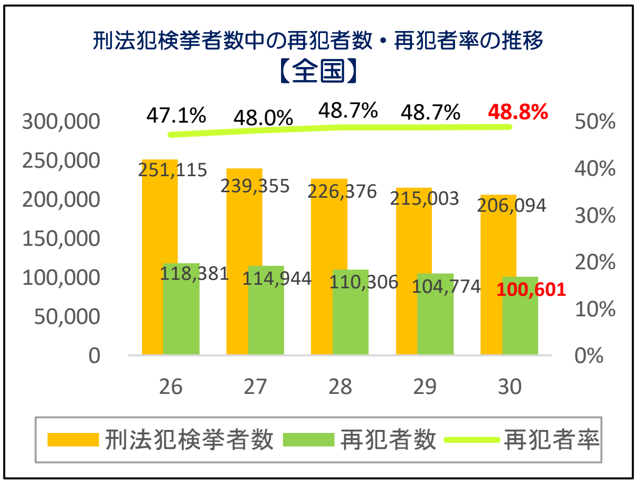

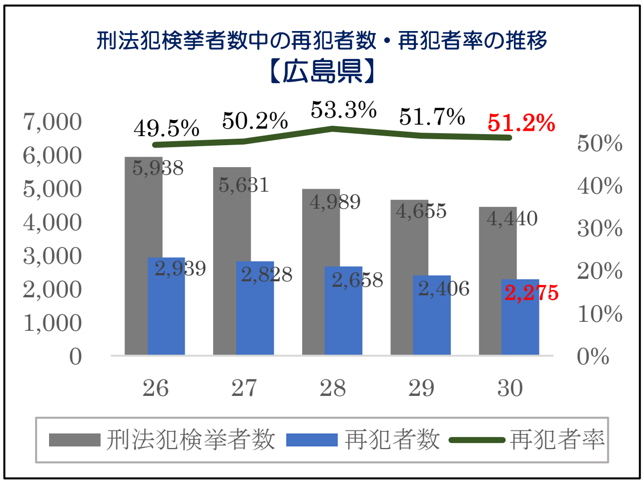

近年，刑法犯の検挙者数は減少傾向にあり，平成30年は全国で206,094人，広島県で4,440人，本市においては191人（少年を除く）となっている。

一方，刑法犯による検挙者のうち，再犯者の割合は微増傾向にあり，平成30年は全国で48.8%，広島県で51.2%，本市においては56.5%となっている。

このような状況を踏まえ，安全安心な社会を実現するためには，再犯防止対策を推進することが必要不可欠である。

(2) 福祉サービス等へのつなぎ

犯罪に至った人の中には，地域の中の誰とも繋がっていない人，支援の狭間に埋もれている人，安定した仕事や住居がない人，障害特性があるがゆえに犯罪に至る人，障害特性に付け込まれて犯罪に巻き込まれる人等の存在が多い。これらに対応する各種支援の縦割り制度を超え，地域共生の視点を持って支える連携システムが必要である。

(3) 三原市関係組織

団体名	活動内容
三原市保護司会	保護司会に所属する保護司は，犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき，法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが，給与は支給されません。保護司は，民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし，保護観察官と協働して保護観察に当たるほか，犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき，スムーズに社会生活を営めるよう，釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。本市では63名の保護司が活躍しています。近年，保護司の人員が減少傾向にあることから，適任者の確保が課題となっています。
三原市更生保護女性会	更生保護女性連盟は，地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに，青少年の健全な育成を助け，犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。本市では130名の会員が活躍しています。
三原地区協力雇用主会	協力雇用主は，犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を，その事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主です。本市では，42社の事業主が協力しています。
BBS会	非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し，一緒に悩み，一緒に学び，一緒に楽しむことを通じて，少年の立ち直りや自立を支援するとともに，非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。本市では，12人（県立広島大学の学生）の会員が活動しています。

３　基本目標（施策方針）

(1) 関係者との緊密な連携協力

犯罪をした人等が地域で孤立することがないよう，地域社会の一員として受け入れるためには，国や司法関係者，警察，民間団体，地域関係者等の連携協力が必要であり，緊密な連携協力関係の構築を目指します。

(2) 切れ目のない支援

犯罪をした人の立ち直りには，長い時間を要すことがあります。本人の希望や特性等を把握し，関係機関や民間ボランティアとの連携により，切れ目のない支援を受けることができるように努めます。

(3) 普及啓発

刑務所出所者等が円滑に社会復帰をするためには，市民や地域社会の理解を深める必要があり，団体等の活動を積極的に周知し，普及・啓発等の充実を図ります。

４　主要施策（具体的施策）

内容	方向性
福祉サービス等の利用促進	・高齢者や障害のある人の相談を受け付け，その状況にあった適切な保健医療，福祉サービスを提供します。 ・相談支援事業所等において，犯罪をした人等のうち，障害者等の福祉的支援が必要なものに対して，必要な福祉サービスの円滑な提供に取り組みます。 ・地域包括支援センター等において，認知症（疑いを含む）犯罪をした人等の高齢者に関する相談を受け付け，その状況に応じた必要なサービスの円滑な提供に取り組みます。
就労・居住の確保	・三原市社会福祉協議会に設置する生活困窮者自立支援事業により，就労や居住等に関する相談に応じ，関係機関と連携した支援を行います。 ・広島県居住支援協議会において，保証人の確保が困難な人への支援を行います。また，障害のある人は，三原市住居確保支援会議において，住居確保に向けた相談や保証人確保等の支援を行います。
学校教育・青少年健全育成	・様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して，青少年指導相談員や教育相談指導員等を配置し，必要に応じ，広島法務少年支援センターと連携して適切に相談支援を行います。 ・青少年育成三原市民会議等の民間団体が行う地域の非行防止活動に協力します。 ・非行の未然防止活動として，若者の健やかな成長を支えるための各種イベントやワークショップに関する情報の周知に努めます。

防犯活動・ 啓発活動	・防犯灯を維持管理し，夜間の安全確保及び犯罪の防止に取り組みます。 ・防犯カメラを新たに設置する町内会等に設置費の補助を行います。 ・警察等の関係機関と連携し，特殊詐欺等の防犯情報を配信し啓発に努めます。 ・民間団体の活動を積極的に周知し，市民の理解を深めます。
相談支援	・三原市社会福祉協議会に設置する生活困窮者自立相談支援センターみはらにおいて，犯罪をした人等の相談を受け付け，自立に向けた支援を行います。 ・女性相談員を配置し，DV 等に関する様々な相談を受け付け，関係機関と連携し，犯罪をした人等の状況に応じた適切な支援を実施します。
国・民間団体等との 連携強化	・民間ボランティアの保護司会に補助金を交付することにより，地域の再犯防止活動を支援します。 ・「社会を明るくする運動」を保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。

第６章　重点プロジェクト

地域住民が抱える課題は多岐にわたり，その解決には行政だけでなく，住民，住民自治組織及び関係団体などとの協力のもと進めていく必要があります。本市では，アンケートや関係団体ヒアリングにおいて地域福祉を担う人の不足や災害時の対策，社会の少子高齢化における生活不安といったことが多くあげられました。これらを踏まえ，計画の中で特に推し進めていく「重点プロジェクト」を以下の通り設定しました。

重点プロジェクト１

地域のリーダー養成とネットワーク体制の整備

高齢化が進む中，地域活動を担う人材は固定化しており，新たな人材の育成・確保が必要となっています。特に活動を束ね，地域の取組みをコーディネートする活動リーダーの育成や幅広い住民参加が今後の地域福祉の課題となっています。

課題解決のため，新たな体制づくり（勤労者の地域参加促進，団塊の世代・意欲のある高齢者等の知識・技術・経験の活用）を進めます。

また，リーダーの養成とともに，地域活動への理解を促進し，リーダーを支え，活動に参画する地域住民を増やすことが求められています。

それらの人材や，活動団体のネットワーク体制を整備し，地域活動の促進を図ります。

●地域福祉を推進するリーダーや担い手の養成
●生活支援コーディネータによるネットワーク体制の整備と協議体（地域福祉ネットワーク会議）設置の推進
●ボランティア・市民活動サポートセンターの強化
（広報・コーディネート機能・住民活動支援の充実）

重点プロジェクト 2

避難行動要支援者避難支援の取組強化

平成30（2018）年７月豪雨は，土砂災害や河川の氾濫など甚大な被害をもたらしました。

避けることのできない自然災害に対し，被害を減らす対策として，日頃からの見守り活動等を通じた地域住民相互による支え合いや助け合いの体制づくりの重要性について再認識しました。

地域の防災意識の醸成を図るとともに，高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者避難支援について，日頃から地域で考え行動し，支え合う基盤をつくります。

地域住民が災害を通して，地域にある問題を我が事として捉え，自ら行動を起こすことで地域の福祉力を高め，関係機関と連携しながら，支える側，支えられる側を分断しない，地域共生社会を目指します。

●避難行動要支援者対策の推進と実践体制の充実
●自主避難所等における住民の互助体制の構築
●多言語の避難情報の提供
●地域での防災意識の啓発
●庁内関係各課や関係機関との連携を強化
●わかりやすい多種多様な情報伝達の提供
●地域におけるサロン活動への支援拡充（高齢者，子育て世代，障害のある人等の交流促進）

重点プロジェクト 3

権利擁護の強化推進

認知症高齢者の増加や，知的障害者，精神障害者の地域生活の移行などに伴い，判断能力が不十分な人々への地域生活支援の充実が求められています。

また，高齢者，障害のある人，子どもに対する虐待などの課題を抱える世帯や人への対応も大きな課題となっています。すべての人の権利が擁護される社会を形成していくためにも，地域の見守り等により権利擁護に関する支援の必要な人の早期発見，早期支援に向けた取組が必要です。

総合的な権利擁護体制の構築のため，住民理解の促進，既存制度との調整や権利擁護を担う関係機関及び専門職とネットワークの構築を図りながら地域づくりを推進します。

●福祉サービス利用援助事業の周知・利用促進
●高齢者，障害のある人，児童等の虐待や配偶者，パートナーからの暴力に対し，一体的に取組むネットワークの構築
●生活困窮者自立支援制度・成年後見制度・任意後見制度の周知・利用促進
●見守り支援体制の拡充
●認知症の人，知的障害や精神障害のある人への理解と支援の推進
●認知症サポーターや認知症キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師）の養成

重点プロジェクト 4

総合的・包括的な相談支援体制の構築（追加）

複合的な生活課題を抱える人や世帯が増加する中で，地域共生社会の実現を目指すためには，「我が事・丸ごと」の体制整備を進める必要があることから，地域の中で住民同士が互いに課題解決できる体制づくりを進めるとともに，既存の相談・支援機関を活用し，これらの機関が連携できる相談・支援体制の構築・強化をめざします。

<u>○地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化</u>

多様な主体が連携・協働し，地域共生社会の実現に向けて，地域での課題解決力の強化に取組みます。

●地域住民が主体的に地域課題の解決が図れるような支援

●住民活動を支援する関係機関との連携強化

<u>○相談・支援機関の連携体制を構築・強化</u>

支援が必要な人の増加とともに，公的サービスの対象とならない制度の狭間にある人や，個々の相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱える世帯や人などへの対応が大きな課題となっています。

今後は，一人ひとりの生活で生じる課題に対してきめ細かく対応するために，地域における見守り体制の強化と相談機能の充実を図ります。

また，多様な分野の相談・支援機関が連携・協働できるような仕組みづくりを進めます。

●各種会議を活用し横断的に連携・協働できるような仕組みづくり

第７章　協働・連携による推進体制

１　関係機関等の協働による計画推進

本計画を推進していくにあたっては，地域福祉を担う主体が互いに連携をとり，それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

これらの多様な主体が地域福祉の推進という一つの目的に向かって，総合的・一体的に連携しながら行動していくため，小地域におけるネットワークから，専門的な機関，公的機関等におけるネットワークまで，要支援者の状況にあわせた多種多様なネットワークの連携と活用を進めます。

また，社会資源を効果的に結びつけるコーディネーター的役割を果たす人材を，地域・団体，及び地区社会福祉協議会の中から育成し，需要と供給をうまく結びつける調整機能をもたせます。

■地域福祉ネットワークのイメージ図＜地域の関係団体同士の連携＞

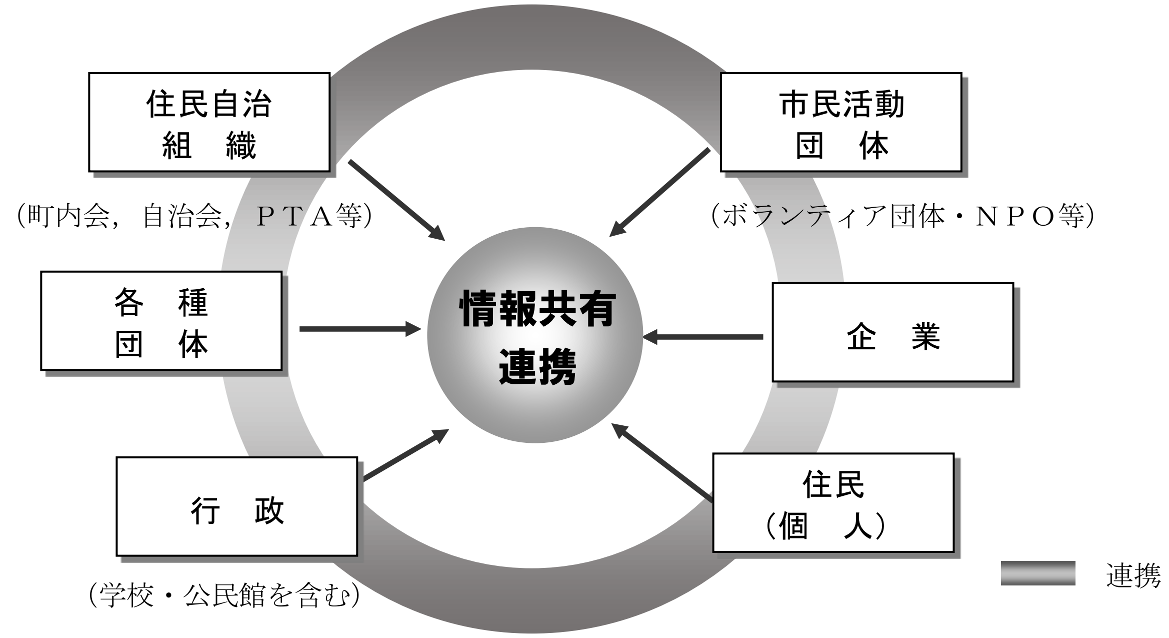

■小地域における見守り安心ネットワークのイメージ図

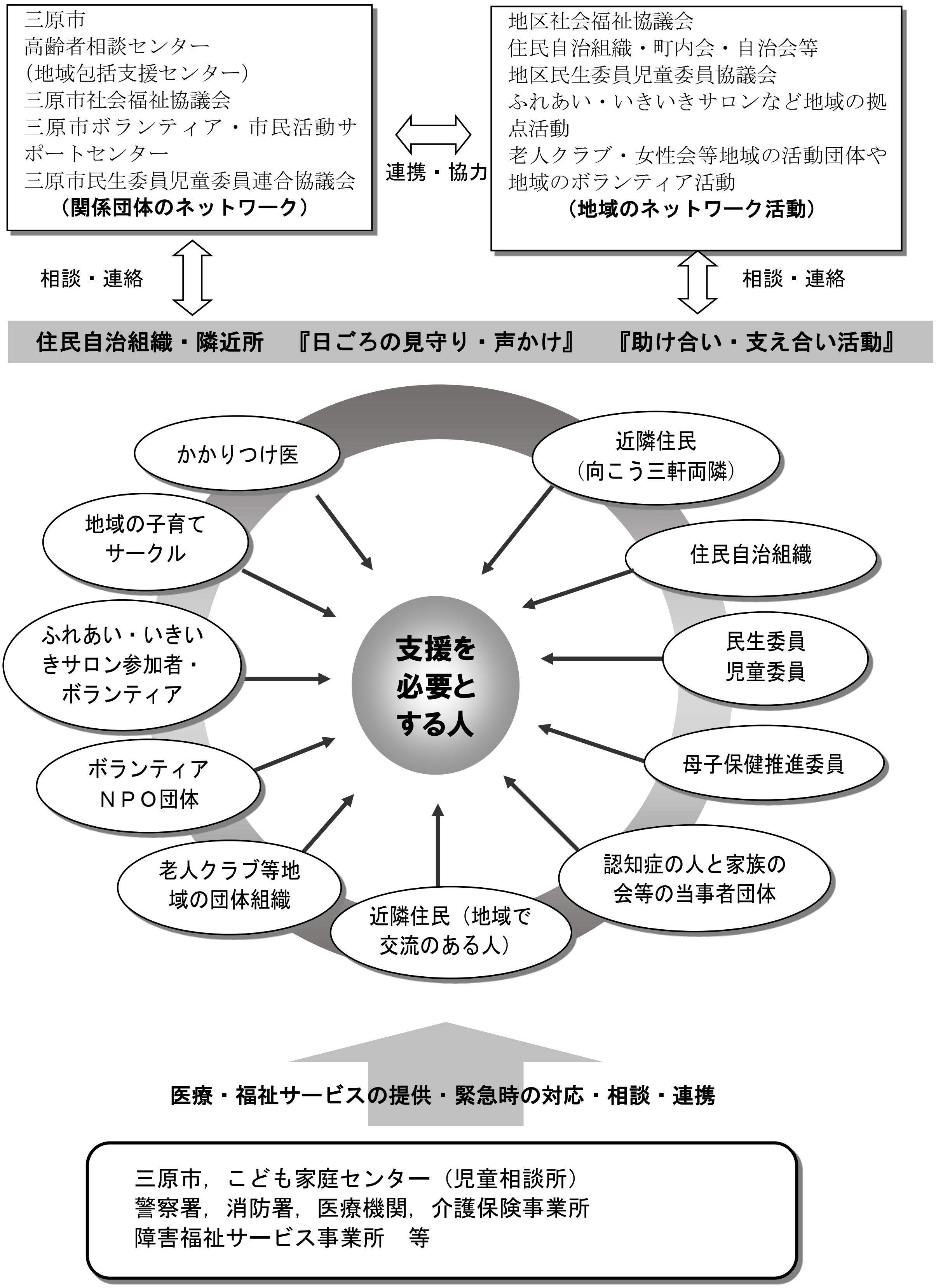

1　行政と社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は，地域福祉を推進する中核として，住民や地域活動団体等との協働を進めるとともに，行政との調整役としての役割を担っています。

また，社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は，本計画のより具体的な取組み方針を示す計画です。行政と社会福祉協議会は，各々の立場で，より一層の連携を深めながら，総合的・一体的に各事業を推進していきます。

両計画を見直す際には，整合性を図りながら見直すこととします。

2　行政内の連携

行政は，住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため，住民・地域・事業者及び社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら，相互に連携や協力を図り，地域福祉活動を促進するための支援を行います。

また，保健・医療・福祉の関係各課のほか，庁内関係各課との連携を強化し，総合的に地域福祉を推進していきます。

3　地域内の連携

地域福祉の活動の主体として，最も基本的な活動主体は，地域に生活している地域住民，地域団体です。地域の一人ひとりが，地域福祉に対する意識を高め，地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

地域福祉計画の推進にあたっては，地域の関係組織・団体が横のつながりをもてるよう，情報交換や交流のできる機会や場づくりを促進します。

今後はこれらの組織・団体を結びつける地域福祉ネットワークを構築し，互いに連携のとりやすい体制を整備します。

4　保健・医療・福祉・教育の連携

一人の要支援者を支えるためには，保健・医療・福祉の分野を越えた，一体的なサービスを提供する必要があります。

地域包括ケア連携推進協議会，地域ケア会議，生活支援体制整備委員会（地域福祉ネットワーク会議）等の開催により，地域と各種サービス提供事業者が相互に連携できる体制を充実します。

市内には県立広島大学をはじめとして，多くの教育機関があります。今後はこれらの機関との連携を一層深めていきます。

また，生涯学習と福祉の連携を図り，ボランティア等の担い手を育成します。

2　計画の周知

本計画を策定するにあたり，アンケート調査や関係団体ヒアリング，住民，各種団体，事業所など多くの方の声をお聞きしました。今後，本計画の推進においては，市にかかわるさまざまな人々の協力，行動が重要となります。

そのためにも，より多くの市民に本計画を知ってもらう，関心を持ってもらう必要があることから，市のホームページなどへの掲載や，地域福祉に関するシンポジウムの開催など，あらゆる機会を通じて，市が率先して本計画の公表，周知に努めていきます。

第８章　地域での実践編

１　地域での課題把握や生活支援

地域住民の福祉力を高める取組みとして，地域課題の発見，課題解決また生活支援を主体的に図れるよう「生活支援体制整備事業」等により推進体制を構築することが必要です。

（１）生活支援体制整備事業とは

厚生労働省では，可能な限り住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう，地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

本市では，地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう「生活支援体制整備事業」を実施し，地域の互助を高め，地域全体で支援が必要な住民を共に支え合える地域づくりを進めています。

（２）「生活支援コーディネーター」と「協議体」について

生活支援体制整備事業は，高齢者をはじめ地域住民が在宅生活を継続していくために必要となる生活支援サービスの提供体制構築を目的とし，「生活支援コーディネーター」を中心に多様な団体，機関等が連携をとりながら，生活支援体制の充実・強化を行うものです。

「生活支援コーディネーター」及び「協議体」は，地域におけるサービス提供体制の整備に向けた取組みを推進するため、以下のとおり活動区域を設定しています。

・第１層：市全域
・第２層：小学校，中学校圏域
・第３層：連合町内会，小さな生活圏域

※「生活支援コーディネーター」とは，地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす調整役です。

※「協議体」とは，地域で高齢者をはじめ地域住民を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした，定期的な情報共有・連携強化の場です。

（３）生活支援体制整備事業のコーディネーター・協議体の構成イメージ

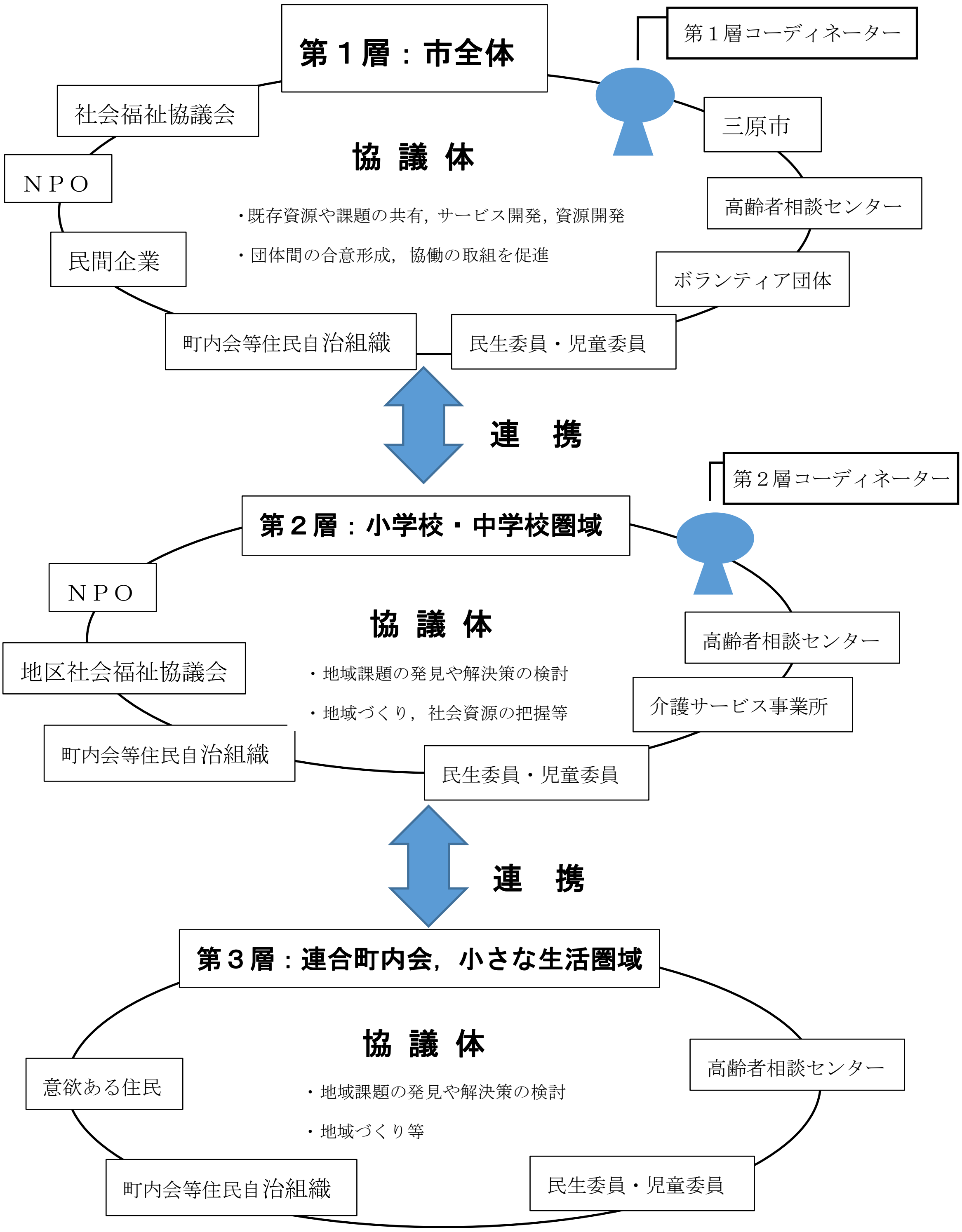

２　地域での活動の提案

行動目標を達成するために，地域で実践していく取組みの基本的な手順として，次のような段階を踏むことが考えられます。

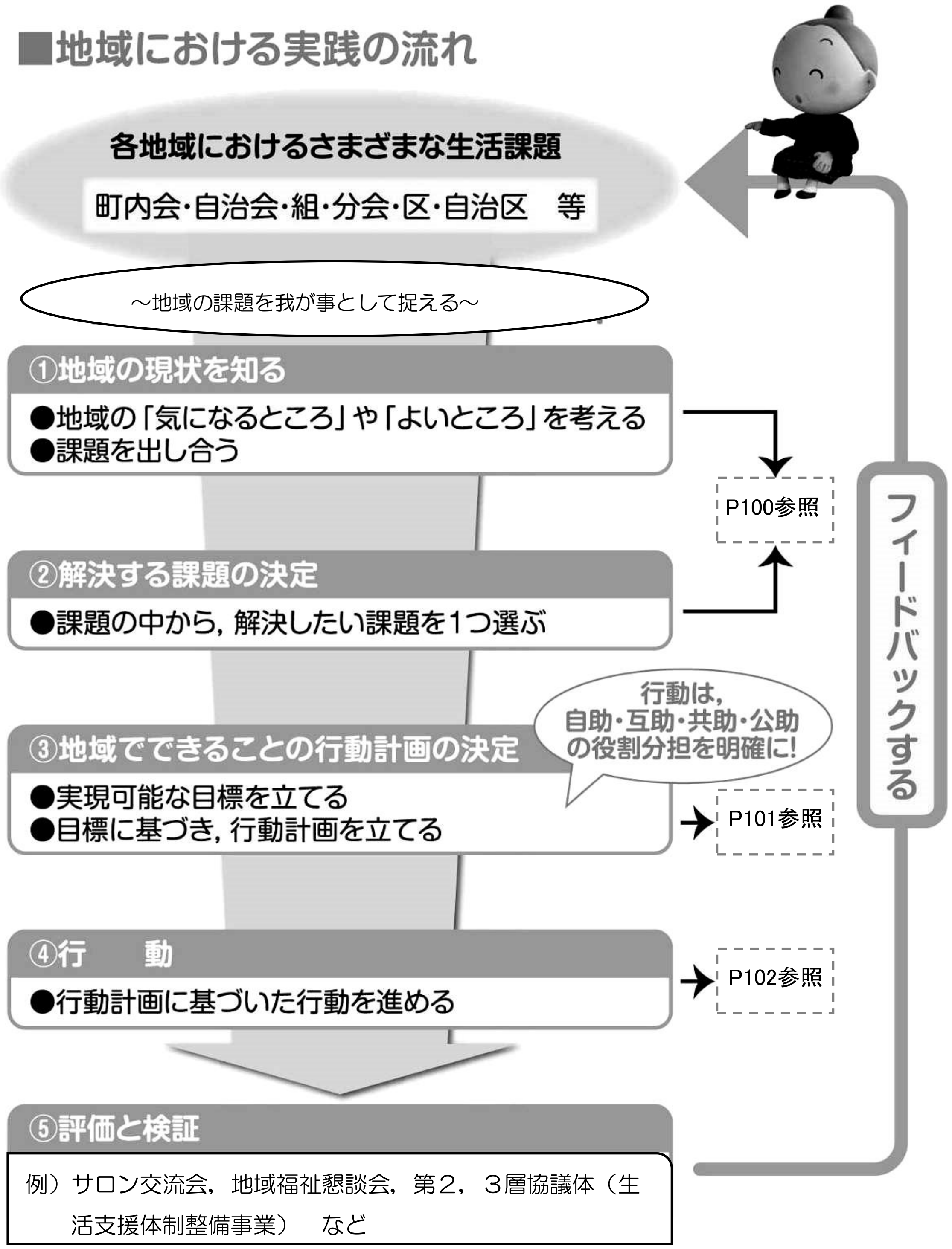

①地域の現状を知る
②解決する課題の決定　の具体的手法

私たちの住む地域の現状をよく知るために，地域の困りごと（弱み）だけでなく，良いところ（強み）をまとめて，地域全体で共有します。

次のような順番で考えていくと，整理がしやすくなります。

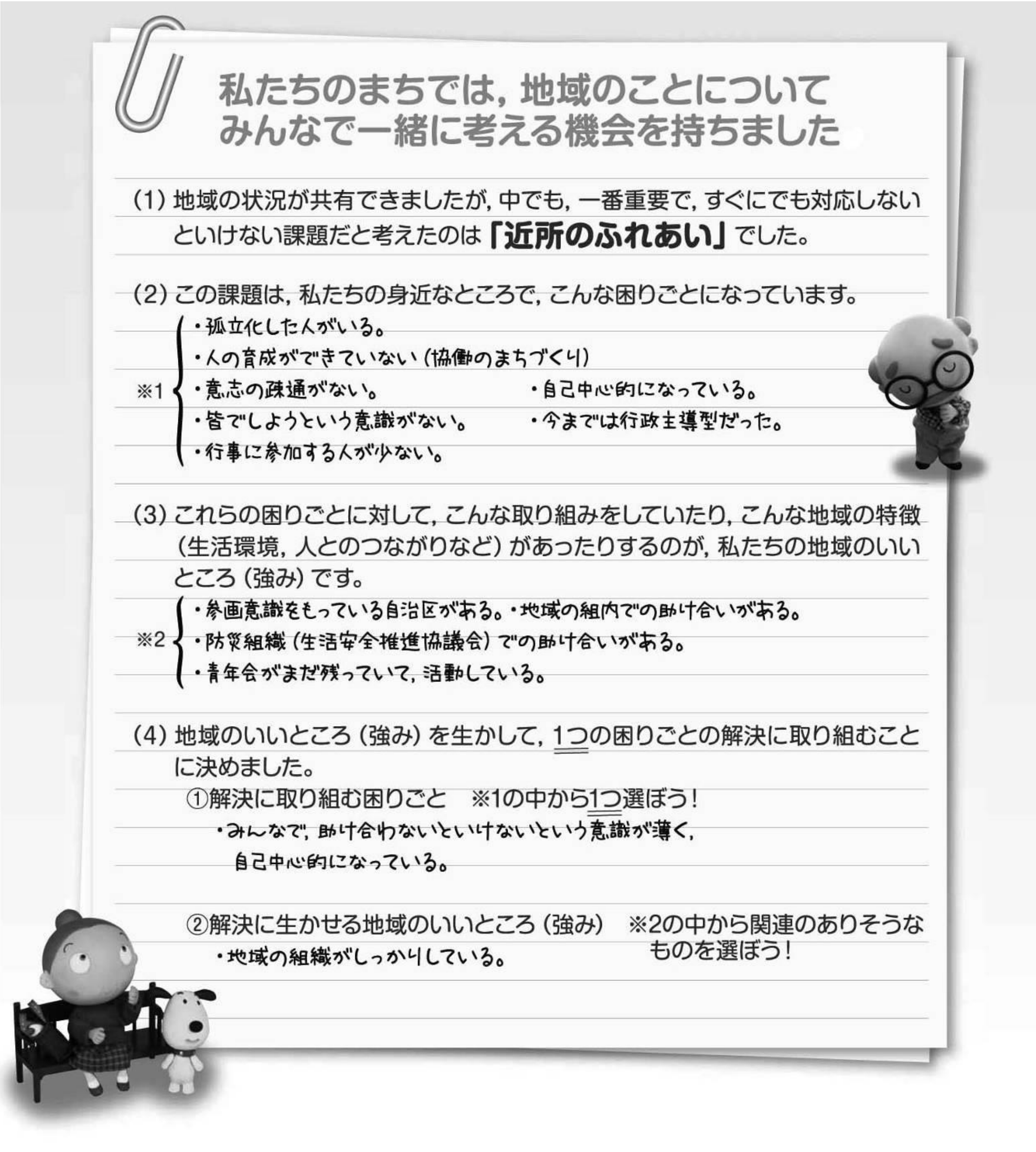

私たちのまちでは，地域のことについて みんなで一緒に考える機会を持ちました

(1) 地域の状況が共有できましたが，中でも，一番重要で，すぐにでも対応しないといけない課題だと考えたのは**「近所のふれあい」**でした。

(2) この課題は，私たちの身近なところで，こんな困りごとになっています。

※1
- 孤立化した人がいる。
- 人の育成ができていない（協働のまちづくり）
- 意志の疎通がない。
- 自己中心的になっている。
- 皆でしようという意識がない。
- 今までは行政主導型だった。
- 行事に参加する人が少ない。

(3) これらの困りごとに対して，こんな取り組みをしていたり，こんな地域の特徴（生活環境，人とのつながりなど）があったりするのが，私たちの地域のいいところ（強み）です。

※2
- 参画意識をもっている自治区がある。
- 地域の組内での助け合いがある。
- 防災組織（生活安全推進協議会）での助け合いがある。
- 青年会がまだ残っていて，活動している。

(4) 地域のいいところ（強み）を生かして，1つの困りごとの解決に取り組むことに決めました。

①解決に取り組む困りごと　※1の中から1つ選ぼう！
- みんなで，助け合わないといけないという意識が薄く，自己中心的になっている。

②解決に生かせる地域のいいところ（強み）　※2の中から関連のありそうなものを選ぼう！
- 地域の組織がしっかりしている。

③地域でできることの行動計画の決定

ステップ1

自分たちの地域で取り組めそうな事と，自分たちでは解決できない事に分けて整理します。

ステップ２

自分たちで取り組めそうな事について，考えて見ましょう。

行動計画は，次のような行動計画ノートに書き込みながら決めていくと，より具体的な計画となります。

～行動計画ノート（例）～

困りごとの解決を，こんな段取りで進めることにしました

（1）地域の他の人も同じような困りごとを抱えていないか話をしてみました。

①だれが，だれに話をしますか？（例：民生委員，近隣の人，家族・・・）

・民生委員，町内会等の役員，近所の人

②どうやって聞きますか？（例：家を訪問，サロンの時に，町内会の集まりで・・・）

・組の話し合いの時，訪問の時，電話

③どんなことを聞きますか？（例：他に同じような例はないか，解決策のアイデア）

・困りごと，何かして欲しいこと，話し相手になる（世間話）

（2）困りごとの解決のために，地域でこんな活動を始めました。

①だれが，だれと一緒に活動しますか？

・ボランティア仲間，サロンの仲間，区の運営委員，生活安全推進委員会

②どんな内容の活動をしますか？

・見守り活動

・声かけ運動（顔を見て）

③いつ活動しますか？（夜？休日？日中？／どれくらいの頻度で？）

・月３回　　　　・不定期

（3）地域の力だけでは解決できないことが出てきた時，相談先を持っておくと安心だと思い，私たちの活動を伝えて，協力をお願いしました。

①どんなことを伝え，協力をお願いしますか？

・防犯での安心・安全な地域づくりのための啓発活動，相談窓口

②どこに相談しますか？（例：社会福祉協議会，行政）

・社会福祉協議会，行政，警察，消防署，救急病院

④行　動

「行動計画ノート」等に記入した計画をもとに，取りかかりやすいことから実際に行動していきます。

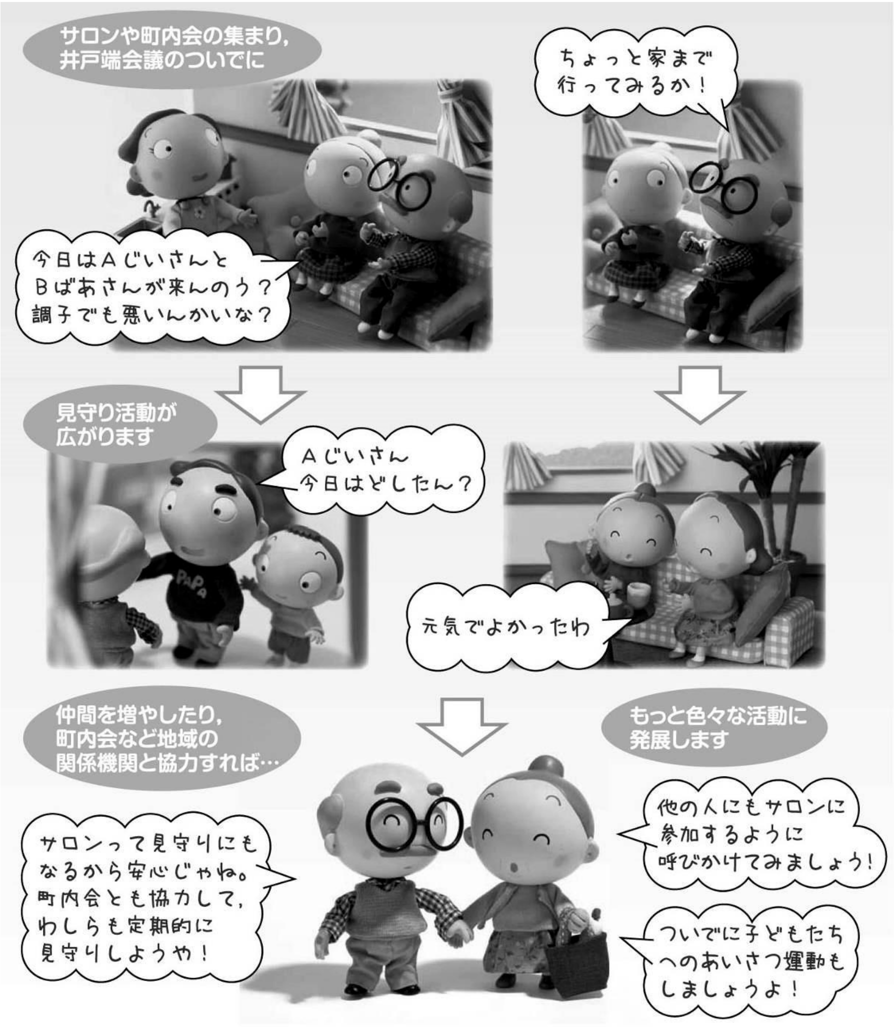

⑤評価と検証

行動したら，結果を見直し，その成果等を自己評価します。評価・検証した結果をもとに，随時計画の改善を行い，次の行動へとつなげます。客観的評価のできる場として，サロン交流会，地域福祉懇談会，また第1層協議体（三原市生活支援体制整備委員会）を活用します。

○紹介した具体的手法は，市内一律のやり方ではなく，地域の実情や特性を踏まえて，それぞれが試行錯誤しながら進めていくものです。
○行動と成果を振り返りながら，模索の中から生まれてくるものが大切だと考えます。

第９章　計画の評価と見直しのしくみ

本計画の進行管理については，三原市総合保健福祉計画推進等委員会により進捗状況や達成度等を定期的に評価したうえで，取組みの推進や見直しについての検討を行い，計画の円滑な推進に努めます。

また，計画の円滑な推進のためには，これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため，計画を立案し（Plan），実践する（Do）ことはもちろん，目標設定や計画策定後も適切に評価（Check），改善（Act）が行えるよう，循環型のマネジメントサイクル（ＰＤＣＡサイクル）の構築に努めます。

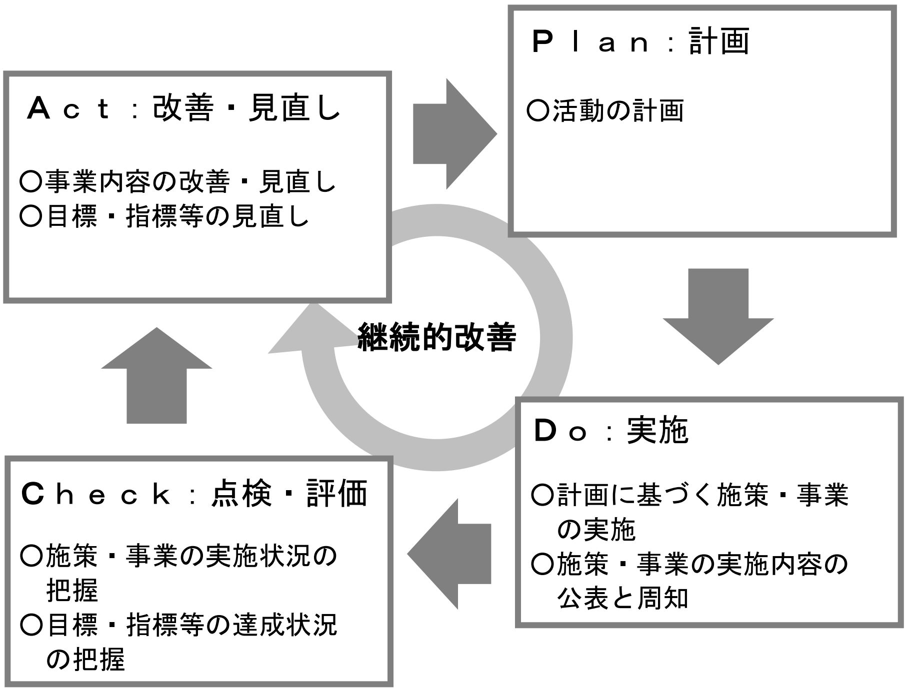

資 料 編

◆　三原市総合保健福祉計画推進等委員会設置要綱

平成 24 年 4 月 27 日
要 綱 第 ９ ０ 号

（設置）

第１条　三原市高齢者福祉計画，三原市介護保険事業計画，健康・食育みはらプラン，三原市障害者プラン及び三原市子ども・子育て支援事業計画並びにそれらの上位計画である三原市地域福祉計画を三原市総合保健福祉計画と位置づけ，三原市における一体的な保健・医療・福祉行政を推進するため，三原市総合保健福祉計画推進等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は，次に掲げる事項について審議する。

(1) 三原市地域福祉計画に関すること。
(2) 三原市高齢者福祉計画に関すること。
(3) 三原市介護保険事業計画に関すること。
(4) 健康・食育みはらプランに関すること。
(5) 三原市障害者プランに関すること。
(6) 三原市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
(7) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は別表に掲げる機関，団体及び学識経験者で構成される委員18人以内で組織し，市長が委嘱する。

２　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は３年とし，再任を妨げない。

２　補充された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　委員会の会議は，委員長が招集し，主宰する。

２　会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員長が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

（部会）
第６条　委員会に，必要に応じて部会を置くことができる。
２　部会に属する委員は，委員長が指名する。
３　部会に部会長を置き，委員長の指名する委員がこれに当たる。
４　部会長に事故があるときは，部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
５　部会長は，説明又は意見を求める必要があると認めるときは，部会の会議に第２項に規定する者以外の者を出席させることができる。
６　部会長は，必要があると認めるときは，部会の会議に関係職員の出席を求めて，説明若しくは意見を聞き，又は必要な資料の提出を求めることができる。
７　部会の庶務は，各計画を所管する課が行う。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は，高齢者福祉課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則
この要綱は，平成24年５月１日から施行する。
附　則（平成27年３月16日三原市要綱第10号）
この要綱は，平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成28年12月19日三原市要綱第109号）
この要綱は，公布の日から施行する。
附　則（平成31年３月25日三原市要綱第14号）
この要綱は，公布の日から施行する。

◆　三原市総合保健福祉推進等委員会（地域福祉計画策定部会）

任期　　令和３（2021)年７月９日まで

１　改訂版　三原市地域福祉計画素案作成時の委員（令和元年６月）

所　　属	氏　名	※地域福祉計画策定部会委員
住民自治組織代表（三原地域）	谷口　佳寿子	○
住民自治組織代表（本郷地域）	本山　繁則	○
住民自治組織代表（久井地域）	前石　和昭	○
住民自治組織代表（大和地域）	杉谷　辰次	○
学識経験者（地域福祉計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	金子　努	○
学識経験者（三原子育て応援プラン）	西村　いづみ	○
学識経験者（健康みはら２１計画）	安武　繫	
学識経験者（食育推進計画）	木村　要子	
学識経験者（障害者プラン）	－	
広島県東部保健所代表	渡辺　慎一	
三原市医師会代表	木原　幹夫	
三原市歯科医師会代表	海田　博文	
三原薬剤師会代表	森広　亜紀	
三原市社会福祉協議会代表	吉岡　幸治	○
三原市民生委員児童委員連合協議会代表	味木　文司	○
三原市地域自立支援協議会代表	岡田　雄幸	○
三原市保育連盟代表	眞田　右文	
三原市地域包括支援センター代表	尾野　康雄	○

（敬称略）

２　地域福祉計画追記時の委員（令和３年３月）

所属	氏名
住民自治組織代表（三原地域）　　　　谷口　佳寿子	谷口　佳寿子
住民自治組織代表（本郷地域）	本山　繁則
住民自治組織代表（久井地域）	前石　和昭
住民自治組織代表（大和地域）	杉谷　辰次
学識経験者（地域福祉計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	金子　勉
学識経験者（みはら子育て応援プラン）	田中　聡子
学識経験者（健康みはら２１計画）	安武　繁
学識経験者（食育推進計画）	木村　要子
学識経験者（障害者プラン）	伊藤　泰三
広島県東部保健所代表	村上　誠二
三原市医師会代表	木原　幹夫
三原市歯科医師会代表	海田　博文
三原薬剤師会代表	森広　亜紀
三原市社会福祉協議会代表	吉岡　幸治
三原市民生委員児童委員連合協議会代表	味木　文司
三原市地域自立支援協議会代表	岡田　雄幸
三原市保育連盟代表	眞田　右文
三原市地域包括支援センター代表	尾野　康雄

（敬称略）

◆　改訂版策定の経過

（1）これまでの計画策定

年　月	内　容
平成18(2006)年３月	計画策定
平成21(2009)年３月	計画策定【平成21(2009)年４月～平成26(2014)年３月　５か年計画】
平成26(2014)年３月	計画策定【平成26(2014)年４月～令和５(2024)年３月　10か年計画】

（2）本計画の改訂（中間見直し）に向けて

年　月　日	内　容
平成30(2018)年３月８日 ～　４月20日	アンケート調査票を,町内会等住民自治組織の役員513名と三原市民生委員・児童委員及びボランティア等353名に送付
７月６日	平成30(2018)年７月豪雨
８月27日	平成30(2018)年度第１回三原市総合保健福祉計画推進等委員会開催 ・三原市地域福祉計画策定部会設置について説明
10月４日	第１回三原市地域福祉計画策定委員会開催 ・県立広島大学　金子努委員による講演 ・アンケート調査結果の報告 ・地域福祉に係る課題抽出
11月１日 ～11月30日	平成30(2018)年７月豪雨災害後の意識変容を確認することを目的とした追加アンケート調査票を,町内会等住民自治組織の役員513名及び三原市民生委員・児童委員251名に送付
平成31(2019)年２月４日	平成30(2018)年度第２回三原市総合保健福祉計画推進等委員会, 兼第２回三原市地域福祉計画策定委員会開催 ・追加アンケート調査結果等の報告 ・三原市地域福祉計画（素案）の検討及び承認
平成31(2019)年４月18日 ～５月17日	パブリックコメント実施
令和元(2019)年６月26日	令和元(2019)年度第１回総合保健福祉計画推進等委員会開催 ・パブリックコメントの報告 ・計画改訂の報告

◆　追記策定の経過

年月日	内容
令和２年２月10日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会開催 【議事】地域福祉計画追記策定の工程について
８月３日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会　兼　第３回三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定部会の開催 【議事】三原市地域福祉計画追記（案）について
令和３年１月５日 ～27日	パブリックコメントの実施
令和３年１月29日	三原市総合保健福祉計画推進等委員会開催 【議事】・パブリックコメントの結果について ・三原市地域福祉計画追記（案）

三原市地域福祉計画

発　行　年　月：令和３（2021）年３月
発　　　　　行：三原市
編　　　　　集：三原市保健福祉部高齢者福祉課
〒723－8601　広島県三原市港町３丁目５番１号
電　　話：(0848) 67-6055　　ファックス (0848) 64-2130
Ｅメール：kaigo@city.mihara.hiroshima.jp

【改訂版】

三原市地域福祉計画

平成26（2014）年度～令和5（2023）年度